地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会報告書

平 成 27 年 3 月

一般財団法人　自治総合センター

はしがき

今日の我が国における喫緊の課題である「地方創生」に向けた取組みを進める上では、地方団体が各地域の知恵を生かした自主的、自立的な取組みを進められるよう、環境整備を図ることが重要である。そのためには、地方分権を推進し、地方団体の基盤となる地方税を充実させることが不可欠であり、その際、地方の独自税源を充実させるとの視点も重要となる。また、税制に対する国民の信頼を確保し、公正な税制を実現するため、納税者の利便性の向上や課税の適正化などの環境整備を図っていくことも重要であり、平成26年度税制改正において引き続き検討することとされた地方税の猶予制度について、地方団体における実態等を踏まえた検討が求められたところである。

こうした観点から、平成２６年度の研究会では、「社会経済情勢の変化に対応した地方税制の新たな展開」と題して、地方独自税源の充実や地方税における円滑・適正な納税環境の整備をテーマとして、平成２６年６月にその検討を開始し、４回の会合をもった。

短い期間の中で、こうした大きなテーマについて検討を行ったため、本報告書においては、必ずしも明確な結論を示しているわけではないが、本研究会の議論を踏まえた論点を示すことによって、今後の検討の参考になることを期待するものである。

また、本年度の海外調査については、イタリア・ハンガリーにおける地方法人課税、宿泊税等について調査を行った。特に地方法人課税については、平成２７年度税制改正においても中心的なテーマとして議論が行われたが、関係機関から得られた貴重な情報は、今後の税制改正においても大いに参考になるものと考えられる。

最後に、今回の調査研究に当たり、ご多忙のところ委員をお引き受けいただいた先生方、海外調査などにおいて調査研究にご協力いただいた関係機関の方々に心から感謝を申し上げる。

平成２７年３月

地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会
委員長　持田信樹
一般財団法人自治総合センター
理事長　若林清造

地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会　委員

委　員　長	持田　信樹	東京大学大学院経済学研究科教授
委　　員	青木　宗明	神奈川大学経営学部教授
	浅妻　章如	立教大学法学部教授
	柏木　　恵	税理士、ｷﾔﾉﾝｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ戦略研究所主任研究員
	木村　佳弘	後藤・安田記念東京都市研究所研究室長
	星野　菜穂子	和光大学経済経営学部准教授
	八塩　裕之	京都産業大学経済学部准教授
	吉村　政穂	一橋大学大学院国際企業戦略研究科准教授
	加藤　　隆	東京都主税局税制部長
	鈴木　　栄	横浜市財政局主税部長
	平嶋　彰英	総務省自治税務局長
	青木　信之	総務省大臣官房審議官（税務担当）
	開出　英之	総務省自治税務局企画課長

（敬称略）

目　次

Ⅰ　地方独自税源の充実について

１　地方税体系及び地方税収の現状と課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
（１）地方税体系及び地方税収の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
①　地方税体系と税収規模　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
②　地方税収の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
③　税源の地域間の偏在性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
（２）今後目指すべき地方税制の方向　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

２　地方税の変遷と新税を巡る議論　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
（１）地方税の変遷　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
（２）新税を巡る議論　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
①　最近の議論　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
②　新税を検討するにあたってのポイント　・・・・・・・・・・・・・・ 6
③　個別具体の税目別に留意すべき事項　・・・・・・・・・・・・・・・ 8

Ⅱ　地方税における円滑・適正な納税環境の整備

１　地方税の徴収の現状と課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
（１）地方税の課税・徴収方法の特徴 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
（２）地方税の徴収率及び滞納残高の現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

２　地方税の猶予制度について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
（１）地方税における徴収手続きについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
（２）現行の地方税の猶予制度について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
（３）国税における猶予制度の見直しについて ・・・・・・・・・・・・・・・ 19
（４）地方税における猶予制度見直しの論点と対応策について ・・・・・・・ 19
（５）見直しの方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

３　還付加算金の計算の起算日について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

４　京都地方税機構の取組状況の実態について　・・・・・・・・・・・・・ 24
（１）税業務共同化の背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
（２）京都地方税機構における共同化の内容 ・・・・・・・・・ ・・・・ 24
（３）税業務共同化の効果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
（４）今後の課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

Ⅲ　平成 26 年度海外調査報告（イタリア・ハンガリー）

１　海外調査報告の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
（１）イタリアの概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
①　基礎データ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
②　経済動向　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
③　地方自治　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
④　地方税制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
⑤　ラツィオ州の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
（２）ハンガリーの概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
①　基礎データ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
②　経済動向　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
③　税財政の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
④　地方自治　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
⑤　地方税制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

２　イタリア及びハンガリーにおける外形標準課税の現状について　・・34
（１）調査目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
（２）イタリアにおける外形標準課税（州生産活動税）の現状について ・34
①　概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
②　IRAP の使途　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
③　現在の法人課税を巡る議論　・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
④　2015 年度税制改正　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

（３）ハンガリーにおける外形標準課税（地方事業税）の現状について ・37
① 概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
② 地方事業税の現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
③ 2013 年度税制改正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38

３ イタリア及びハンガリーにおける独自課税の現状について ・・・ 39
（１）調査目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
（２）イタリアにおける宿泊税・入島料の現状について ・・・・・・・・39
① 概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
② ミラノ市における宿泊税 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
（３）ハンガリーにおける通信サービス税の現状について・・・・・・・40
① 概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
② 創設の経緯と背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
③ その他の税目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
④ 様々な新税を創設している理由 ・・・・・・・・・・・・・・・・44

４ IOTA（The Intra-European Organization of Tax Administrations） 44
（１）組織・取組概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
（２）他の組織との関係、連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
（３）IOTA から見たハンガリー税制の特徴 ・・・・・・・・・・・・・・45

＜参考資料＞

資料１－１　地方税体系及び地方税収の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
・ 租税体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
・ 国税･地方税の税収内訳（平成 27 年度予算・地方財政計画額）　・・・ 51
・ 地方税収（地方財政計画ベース）の推移　・・・・・・・・・・・・・・ 52
・ 主要税目（地方税）の税収の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
・ 人口一人当たりの税収額の指数（平成 25 年度決算額）　・・・・・ 53
・ 国・地方の税源配分について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

資料１－２　地方税の変遷と新税を巡る議論 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
・ 地方税における税目の変遷 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
・ 税目の創設経緯等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
・ 過去存在していた地方税の概要と廃止の経緯　・・・・・・・・・・・ 58
・ 平成 26 年度税制改正大綱（抄）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
・ 租税原則・地方税原則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

資料１－３　カジノ・パチンコ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
・ 地方公営競技等の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
・ カジノ税に関するこれまでの議論　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
・ 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案　概要　・・・・ 64
・ 外国におけるカジノ税の構成例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
・ 外国におけるカジノ税の課税状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
・ 遊戯場数、遊技機台数の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
・ 人口 10 万人あたりの遊技機台数（都道府県別）　・・・・・・・・・・ 66
・ 娯楽施設利用税について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
・ 参照条文（娯楽施設利用税）　・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・ 67

資料１－４　携帯電話 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
・ 携帯電話加入契約数の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
・ 人口 10 万人あたりの携帯電話加入契約数（都道府県別）・・・・・・ 71
・ 電波利用料制度の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
・ 電波利用料予算の歳入及び歳出の内訳（平成 25 年度）　・・・・・・ 72
・ ユニバーサルサービス制度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

資料１－５　宿泊　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
・ 宿泊者数の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
・ 人口 10 万人あたりの宿泊者数（都道府県別）　・・・・・・・・・・・ 77
・ 料理飲食等消費税の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
・ 料理飲食等消費税・特別地方消費税の改正経緯　・・・・・・・・・・ 78
・ 東京都の宿泊税の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79

資料１－６　法定外税の現状と外国における様々な税 ・・・・・・・・・・・ 81
・ 法定外税の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
・ 法定外税の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
・ 外国における様々な税　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85

資料２－１　地方税の徴収の現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・87
・ 地方税の課税・徴収方法の特徴 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
・ 地方税の徴収率の推移（平成 15～25 年度）・・・・・・・・・・・・・・ 89
・ 平成 25 年度　地方税滞納額及び徴収率　・・・　・・・・・・・・・・ 90
・ 地方税の滞納残高（累積）の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・90
・ 地方税の滞納残高（累積）内訳（平成 25 年度決算）　・・・・・・・・91
・ 地方税の不能欠損処理額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・91
・ 地方税の税目別不能欠損処理額（平成 25 年度）　・・・・・・・・・・92

資料２－２　地方税における猶予制度の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・93
・ 地方税の徴収の流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95
・ 現行の地方税の猶予制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95
・ 平成 26 年度与党税制改正大綱（猶予制度の見直し）　・・・・・・・ 96
・ 平成 26 年度改正における国税の猶予制度の見直し　・・・・・・・・・96
・ 地方税の猶予制度に係る実態調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・97
・ 地方団体からの主な意見　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・97
・ 地方税における猶予制度の見直しについて ・・・・・・・・・・・・・101
・ 地方税の新規発生滞納の滞納額別の件数及び滞納額の分布状況 ・・・101
・ 地方団体の債権について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・103

資料２－３　地方団体における還付加算金について　・・・・・・・・・・・ 105
・ 個人住民税における還付加算金の計算の起算日に係る適用誤り事例・ 107
・ 地方税法第 17 条の４第１項について　・・・・・・・・・・・・・・・・ 107
・ 地方税法第 17 条の４第１項第１号および第３号の整理　・・・・・ 108

資料３　京都府における税業務の共同化の取り組み　・・・・・・・・・・・ 109

Ⅰ　地方独自税源の充実について

Ⅰ　地方独自税源の充実について

１　地方税体系及び地方税収の現状と課題　【参考資料 1-1 参照】

今日の我が国における喫緊の課題である「地方創生」に向けた取組みを進める上では、地方団体が各地域の知恵を生かした自主的、自立的な取組みを進められるよう、環境整備を図ることが重要である。そのためには、地方分権を推進し、地方団体の基盤となる地方税を充実させることが不可欠であり、その際、地方の独自税源を充実させるとの視点も重要となる。

この地方独自税源の充実方策について考えていくにあたり、ここではまず、地方税体系及び地方税収の現状と課題を概括することとする。

（１）地方税体系及び地方税収の現状

①　地方税体系と税収規模　【p51 参照】

平成 27 年度地方財政計画額で、地方税収は 37.6 兆円となっており、個人住民税、地方法人二税、地方消費税及び固定資産税で全体の約８割を占めている。一方、残りの約２割はその他の様々な税目で確保しており、その税収規模は、６兆円を上回っている。

②　地方税収の推移　【p52 参照】

地方税全体の税収は、平成 19 年度には約３兆円の税源移譲により 39.5 兆円と過去最大規模に達したが、その後、リーマンショック（平成 20 年９月）を受けて大幅な減収となった。しかし、平成 24 年度以降、景気の回復傾向等を受けて徐々に増加してきており、平成 27 年度にはさらに地方消費税率引上げによる影響がほぼ平年度化することによる増収等があることから、地方税全体の地方財政計画額は 37.6 兆円となっている。

税目別に税収の推移を見ると、固定資産税及び地方消費税は年度間の税収のバラツキが少なく、安定している一方で、地方法人二税は景気による影響を受けやすいことから、年度により税収が大きく変動している。

③　税源の地域間の偏在性　【p53 参照】

人口１人当たりの税収額の指数を都道府県別に見た場合、地方税全体では、最大の県と最小の県との比較で 2.6 倍の差が生じている。

税目別では、個人住民税は 2.7 倍、地方消費税（清算後）は 2.0 倍、固定資産税は 2.3 倍となっており、都道府県間の偏在は比較的小さいが、地方法人二税は 6.3 倍となっており、都道府県間の偏在が大きい状況にある。

（２）今後目指すべき地方税制の方向

地方財政が、地方税収の２割に相当する巨額の財源不足（7.8 兆円、平成 27 年度地方財政計画）が生じ、今後も厳しい財政状況が続く見込みの中で、地方分権の推進や地方創生に取り組むためには、その基盤となる地方税の充実が必要である。

地方税のあるべき姿について、「平成 27 年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」（平成 26 年 12 月 19 日）では、以下のとおり述べられている。

平成 27 年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見（抄）

（平成 26 年 12 月 19 日）

第一　今後目指すべき地方税制の方向

１　地方税のあるべき姿

（１）今後増大する地方の財政需要を賄うための地方税の充実

地方自治体が行うサービスに必要な費用は自分たちが負担する地方税で賄うという地方自治の理想形に近づけるためには、国と地方の役割分担に応じて、国と地方の税源のあり方を見直すことが必要である。（中略）

また、国が地方税で減税を行う場合には、地方税を中心とした恒久的な歳入確保措置により、それに見合う安定財源を確保するのが基本である。

地方分権の推進や地方創生に取り組む中で、地方自治の基本となる地方税の個別税目の存廃について、安易に議論されるようなことがあってはならない。

（２）分かち合いとしての地方税制の公平性の確保

（略）

（３）地方分権改革の観点からの地方の自主性・自立性の強化

地方分権改革を進める観点からは、地方自治体の歳出のみならず歳入面でも自主性が発揮できるよう、課税自主権の拡大を進めるべきである。（以下略）

（４）税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

地域の実情が様々に異なる中で、社会保障など住民生活に密着した基礎的な行政サービスを広く担っている地方自治体においては、安定的な財政基盤を確立するため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築することが必要である。財政力の弱い地方自治体にとって貴重な財源となっている地方税の安易な軽減は、税収格差を拡大する恐れがあり、慎むべきである。

（５）地方創生による「税源の一極集中の是正」

（略）

したがって、地方税の充実と偏在性の小さい地方税体系を構築する観点からも、「人口減少克服・地方創生」という構造的な問題に正面から取り組むとともに、「『東京一極集中』の歯止め」、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」及び「地域の特性に即した地域課題の解決」を基本的な視点とする「まち・ひと・しごと」創生に向けた取組を政府一体となって積極的に進めるべきである。

２　地方税の変遷と新税を巡る議論　【参考資料 1-2～1-6 参照】

今年度の本研究会では、地方独自税源の充実についての検討の参考とするため、過去から現在に至るまでの地方税の変遷や、新税を巡る最近の議論を整理するとととともに、新税を検討するにあたってのポイントや、個別具体の税目別に留意すべき事項等について議論を行った。

（１）地方税の変遷　【p57-p58 参照】

シャウプ勧告に基づき昭和 25 年に現行地方税制の枠組みが確立されて以降、昭和 20 年代から昭和 40 年代にかけて、道府県民税（S29）、不動産取得税（S29）、軽油引取税（S31）、都市計画税（S31）、軽自動車税（S33）、自動車取得税（S43）等が相次いで創設された。これは、昭和 20 年代後半にあっては、戦後復興期の社会経済に即応したシャウプ税制の修正を行う、昭和 30 年代にあっては、地方財政の再建を図りつつ、地方税源の充実や地方税負担の軽減合理化及び均衡化の推進を図る、昭和 40 年代にあっては、地方財政需要が増大する中で地方税負担の軽減合理化を図るとともに、都市税源の充実強化を行うといった背景によるものである。

その後、昭和 60 年代に抜本的税制改革が実施され、道府県民税利子割や消費譲与税が創設される一方、個別間接税の整理が行われ、電気税・ガス税及び木材引取税が廃止された。また、娯楽施設利用税についてはゴルフ場利用税に特化され、料理飲食等消費税については特別地方消費税に改められる等の改正がなされた。さらに、平成６年度の税制改革においては、消費譲与税に代えて地方消費税が創設され、特別地方消費税等が廃止された。

平成 12 年度には法定外目的税制度が創設されるとともに、平成 15 年度には法人事業税における外形標準課税の導入（付加価値割及び資本割の創設）が実現した。これは、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化等の観点から導入されたものであり、平成 16 年度より実施された。また、平成 20 年度には、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、地域間の税源偏在を是正するため地方法人特別税・譲与税制度が創設されている。

このほか、地方税における税目の変遷、税目の創設経緯等、過去存在していた地方税の概要と廃止の経緯は、参考資料のとおりである。

（２）新税を巡る議論

①　最近の議論　【p59 参照】

平成 26 年度税制改正大綱（平成 25 年 12 月 12 日自由民主党・公明党）

においては、「今後、内外の社会情勢の変化を踏まえつつ、担税力に応じた新たな課税について検討を進める」、「『地方・地域の元気なくして国の元気はない』という考え方の下、魅力あふれる地域を創ることができるよう、地方分権を推進し、その基盤となる地方税の確保に努める。その際、地方の独自税源を充実させるとの視点も重要である」との内容が盛り込まれている。また、「平成 27 年度税制改正大綱」（平成 26 年 12 月 30 日自由民主党・公明党）においても、「わが国の経済社会の変化や国際的な取組みの進展状況等を踏まえつつ、担税力に応じた新たな課税について検討を進めていく。」との言及がなされている。

②　新税を検討するにあたってのポイント

＜租税原則・地方税原則＞　【p59 参照】

地方税制において、地方独自税源を充実させる観点から新税を検討するにあたっては、そもそも、租税原則（①公平、②中立、③簡素）及び地方税原則（①応益原則、②税収の安定性、③税収の普遍性、④負担分任）に照らしてふさわしい趣旨・内容を備えているかという視点からの検証が不可欠である。

実務的な面からは、①一定の税収が確保できるか、②課税対象に担税力があるか、③捕捉、税の徴収が容易か（徴税コストがかかり過ぎないか）、④納税義務者の理解が得られるか（課税の根拠があるか）、といった視点からの検証が重要であるとの指摘があった。

特に、③捕捉、税の徴収が容易か（徴税コストがかかり過ぎないか）という点については、公平性の観点から、納税義務者や課税客体を確実に把握できることが不可欠であり、例えば、関係法令等において許認可や届出の対象となっているなど、確実な把握を可能とする仕組みが備わっていることが必要との意見や、賦課漏れ・未申告等があった場合でも、財産が散逸せず、賦課徴収できることも重要との意見があった。

また、④納税者の理解が得られるかという点については、納税義務者や特別徴収義務者の事務負担にも配慮する必要があるとの意見があった。

＜課税要件＞

新税を課すためには、課税客体、納税義務者、課税標準、税率といった課税要件を定める必要があるが、その中でも特に、課税客体の特定が重要であり、課税客体とする対象範囲を明確に定める必要がある。ただし、対象範囲を限定しすぎてしまうと、納税義務者側にその範囲外となるような行動を誘発するなど、抜け穴の発生が懸念される点とのバランスが難しいとの意見が

あった。

また、地方税においては、課税団体が明確であることも重要である。特に課税客体が移動性を有するものである場合には、課税のタイミングによって課税団体が異なり得ることに留意する必要がある。例えば、たばこ税については、国税では製造たばこを製造場から移出する時に課税しているが、地方税では、卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す時に、当該小売販売業者の営業所所在の都道府県・市町村において課税している。なお、これは最終卸売よりも前の段階で課税することとした場合、市町村間で税収が大きく偏在することが予想されることや、地方税として課する消費課税としての性格上、できるだけ最終的な消費等をする者に近い段階で課税することが好ましいとの観点等によるものである。

＜法定税と法定外税・法定任意税＞

地方税には、法定税と法定外税・法定任意税の区分があることから、新税の創設を検討する際には、法定税として全国一律に課税する形態とするのか、あるいは法定外税・法定任意税として特定の地方団体だけが課税する形態とするのかという選択があり得る。

法定税として全国一律に課税するか否かは、負担の公平を図る必要性があるか、地域事情に特殊性がないか、税源の偏在により税収が偏らないかといった点を考慮すべきとの意見があった。

また、法定外税や法定任意税として導入する場合には、特定の地方団体だけが課税することになるため、課税客体がその地域から逃げることによる経済取引への影響が懸念されることや、特に法定外税創設に関しては、導入団体としては訴訟リスクに備えた綿密な制度設計が必要となるとの指摘があった。

＜普通税と目的税＞

本来、租税は一般財源が原則であり、柔軟な財政運営のためには、普通税として導入することがまずは選択肢として考えられる。一方で、目的税とする場合には、特別な財政需要があることや負担についての合理性を有することが前提となるが、目的税とした方が納税義務者の理解が得られやすいといった実情から、例えば各地方団体の法定外税の導入状況を見ると、法定外普通税よりも法定外目的税の方が多いという現状にある。

なお、環境政策などの観点から、抑制的な政策誘導の手段として、いわゆる「Bads（悪いもの・負の財）」に対する課税を行うような場合には、必ずしも目的税とする必要はないのではないかとの指摘があった。

＜その他＞

徴収方法としては、普通徴収、特別徴収、申告納付のいずれかを選択することになるが、その選択にあたっては、地方団体における事務負担や課税客体の捕捉の容易性、納税義務者や特別徴収義務者における事務負担等を考慮する必要がある。

また、外来者への課税（いわゆる「よそ者課税」）を行う場合には、選挙権を通じた条例制定権を有しない者に対する狙い撃ち課税であるといった指摘を受ける可能性があるが、一方で、当該団体の住民でない者にも、当該者に起因して発生する財政需要に対する負担を求めることには、十分根拠があるとの意見があった。

③　個別具体の税目別に留意すべき事項

近年、諸外国においては、様々な新税の導入について議論・検討がなされているが、我が国においても、最近、「カジノ・パチンコ」、「携帯電話」、「宿泊」を課税客体とする課税の可能性について話題となっているところである。

今年度の本研究会では、この「カジノ・パチンコ」、「携帯電話」、「宿泊」を課税客体とする課税について、仮に地方税として課税する場合の課題等についても議論を行った。以下では、その議論の中で特に指摘のあった留意事項等について内容を整理した。

＜カジノ・パチンコ＞　【p61-p67 参照】

カジノについては、平成 25 年 12 月に「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」案、いわゆるＩＲ法案が議員立法により国会に提出された（なお、当該法律案は、平成 26 年 11 月の衆議院解散により廃案となっている。）。この法案の中では、「国及び地方公共団体は、別に法律又は条例で定めるところにより、カジノ施設の設置及び運営をする者から納付金を徴収することができるものとする。」と規定されている。

カジノに係る負担については、「納付金」などの税以外の手段により求める方法と、「税」により求める方法とが考えられる。また、負担を求める対象者としては、主にカジノ設置運営者（事業者）に対するものと、カジノ入場者に対するものとが考えられる。諸外国においては、カジノ設置運営者（事業者）に対しては、収益に対する税やライセンス料を徴収し、カジノ入場者に対しては、入場料や宿泊・飲食等にかかる税を徴収するといった事例が見られる。

パチンコについては、今年度の新聞報道において、法人実効税率引下げ議論における代替財源として、パチンコの換金時に課税することについて、政

党内において議論が出ているとの報道があったところである。

パチンコに対しては、地方税制において過去、都道府県税の娯楽施設利用税として、ぱちんこ場等の娯楽施設の利用に対して課税を行っていたことがある。この娯楽施設利用税の課税標準及び税率については、利用料金を課税標準とする場合は利用料金の 10%、外形課税とする場合は、ぱちんこ場については1台につき月額280円を標準として、地域等で区分して定めることとされていた。なお、娯楽施設利用税は、昭和63年の消費税の導入を中心とする税制の抜本改革に際して、課税対象施設をゴルフ場に限定し、税率の引下げ等を図った上で、「ゴルフ場利用税」に改称されている。

主な意見

〔課税根拠について〕

○　課税の趣旨・目的としては、①法により特別に許可された民間賭博であるカジノ産業・パチンコ産業の収益性の高さに着目し、事業者に担税力を見出して課税する、②カジノ・パチンコの娯楽性や奢侈性の高さに着目し、利用者に担税力を見出して課税する、③施設内外の治安維持や道路整備・ゴミ処理等に要する費用の対価として課税する、といったものが考えられる。

○　かつての娯楽施設利用税は、娯楽性や奢侈性といった消費行為自体に担税力を見出して課税根拠としていた。今話題となっているカジノ・パチンコにしても、非常に担税力のある消費行為であり、それは変わっていないのではないか。

○　カジノについては、特定の地域のみに建設されて、かつ海外からの旅行者も含めてある程度広がりを持った来客があることを考えると、治安維持等に要する費用の財源という考え方も理解できる。一方、パチンコについては、消費活動の中でも特に担税力を見出して課税するという説明になるのではないか。

〔地方税としての適格性について〕

○　地方税として考える場合には、地域内の消費行為や地域内の遊興行為であることに着目して課税根拠を見出すということではないか。

○　財政需要の有無の観点からは、治安維持の問題を考えれば、都道府県税と考えることができるのではないか。一方、消防やゴミ処理等の問題を考えれば、市町村へも配分すべきとの議論も考えられるのではないか。

《カジノ》

○　フランスでは、カジノの存在が、治安維持やゴミ処理、水道といった財

政需要を引き起こすという点に課税根拠を見出している。その考えを踏まえ、国・地方が粗利益の一定割合に対して8割を上限に課税するという仕組みをとる中で、市町村がまずその 15%を上限に課税できることとし、市町村の課税後にさらに国が課税するとの仕組みをとっている。

○　カジノ行為が特定の地域のみで実施されるとすると、税収の普遍性という点には欠けることとなり、地方税としての適格性にも欠けるということにならないか。

〔課税方法等について〕

《カジノ》

○　諸外国では粗利益（総売上－売上原価）に課税していることが多いが、粗利の把握や適正な申告の担保をどうするかが課題となっている。

○　カジノ行為が特定の地域のみで実施されるとすると、当該カジノ場所在団体のみの税収とするのか、周辺の他の団体にも配分するのかといった検討が必要となるのではないか。

○　そもそも、税のあり方を議論する前に、一定の財政収入を得る目的の中で、カジノに関連して地域が抱える財政需要に対してどのように財源措置するのかという整理が必要なのではないか。

《パチンコ》

○　パチンコ玉の換金額に対して課税をしようとする場合、換金行為そのものが現行法では認められていないこととの整理が必要である。

○　その際には、換金額がきちんと把握できるのかという問題もある。また、換金せず景品交換する場合は課税できないこととなるため、税の逋脱の手段となりうるのではないか。

○　事業者の粗利益に課税する場合、カジノと同様、粗利の把握や適正な申告の担保をどうするかが課題となる。例えばかつての娯楽施設利用税においては、当該税の滞納がないことが風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）上の営業許可更新の要件とされていたため、課税の実効性の担保となっていたことに留意する必要がある。また当時の同税における外形課税のように、1台当たり定額で課税することとすれば、税務当局でも把握が容易になるため、現実的な選択肢となるのではないか。

〔その他〕

○　既存の公営競技は、中央競馬は国の特殊法人が実施し、収益を国庫に納付する仕組みとなっており、地方公営競技は、地方公共団体が施行者とし

て実施し、収益は地方団体の財源となっている。こうした既存の公営競技との関係整理も必要ではないか。

＜携帯電話＞　【p69-p73 参照】

今年度の新聞報道等において、携帯電話保有者への課税について、政党内において議論が出ているとの報道があったところである。また、諸外国では、ハンガリーにおいて、平成 24 年から通信サービス税が創設され、通信サービス事業者が行う電話通話等のサービス提供に対して課税されている。

主な意見

〔課税根拠について〕

○　課税根拠としては、①携帯電話の利用に着目して課税する、②携帯電話を資産として捉えて課税する、③携帯電話による犯罪・トラブル防止を図る観点から課税する、④携帯電話廃棄の環境コストに着目して課税する、といったものが考えられる。

○　一方、電波利用料との関係や、パソコン・タブレットやテレビ等の取扱いとの整合性等を考えると、なぜ携帯電話のみを課税客体とするのかという点について、説明の決め手に欠けるのではないか。

〔地方税としての適格性について〕

○　携帯電話は移動性資産であり、その地域への定着がないことから、なぜ地方税なのかという根拠が薄弱なのではないか。

○　携帯電話の保有台数は、年々増加しており、全国を通じてどこにもあることから、安定性・普遍性といった点からは、地方税原則に整合しているとも考えられるのではないか。

〔課税方法等について〕

○　全国的な通信容量が拡大している中で、通信の無駄遣いを減らす観点から、保有台数あたりの定額ではなく、通信量に応じた従量税とすることも考えられるのではないか。

○　課税対象となる携帯電話の把握は、携帯電話保有者と通信事業者との間の契約の有無で捉えることが考えられるが、賦課期日をどうするかが課題となるのではないか。例えば、賦課期日を１月１日時点とすると、その前日で解約する者が出てくる恐れがあるのではないか。

○　移動性資産であるため、地方税として課税する場合、どこの団体が課税するかという整理が難しい。現実的には、所有者の住所地団体が課税する

という方法しかないと考えられるが、法人が本店・支店で所有している携帯電話の課税団体をどのように定めるかといった課題があるのではないか。

○　徴収方法については、個々の所有者から徴収することは困難であるため、通信事業者を特別徴収義務者とするという選択肢しかありえないのではないか。なお、通信量に応じた従量税とする場合には特に、通信事業者の事務負担の増加や課税当局による税務調査の困難も懸念されるため、デジタルデータやマイナンバーの効果的な活用が求められるのではないか。

〔その他〕

○　現在、目的税的な性格を有する仕組みとして、加入電話などのユニバーサルサービスの提供を確保するために必要なコストの一部を携帯電話利用者が負担している「ユニバーサルサービス負担金制度」が既に存在していることから、当該制度との関係も踏まえる必要があるのではないか。

○　昨今、「ながらスマホ」の問題が指摘されている中で、その原因の一つと考えられるインターネットゲームを課税客体とすることについても、議論の対象となり得るのではないか。

＜宿泊＞　【p75-p79 参照】

宿泊に対する課税については、諸外国において導入例があり、特にイタリアにおいて、平成 24 年以降、課税団体が増えている。

我が国においても、過去、地方税制において、都道府県税の料理飲食等消費税として、料理店、飲食店、旅館といった場所における遊興、飲食及び宿泊等の利用行為に対して課税を行っていたことがある。料理飲食等消費税の課税標準及び税率は、料金の 100 分の 10（昭和 63 年）となっていた。料理飲食等消費税は、平成元年に名称が特別消費税に改められ、平成９年の地方消費税導入に伴い、平成 12 年３月 31 日をもって廃止された。

現在では、東京都が法定外目的税として、平成 14 年 10 月１日から、都内のホテル又は旅館の宿泊者に対し宿泊税を課税している。税率は、宿泊料金（１人１泊）10,000 円以上 15,000 円未満は 100 円、15,000 円以上は 200 円であり、宿泊料金が１人１泊 10,000 円未満の宿泊には課さないこととなっている。税収は、11 億円（平成 24 年度決算額）で、国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てられている。

主な意見

〔課税根拠について〕

○　宿泊税は、訪問者や滞在者による財政需要を賄う財源という性格と、訪問者や滞在者が受ける観光地の環境整備等の受益に対する対価という性格がある。課税にあたっては、そのことを納税義務者に対して十分説明していく必要がある。

○　仮に、法定税として考えるのであれば、課税根拠は行政サービスの対価という説明になるのではないか。逆に、観光振興という趣旨で考えるのであれば、全国一律の法定税ではなく地域ごとの任意税の方が向いているのではないか。

○　市町村税とする場合には、市町村の法定目的税であり、使途の一つに観光振興が掲げられている入湯税との関係にも留意する必要があるのではないか。

〔課税方法等について〕

○　特定の地域のみで導入する場合、宿泊者が周辺地域に逃げてしまう懸念があるため、できれば、全国一律の制度として仕組むことが必要なのではないか。

○　東京都は１万円を免税点としているが、仮に全国一律の制度として導入する場合、地域によって宿泊料の相場が異なっている中で、免税点をどのように設定すべきかは議論を要するのではないか。例えば東京都の１万円を採用する場合、税収が大都市に集中する可能性があり、逆に低くすると、対象者の捕捉が難しくなるという課題が考えられる。

○　具体的な税の仕組み方は、例えば、長期間滞在する場合にのみ課税する、あるいは宿のランクに応じて税率を変えて課税するなど、色々な工夫が可能なのではないか。

○　徴収方法については、個々の宿泊者から徴収することは困難であるため、ホテル・旅館を特別徴収義務者とするという選択肢しかありえないのではないか。

Ⅱ　地方税における円滑・適正な納税環境の整備

Ⅱ　地方税における円滑・適正な納税環境の整備

１　地方税の徴収の現状と課題　【参考資料 2-1 参照】

（１）地方税の課税・徴収方法の特徴　【p89 参照】

地方団体が徴収している地方税については、全体の課税件数のうち９割以上が賦課課税による。課税団体である都道府県や市区町村が課税対象について調査の上、税額を決定し通知するため、納税者に負担を強いるものではないが、徴収に手間がかかる仕組みとなっている。

徴収方法は、普通徴収、特別徴収、申告納付の３種類があるが、76%が普通徴収である。普通徴収の場合、納税者が納税通知書を役所や金融機関の窓口に持参して納付する必要があるため、滞納が発生しやすく、督促等に係る事務負担が大きい。

また、軽自動車税のように一件あたりの税額が比較的少額の税目が多いこと、固定資産税のように一年度内に複数の納期限が設定されている税目があることが地方税の特徴として挙げられる。

（２）地方税の徴収率及び滞納残高の現状　【p89-p92 参照】

地方税の徴収率は、都道府県・市区町村ともに、リーマンショック（平成 20 年 9 月）を受けて平成 21 年度は低くなっているが、その後は徐々に回復しており、平成 25 年度決算では都道府県で 99.0%、市区町村で 98.7%となっている。

また、地方税の滞納残高（累積）については、三位一体の改革による税源移譲の影響で平成 19 年度以降一時的に増加傾向にあったが、その後の取組みにより平成 22 年度以降は減少してきており、平成 25 年度決算では、全体で 1 兆 5,836 億円となっている。内訳では、個人住民税及び固定資産税が全体の 85%を占めている。

地方税の不能欠損処理額については、平成 25 年度決算では、全体で 1,594 億円となっており、内訳では、個人住民税及び固定資産税が全体の 81%を占めている。

２　地方税の猶予制度について　【参考資料 2-2 参照】

平成 26 年度税制改正において、国税については、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づき換価の猶予をできることとするなど、猶予制度の見直しが行われた。その際、地方税については、「国税の猶予制度の見直しや地方団体における実態等を踏まえ、引き続き検討する」とされたところである。そ

こで、今年度の本研究会においては、地方税における猶予制度の見直しに係る論点と対応策について議論を行った。

（１）地方税における徴収手続きについて　【p95 参照】

確定した地方税が、納期限までに納付されない場合、納期限から 20 日以内に督促をし、それでも納付がない場合は、納付慫慂をしつつ、滞納者の実情把握や財産調査を行う。そこで滞納者の実情等を踏まえつつ、差押え可能な財産があれば差し押さえ、財産がなければ滞納処分の停止を行う。差し押さえた財産については、公売等による換価、配当を行い、地方税債権を消滅させる。

この一連の手続きの中で、納税義務者が災害、病気、事業の休廃止等により一時に納税することができない場合等に、一定期間、徴収を猶予する「徴収猶予」と、滞納者の事業継続・生活維持を困難にするおそれがある場合等に、一定期間、滞納処分による財産の換価を猶予する「換価の猶予」の仕組みがある。

（２）現行の地方税の猶予制度について　【p95 参照】

＜徴収猶予＞（法第 15 条等）

次のいずれかの要件に該当し、地方税を一時に納付等することができないと認められるときは、地方団体の長は、納税者の申請に基づき、一定期間、徴収を猶予することができる。

① 災害、盗難、病気等により、一時に納付することができないとき
② 事業の休廃止、事業上の損失等により、一時に納付することができないとき
③ 賦課決定等の処分が遅延した場合で、一時に納付することができないとき

徴収猶予を認めた場合、新たな督促、滞納処分は禁止される。徴収猶予を行う場合には、猶予税額が 50 万円以下の場合等を除き、原則、担保が必要とされている。

＜換価の猶予＞（法第 15 条の５等）

次のいずれかの要件に該当し、納税について誠実な意思を有すると認められる場合は、地方団体の長は、職権により、一定期間、滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

① 財産の換価を直ちにすることにより、事業継続・生活維持を困難にするおそれがあるとき

② 財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比べて、徴収上有利であるとき

換価の猶予を行う場合には、徴収猶予と同様に、猶予税額が 50 万円以下の場合等を除き、原則、担保が必要とされている。

（３）国税における猶予制度の見直しについて　【p96 参照】

国税においては、平成 26 年度税制改正において、猶予制度の活用を促進するとともに、滞納の早期段階での計画的な納付を確保する観点から、毎月の分割納付を条件として、納税者の申請に基づき、「換価の猶予」をできる仕組みが新たに設けられた。なお、申請期限は納期限から６ヶ月とされた。

また、従前の猶予制度について使いやすくするとともに、的確な納付の履行を確保するため、所要の見直しが行われた。具体的には、猶予するにあたっての担保不要の要件緩和（従前の税額 50 万円以下から税額 100 万円以下・３ヶ月以内の猶予）、分割納付の規定整備（原則、毎月の分割納付）、不許可事由・取消事由の整備といった改正が行われた。

（４）地方税における猶予制度見直しの論点と対応策について【p97-p103 参照】

今年度の本研究会においては、平成 26 年夏に総務省が地方団体に対して実施した「地方税の猶予制度に係る実態調査」についての報告を聴取するとともに、これらを踏まえた、地方税における猶予制度見直しの論点と検討の方向性について議論を行った。

①　「申請による換価の猶予」制度の導入に係る地方税特有の問題の有無

＜地方団体の主な意見＞

- 地方税には、住民税や固定資産税のように、一年度内に複数の納期限が設定されている税目があるため、申請による換価の猶予を認める本制度を創設した場合、複数の納期限ごとに猶予の許可手続を行う必要があり、事務量が増加するおそれがある。
- 地方税には、自動車税や軽自動車税のように、納税義務者数が多く、一件当たりの税額が比較的少額の税目があるため、毎月の分割納付を条件とする本制度を創設した場合には、少額の分納案件が多数発生し、事務量が増加するおそれがある。
- 地方税には、固定資産税のように、納税義務者の所得の多寡にかかわらず課税する税目があるため、担税力が回復する見込みのない滞納者に一時的に本制度の猶予を適用しても完納には至らないのではないか。

＜検討の方向性＞

国税と同様、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、「申請による換価の猶予」制度の導入の必要性はあるが、「一年度内に複数の納期限が設定されている税目がある」、「納税義務者数が多く、一件当たりの税額が比較的少額の税目がある」、「納税義務者の所得の多寡にかかわらず課税する税目がある」といった地方団体からの意見を踏まえると、必ずしも国税と同じ基準での導入を前提とするべきではなく、地方税の税目が持つ特有の性質や地域の実情等に応じて対応できるようにすべきではないか。

② 国税において「６月以内」とされた「申請による換価の猶予」に係る「申請期限」について、地方税において異なる期間を定めるべき必要性の有無

＜地方団体の主な意見＞

- 差押え等の執行に支障を及ぼすおそれがあるため、申請期限はより短くすべき。
- 一年度内に、複数の納期限が設定されている税目について、最後の納期限後に申請がなされた場合には、最初の納期限に係る滞納について申請ができなくなるといった問題が生じるおそれがあるため、申請期限はより長くすべき（又は申請期限は不要）。

＜検討の方向性＞

「申請による換価の猶予」に係る「申請期限」について、地方団体から、国税の申請期限（６月以内）より短くすべきとの意見と、長くすべき（又は申請期限は不要）との両方の意見があったことを踏まえると、必ずしも国税と同じ基準での導入を前提とするべきではなく、国税とは異なる「申請期限」を地方団体の条例で定められるようにすることが考えられるのではないか。

また、地方税の税目によって平均的な滞納額が異なること等を踏まえると、「申請期限」を条例で定める場合には、例えば、税目ごとに「申請期限」を定めることも考えられる。

③ 国税において「原則毎月の分割納付」とされた「申請による換価の猶予」に係る「猶予金額の納付方法」を地方税においても同様とすることについての問題の有無

＜地方団体の主な意見＞

- 毎月の定期収入がない年金受給者や農業・漁業従事者等に対する例

外措置が必要である。

・　地方税には、自動車税や軽自動車税のように、納税義務者数が多く、一件当たりの税額が比較的少額の税目があるため、毎月の分割納付を条件とする本制度を創設した場合には、少額の分納案件が多数発生し、事務量が増加するおそれがある。

＜検討の方向性＞

地方税には一件当たりの税額が比較的少額の税目があるため、少額の分納案件が多く発生しうるといった地方団体からの意見を踏まえると、地方税における猶予金額の納付方法については、必ずしも国税のように全国一律の基準として毎月の分割納付を原則とする定めを置くのではなく、地方団体の条例で定められるようにすべきではないか。その際には、例えば、条例で地方団体の長が納付月を指定することを原則とした仕組みとすることも考えられる。

④　国税において行われた「担保の徴取基準の見直し」を地方税においても行うことについての問題の有無

ア．要担保徴取額の最低限度額の引上げについて（現行50万円→100万円）

イ．猶予期間が3月以内の場合には担保を不要とすることについて

＜地方団体の主な意見＞

・　無担保の分割納付が増えるため、要担保徴取額の引上げや担保不要期間の設定には賛成できない。

・　地方税は、国税に比して平均的な猶予額が少額であるため、国税と同様に100万円まで引上げた場合には、担保を徴取できる案件が大きく減少してしまうのではないか。

・　高額の滞納案件である場合には、３月以内の猶予期間であっても、担保を徴取することができる規定を設けてはどうか。

＜検討の方向性＞

地方税は国税に比して、平均的な猶予額が少額であるため、国税と同様の見直しを一律に行った場合には、地方団体によっては、担保を徴取することができる滞納案件が大きく減少しうるといった地方団体からの意見を踏まえると、国税とは異なる「要担保徴取額の最低限度額」や「担保不要の猶予期間」を地方団体の条例で定められるようにすることも考えられるのではないか。

⑤　国税が新たに整備した「猶予の不許可事由・不適用事由」、「猶予の取

消事由」について、地方税でその他に追加すべき事由の有無

＜地方団体の主な意見＞

（猶予の不許可事由・不適用事由として追加すべき事由）

- 過去において特段の理由なく分割納付等に不履行があった場合
- 金融機関との取引が停止されている場合
- 猶予期間内に完納する見込みがない場合
- 当該地方団体の地方税以外の公債権に滞納がある場合
- 当該地方団体の地方税以外の地方税に滞納がある場合

（猶予の取消事由として追加すべき事由）

- 強制換価手続の開始により、猶予期間内に完納することができないと認められる場合
- 猶予後に処分可能な財産が判明した場合
- 金融機関との取引が停止された場合
- 当該地方団体の地方税以外の公債権に滞納が発生した場合

＜検討の方向性＞

国税にはない「不許可事由・不適用事由」、「取消事由」を地方税において規定することを検討する際には、猶予制度の活用の促進によって納税者の負担軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保するとの制度見直しの趣旨に沿った検討が必要と考える。

また、地方税の猶予について判断する際には、その的確な納付の履行を確保する観点から、同一地方団体における地方税以外の他の債権の滞納状況についても整合的に考慮することが必要であると考えられる。なお、考慮の対象とする具体的な滞納債権の検討にあたっては、当該債権の滞納情報を税務当局が把握できるかどうかといった実務上の問題を踏まえることも必要である。

（５）見直しの方向性

地方税における猶予制度見直しについては、換価の猶予の特例（申請）の創設や、徴収猶予及び換価の猶予（職権）の見直しといった基本的な仕組みについては国税と同様の見直しを行うべきであるが、少なくとも以下の事項については地方団体の意見等を踏まえ、地方税法上全国一律の基準を定めるのではなく、地方団体が条例等において定めることができる仕組みとすることが考えられる。

イ　申請による換価の猶予に係る猶予金額の納付方法

ロ　申請による換価の猶予に係る申請期限

ハ　担保の徴取基準

二　滞納があった場合に猶予の不適用事由又は取消事由に該当することとなる地方団体の債権の種類

この点、本研究会においては、地方団体ごとに取組みが異なると、滞納整理の共同化や都道府県による市町村支援の取組みが進んでいる中で、円滑な運用に支障をきたすおそれがあるとの意見もあったところであり、地方団体の条例に委ねられる範囲が拡大された場合には、各々の地域の実情に応じた対応が求められる。

3　還付加算金の計算の起算日について　【参考資料 2-3 参照】

還付加算金の計算の起算日については、その運用に当たり地方団体による適用誤りとなる事案等の発生が見られる。今年度の本研究会においては、（１）個人住民税における還付加算金の計算の起算日に係る適用誤り事例、（２）固定資産税の償却資産のうち大臣配分資産の申告内容の誤りに伴う還付加算金の取扱い、（３）固定資産税における所有者実態が不明な土地に係る還付加算金の取扱い、について議論を行い、このうち特に適用誤り事例が散見された（１）の事案の背景とその論点について、以下のとおり整理した。

①　事例の概要

給与支払報告書などの課税資料に基づき税額を賦課決定した個人住民税について、当該年度の申告期限後に確定申告等を行ったことにより過誤納となった場合、還付加算金の計算期間の始期を本来適用すべき地方税法第 17 条の４第１項第１号の「納付又は納入のあった日」からではなく、同項３号の「更正の通知がされた日の翌日から起算して一月を経過する日」を適用して計算していた。

②　事例の背景

所得税の更正（申告書又は修正申告書の提出によって納付すべき額が確定した所得税額につき行われた更正に限る。）に基因して個人住民税等の減額賦課決定が行われた場合、それにより生じる過納金に係る還付加算金の起算日は、地方税法第 17 条の４第１項第３号が適用となり「所得税の更正の通知がされた日の翌日から起算して一月を経過する日」となる。この場合、所得税と個人住民税等の還付加算金の起算日は同じである。

一方、納税者による所得税の申告（還付申告等）に基因して個人住民税等の減額賦課決定が行われた場合、それにより生じる過納金に係る還付加算金の起算日は、地方税法第 17 条の４第１項第１号が適用となり「納付又

は納入のあった日」となる。この場合、所得税の還付加算金の起算日は還付申告日の翌日となり、個人住民税等の還付加算金の起算日と異なる状況が生じることになる。

③　論点

○　確定申告期限後の申告書の提出に起因する還付加算金であるのに、源泉徴収による所得税であることを理由に、還付加算金の計算始期が「納付又は納入の日の翌日」となることは、納税者側に有利過ぎるのではないか。

※　各種控除の申告を恣意的に５年ぎりぎりで提出した場合、高利の還付加算金を得ることが可能になってしまう。また、申告等がない限り、地方団体側で把握もできない。

○　所得税と個人住民税の間で還付加算金の計算期間に差が生じていることをどう考えるか。

４　京都地方税機構の取組状況の実態について　【参考資料３参照】

地方税は、都道府県・市町村にとって最も重要な自主財源であり、多くの自治体において新規滞納の抑制をはじめ、徴収対策の強化に取り組んでいる。また、税業務は専門的知識やノウハウが必要とされていることから、その共有や税業務に精通した職員の育成が必要となっている。

このような状況の中、広域連合や一部事務組合といった仕組みを活用し、広域的に連携して滞納整理を行う団体が増えてきており、とりわけ京都地方税機構は、法人関係税の課税事務の共同化といった先進的な取組みを行い、また効率的な滞納整理により徴収率の向上といった成果を上げていることから、本研究会において報告を聴取した。

その概要は以下のとおりである。

（１）税業務共同化の背景

税業務共同化を進める背景として、最も大きな要因は、三位一体改革による国から地方への税源移譲を受け、これまで以上に徴収能力の向上が求められる一方、徴収業務にかかる執行体制も厳しい行財政改革が求められたことから、共同化により効果的・効率的な執行体制を整備することが重要という共通認識が醸成された。

（２）京都地方税機構における共同化の内容

徴収権限を基本的に機構へ移管することとし、滞納整理の業務は機構が

一元的・一括的に行っている。

共同徴収支援システムを開発しており、複数の市町村に滞納している滞納者については、全て名寄せ、集中管理することで、滞納処分等を行うときに漏れがないようにしている。

事務局本部に催告センターを設置し、電話催告・文書催告を集中的に実施することで効率化を図るとともに、高額案件については、特別機動担当を設置し、丁寧かつ詳細な調査等に基づいた滞納処分を実施できるような環境を整えている。

法人関係税の課税事務についても平成24年４月から本格開始し、法人への申告案内の送付、申告書の受付、電算システムへの入力、更正決定処理などを行っている。申告書の受付については、機構に申告センターを設置して、一括で受付業務を行うようにしている。市町村や京都府での受付も可能としている。申告センターに提出された申告書（エルタックスによる電子申告も含む）については、システム入力後、課税データを市町村に送り、市町村で調定決議を行うという流れとしている。

（３）税業務共同化の効果

税業務共同化の効果として、納税者利便性の向上、徴収力・課税調査能力の向上による増収、徴税コストの削減といった点があげられる。

納税者利便性の向上として、機構へ移管された案件については、全てコンビニエンスストアでも納税ができるようにしている。また、市町村税・府税を問わず相談窓口を機構に一本化している。

徴収力・課税調査能力の向上として、京都府の徴収ノウハウの共有や職員の専門性を高めるといった取組により徴収率が向上してきており、実績を残すことができている。３年間（平成22年度から平成24年度）の増収効果は２２億円と試算している。また、今後、職員の専門性を更に高めることで課税調査能力を向上させ課税客体捕捉率を上げることにより増収となる効果を期待している。

徴税コストの削減として、共同化のメリットを出すことで徴税経費の約８割を占める人件費の削減に取り組んでいる。また、今後、課税における共通システムを開発することで、毎年の税制改正に伴うシステム改修に要する経費の大幅削減が期待できる。

（４）今後の課題

・　共同化の効果を最大限発揮するためには、課税事務や収納業務等、一連の税業務の共同化を実現していく必要がある。特に、構成比の高い住

民税と固定資産税の業務の共同化が重要である。

・　現状、各市町村においてさまざまな業務の特色があるが、共同化のためには、各構成団体の業務の進め方を標準化し、システムを統一化していく必要がある。

・　機構職員は、一定期限で構成団体から派遣されており、必ずしも税業務に精通した職員が派遣されるとは限らないため、今後、いかに税の専門職員（税のプロ）を機構で育成するかが課題である。

Ⅲ　平成２６年度海外調査報告

Ⅲ　平成 26 年度海外調査報告（イタリア・ハンガリー）

1　海外調査報告の概要

平成 26 年 6 月 27 日政府税制調査会において取りまとめられた「法人税の改革について」の中で、法人課税を“広く薄く”負担を求める構造にすることが挙げられた。そして、地方法人課税については、応益課税の観点から、企業間で広く薄く負担を担う構造にすることが必要であり、外形標準課税についても、事業活動規模に対して課す税として企業間でより広く薄く負担を担う構造にするために一段の見直しが求められる旨について言及している。

また、法人税率引下げの財源確保の一環として、新税導入の可能性も検討すべきであるとも言及されたところである。

そこで、当研究会は今後の税制改正の議論や制度設計の参考とすべく、地方法人課税に外形標準課税を採用しており、また近年新税導入に積極的なイタリアとハンガリーを訪問し、インタビューによる調査を行った。

【調査概要】

●調査日程　平成 26 年 11 月 6 日～11 月 11 日
●対応者　柏木　恵　（キヤノングローバル戦略研究所　主任研究員）
　　坂本　隆哉　（総務省自治税務局企画課　課長補佐）
●調査先　イタリア
　○経済財政省　（Paolo Puglisi 経済財政・税務立法局長 他）
　○ラツィオ州（Chiara DE BARDI 事務局長（予算担当参事）他）
　ハンガリー
　○国家経済省　（Lorand Kanyo 副局長 他）
　○エルテ大学　（Istvan Simon 法学部学部長（金融・財政））
　○KPMG ハンガリー　（古澤 達也 シニアマネージャー）
　○IOTA　（Miklos Kok 幹事）

（1）イタリアの概要

①　基礎データ

国名	イタリア共和国
人口	6080 万人（2014 年）
面積	30 万㎢（日本の約４/５）
首都	ローマ

政治体制	共和制
ＧＤＰ[1]	１兆 6280 億ユーロ（約 219 兆 7800 億円, 2012）
税源配分[2]	国　：3687 億ユーロ（約 49 兆 7745 億円, 2012） 地方：1140 億ユーロ（約 15 兆 3900 億円, 2012） 計　：4827 億ユーロ（約 65 兆 1645 億円, 2012）
政府支出[3]	国　：4481 億ユーロ（約 60 兆 4935 億円, 2012） 地方：2361 億ユーロ（約 30 兆 8735 億円, 2012） 計　：6842 億ユーロ（約 92 兆 3670 億円, 2012）

②　経済動向[4]

近年、イタリアの経済成長率は、ユーロ導入以降一貫してユーロ圏平均より低い。2011 年には、イタリア経済が低成長であることやギリシャを始めとするソブリンリスクの高まりを背景に夏頃から国債金利が急上昇し、金融環境の悪化、国内需要の減少等により年後半からマイナス成長となった（2011 年通年では+0.5%）。その後、2012 年▲2.4%、2013 年▲1.9%とマイナス成長が続き、2014 年の政府見通しも▲0.3%となっている。

こうした中で、EU の財政ルールを全体として尊重するとしつつ、経済活性化のために、労働市場改革、税制改革、海外からの投資促進策等に取り組んでいる。

③　地方自治

憲法第 114 条で、イタリア共和国を構成する要素として国、州、県、大都市及びコムーネであるとされ、また地方自治に関する基本である地方自治法典では、同法典が適用される地方団体として、県、大都市、コムーネ、山岳部共同体、島嶼部共同体、コムーネ共同体を列挙している。

州は、国と県の間に行政単位を置き、そこに国の権限を移譲することで、より住民に近い行政を行う目的で第 2 次世界大戦後に新たに定められた行政組織であり、住民の直接投票によって選ばれる州首長、州評議会、州議会が設置されている。州には普通州（15 州）と特別州（５州）があり、特別州は、一定の分野において独占的な立法権を有する等、他の 15 の普通州と比べて広い権限が与えられている。

州は、国から州に委任された行政事務を行う。

県は、住民の直接投票によって選ばれる県首長、ならびに県議会と、県首長によっ

---

1 OECD ホームページ「statistics」より抜粋。
2 OECD「Revenue statistics2013」より抜粋。社会保障基金に係るものを除いている。
3 Eurostat ホームページより抜粋。社会保障基金に係るものを除いている。
4 在イタリア日本大使館ホームページより抜粋

て任命される県評議会からなる。この他、内務省から派遣される県知事が置かれており、国の出先機関を代表する機能を持つ。

コムーネは、基礎自治体であり日本の市町村にあたるが、人口規模等による市・町・村の区別はなく、原則として規模による権限の違いは存在しない。

④　地方税制

地方税（州及び地方団体が収入する税）については、国の法律で基本的な枠組みが決められ、州の場合は州法及び州条例、地方団体であればその議会で議決される条例で税の詳細を定めることとなっている。

⑤　ラツィオ州の概要

ラツィオ州は、イタリア共和国中部にある州。州都はイタリアの首都であるローマ。

州人口は約 570 万人で、ミラノを擁するロンバルディア州、ナポリを擁するカンパニア州に次いで第３位である。

予算規模は 180 億ユーロ（約２兆 4300 億円（１ユーロ≒135 円、以下同じ）[5]）で、そのうち 117 億ユーロ（約１兆 5795 億円）は医療費で、30 億ユーロ（約 4050 億円）はその他の公共サービス（職業訓練、公共交通、文化・スポーツ活動など）への支出となっている。

州税としては、自動車保有税、天然ガス消費税、個人所得税の付加税、騒音税、ゴミ税等があり、税収は以下の通りである。

- 自動車保有税　…８億ユーロ（約 1080 億円）
- 天然ガス消費税　…6000 万ユーロ（約 81 億円）
- 個人所得税付加税　…15 億ユーロ（約 2025 億円）
- 騒音税　…5500 万ユーロ（約 74 億 2500 万円）

　＊飛行機の離着陸に対して課税。航空会社に対して機体の重量や騒音等級に応じて課税。航空運賃に 1.5 ユーロ（約 203 円）程度加算されている。

- ゴミ税　…2500 万ユーロ（約 33 億 7500 万円）

　＊ゴミ処理場に対して課税され、使途は環境対策など。

（２）ハンガリーの概要

①　基礎データ

国名	ハンガリー
人口	990 万人（2014 年）

[5] イタリア ラツィオ州からの聞き取りによる。以下同じ

面積	９万㎢（日本の約 1/4）
首都	ブダペスト
政治体制	共和制
ＧＤＰ[6]	28 兆 5488 億フォリント（約 12 兆 5614 億 7200 万円, 2012）
税源配分[7]	国　：６兆 6249 億フォリント（約２兆 9149 億 5600 万円, 2012） 地方：6894 億フォリント（約 3303 億 3600 万円, 2012） 計　：７兆 3143 億フォリント（約３兆 2182 億 9200 万円, 2012）
政府支出[8]	国　：９兆 5974 億フォリント（約４兆 228 億 5600 万円, 2012） 地方：２兆 6524 億フォリント（約１兆 1677 億 6000 万円, 2012） 計　：12 兆 2498 億フォリント（約 6 兆 1209 億 2800 万円, 2012）

②　経済動向[9]

ハンガリーは 1990 年代後半から 2000 年代前半にかけて高度成長期を経験した。しかし、2008 年の金融危機により大きなダメージを受け、2009 年の実質 GDP 成長率が対前年比▲6.8％を記録するなど、景気は低迷し、その後も他の中・東欧諸国と比べて回復が遅れた。しかし、EU 補助金の追い込み消化等の効果もあり、2013 年後半から景気が上向きはじめ、2013 年通期では対前年比＋1.1％のプラス成長を確保し、2014 年第 2 四半期には対前年同期比＋3.9％の高い伸びを記録した。

オルバーン政権の経済・財政政策は、しばしば「アンオーソドックスな政策」と呼ばれるが、これは同政権が革新的な新税を次々と導入するなどして、歳出削減よりもむしろ歳入の拡大を図ることで財政赤字の問題に対処しようとしてきたことに由来する。オルバーン政権下では、VAT（付加価値税, Value Added Tax）税率が 27％に引き上げられた他、国民健康製品税（チップス）税、銀行税、通信サービス税、金融取引税、広告等、新しい税金が次々と導入されてきた。こうした「アンオーソドックスな政策」に対しては否定的な見方もあるものの、結果として、政府債務残高対 GDP 比は、EU 基準の 60％からは依然として開きがあるものの、2010 年の 82.2％から 2013 年には 79.2％まで順調に低下している。

③　税財政の現状[10]

年間国庫収入は約 15 兆フォリント（約６兆 6000 億円（１フォリント≒0.44 円、

6 OECD ホームページ「statistics」より抜粋。
7 OECD「Revenue statistics2013」より抜粋。社会保障基金に係るものを除いている。
8 OECD ホームページ「statistics」より抜粋。社会保障基金に係るものを除いている。
9 在ハンガリー日本大使館ホームページ「ハンガリーの概況　2015 年２月」より抜粋
10 国家財政省からの聞き取りによる。また、円未満については、四捨五入をしている。

以下同じ））。うち１兆フォリント（約 4400 億円）を法人関係から徴収している。

国税で一番税収が大きいのは消費税で、税収の約４割をしめ、法人税は 5.29%である。国庫収入（税収のほか、学費や社会保障負担金など）でみると、消費税は全体の 22～23%、法人税は 2.37%となる。

資本金５億フォリント（約２億 2000 円）以下の中小企業の法人税は 10%で、それ以上の企業は 19%の法人税が課せられる。

KPMG[11]から見るハンガリー税制の特徴としては、個人所得税が 16％と 38％の２段階だったが、一律 16％になった。一方、VAT はここ数年で段階的に引き上がり、20％から 27％になっており、直接税（法人税）が低く、間接税（VAT）が高い。所得水準が低い中で、VAT が高いのは、金持ち優遇であり、住みにくいという話がある。企業の視点では、法人税率は低く、人件費は安い点が魅力的である。

④　地方自治

地方制度は、県（郡）及び市町村の二層制となっている。

県（首都及び県と同格の市を含む）は、住民の直接投票によって選ばれる県議会を有する。

市町村は、住民の直接投票によって選ばれる議会を有する。法の下では、市町村は同じ地位と責任を有しているが、人口が５万人を超える市は、議会によって県と同格の都市として指定することができる。指定された場合には、県には属さず、その領域において県の機能を有し、一方県はその市の領域内において、県の権限を有しない。

首都は、県としての地位を有し、住民の直接投票によって選ばれる議員と各区代表の議員によって構成される議会を有する。

⑤　地方税制

地方税については、国の法律で基本的な枠組みが決められ、細目は条例で定めることとなっている。

地方税全体では、6450 億フォリント（約 2838 億円）[12]であり、うち 5010 億フォリント（約 2204 億 4000 万円）が地方事業税。その他は固定資産税、宿泊税などで 1440 億フォリント（約 633 億 6000 万円）となっている。地方歳入に占める地方税収は約 23％であり、そのほか国庫からの収入が約 50％である。

---

11 今回の訪問先の一つで、1987 年に設立された会計事務所（本部はアムステルダム）。

12 ハンガリー エルテ大学からの提供資料より抜粋。以下同じ

【ハンガリーにおける地方税収の推移（億フォリント）】

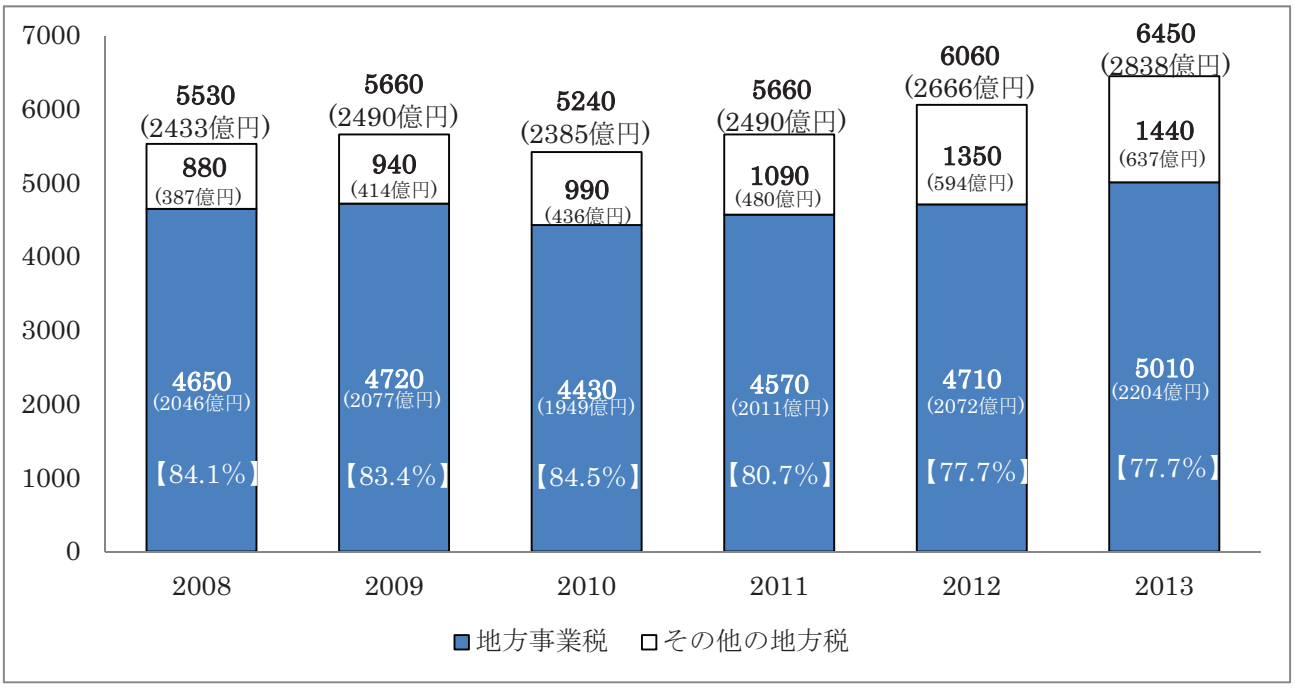

＊ 表において日本円に換算する際、便宜上、億円未満は四捨五入している。

＊ グラフ外の数字は、当該会計年度の地方税収全体の計である。端数処理の関係で、計は一致しない。

＊【　】内は地方税全体に占める地方事業税の割合であり、小数点第２位を四捨五入している。

２　イタリア及びハンガリーにおける外形標準課税の現状について

（１）調査目的

政府税制調査会の報告で、外形標準課税の拡大を行うべきとされ、今後、外形標準課税の拡大策について具体的な検討を行うこととされていることから、現在導入しているイタリア・ハンガリーの現状及び問題点等を調査する。

（２）イタリアにおける外形標準課税（州生産活動税）の現状について

①　概要

課税主体	州[13]
課税標準	正味の付加価値（収益－原材料費－減価償却費）であり、報酬額、利益、利子が対象 【主な控除】[14] ・　労働保険への拠出金

[13] 1997 年政令 446 号１条「州の領域で行われる生産活動に関する州税を設ける。」。イタリア経済財政省からの聞き取りによると、賦課する主体は、各州および、トレント自治県とボルツァーノ自治県であり、国が徴収し、税収は全て州に分配している。

[14] 1997 年政令 446 号第 11 条

	・　無期契約労働者１人につき、7500 ユーロ（約 101 万 2500 円）を控除。なお、女性従業員と 35 歳未満の労働者の場合は 13500 ユーロ（約 182 万 2500 円）に増額 ＊但し、エネルギー関連企業等の場合を除く。 ・　無期契約労働者に対する社会保険への拠出金 ＊但し、エネルギー関連企業等の場合を除く。 ・　研修生や障害者の人件費等及び研究開発関連の経費
税率	3.5%（標準税率） ＊1998 年（当初）～ 4.5%、2008 年～ 3.9%、2014 年～ 3.5% ＊州の判断で±0.92%まで変更できる。
納税方法	申告納付
根拠法	1997 年政令 446 号
沿革	1998 年導入
税収	348 億ユーロ（約４兆 6980 億円, 2013）
分配方法	法人が複数の州で事業展開をしている場合には、報酬額による。 州が独自に税率を上乗せした場合に、国から州への分配額は上乗せ税率を加味して算定している。

イタリアにおいて、1973 年から 1997 年まで利益に対して課税をする ILOR（地方所得税, Imposta Locale sui Redditi）が、似たような税として既に存在していたが、IRAP（州生産活動税, Imposta Regionale sulle Attività Produttive）も各州の自立性を高めるため、1997 年政令 446 号により導入された。その際、利益に対して課税をする ILOR や従業員数に応じて課税する医療税（国税）等を税制の簡素化の観点から廃止した。

IRAP 導入時には、VAT との違いが不明確（課税方法や納税時期が違うにせよ、付加価値に対する課税という意味では二重課税ではないか）という理由で欧州司法裁判所に訴訟が起こされた。結果としては、一連の訴訟を経て、欧州司法裁判所は VAT とは重複しないという判断をした。

IRAP は課税対象が薄く広いため、地方への税として適しているものである。なお、企業規模にかかわらず、IRAP の対象となる[15]。

国の税制としては、利益のみに課せられる IRES（法人所得税, Imposta sul Reddito delle Societa）よりも IRAP の方が、生産活動や労働を対象に課税するので、政策誘導上、重要なツールとなる。

15 イタリア経済財政省からの聞き取りによる。

② IRAP の使途

イタリア全国で 1100 億ユーロ余り（約 14 兆 8500 億円）の医療費であるが、うち約４割を IRAP でカバーしている。その他の医療費財源として IRPEF（個人所得税, Imposta sul Reddito delle Persone Fisiche）の付加税があるが、60 億ユーロ（約 8100 億円）とわずかで、残りは VAT で補填される。

地域別で見るとラツィオ州がそのうちの約 10%を占め、医療費で大幅な赤字を抱えているため、2008 年以降、IRAP の税率を 0.92%の最大限の上乗せをしている。ロンバルディア州など裕福な北部はマイナスの税率設定をしている。

国の基準により医療の最低限の水準が定められており、その水準を下回らないように州は医療を実施しなければならず、IRAP の税率についても、医療費の状況により独自に加減しており、ラツィオ州のように上げている州が多い。医療費が IRAP により賄えないとなると、州の意向によらず、国が一方的に引き上げることもある。

医療費は公営の医療機関（一部公的役割を担う民間病院）に使われている。医療費に関する政策として、2000 年までイタリアは医療費が大幅な赤字だったが、それ以降、経済財政省から厳しい監査・検査を受けるようになった（３ヶ月に１回程度）結果、イタリア全国で赤字が 80 億ユーロ（約 1 兆 800 億円）から 20 億ユーロ（約 2700 億円）に減少した。一方で、医療サービスの最低基準を守っているかどうかについてもしっかりチェックしている。

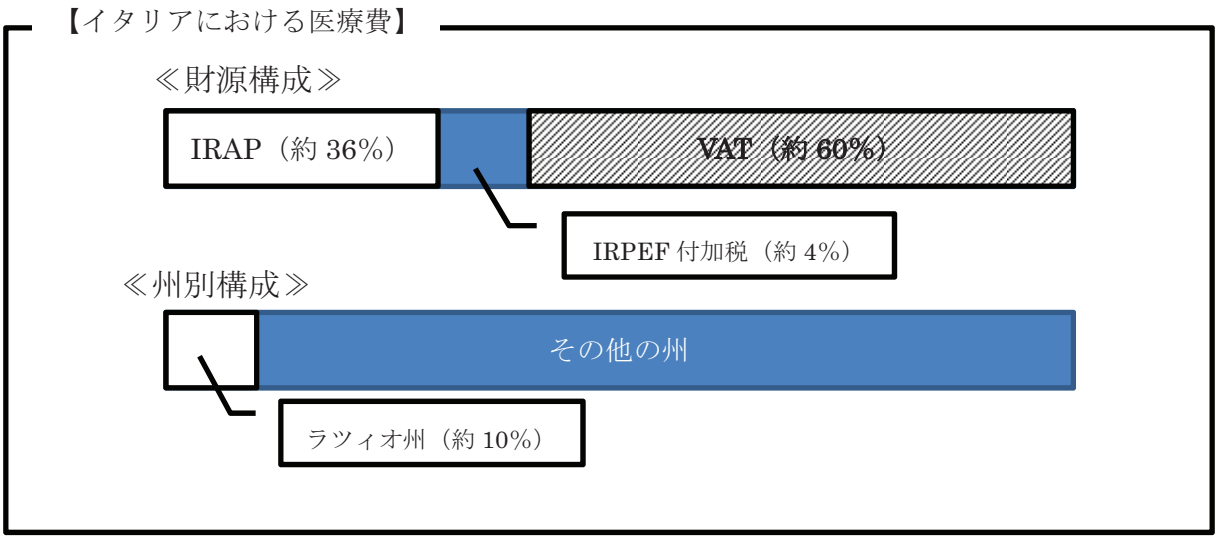

③ 現在の法人課税を巡る議論

イタリアにおいては、2007 年頃に法人税の引下げ議論が行われた。背景としては、税率の低い国が EU に参画（2004 年に 10 ヶ国（キプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロバキア、スロベニア）、2007 年に２ヶ国（ブルガリア、ルーマニア））して各国が競争して法人税の引下げ

に動いた。イタリアにおいても同様に、世界的にみても高い水準の法人税率を引き下げようという動きになり、2007 年の税制改正において IRES が 33%から 27.5%に引き下げられた。

IRES の引下げと併せて課税対象が広げられ、それまでは企業のバランスシートに書き込まれていないものでも税控除が認められていたが、控除対象が絞られることとなった。交際費も控除の対象だが、収益の一定基準までであり、企業活動に密接したものかどうかを厳しくチェックしている。

また、税制や会計は事務処理コストの削減や訴訟リスクの縮小の観点から簡素化していく方向にある。

④ 2015 年度税制改正

現在、経済財政省で来年度の税制改正に向けて検討を行っているところ（＊調査当時）であるが、IRAP の課税対象から報酬額を外す（無期契約労働者の報酬額を一部控除から全額控除へ移行）予定である。これは、労働関連コスト（税や社会保険料等）を縮小させることを企図するものである。

報酬額を課税対象外とすることによる減収を抑制するために、IRAP の税率については現行の 3.5%から 3.9%に引き上げることを検討している。この改正に伴う減収額は、2015 年は約 50 億ユーロ（約 6750 億円）、2016 年、2017 年は約 43 億ユーロ（約 5805 億円）と見込まれている[16]が、この減収に対する州の医療費への財源補てんは、VAT によって国からなされる。

日本における雇用安定控除の仕組みについては、イタリアでも過去に検討し、2000 年以降期間限定で非正規雇用から正規雇用に変えた場合にタックスクレジットを適用する仕組みが３回導入されたという経緯がある。

（３）ハンガリーにおける外形標準課税（地方事業税）の現状について

① 概要

課税主体	市町村 ＊必ず課税しなければならないものではない。3200 ほどの自治体のうち実際に課税しているのは 2800 ほどで、課税していない 400 の自治体については、大部分は企業がないような人口数百人規模の小さな村落であり、このような自治体の歳入源は国からの交付税や住民税である。
課税標準	売上－売上原価 ＊業態・事業体により細目に分かれている

[16] “Relazione tecnica alla Legge di stabilità 2015” P.7 による。

税率	２％
納税方法	申告納付
根拠法	地方税法
税収	5010 億フォリント（約 2204 億 4000 万円, 2013）

②　地方事業税の現状と課題

地方事業税には、ⅰ）公平・公正な税負担の実現、ⅱ）自治体の安定した収入源、ⅲ）競争を勝ち抜く力　の３つの視点がある。

各自治体間の税率引き下げ競争は若干あるが、社会問題化はしていない。実際に税を引き下げて企業を誘致しようとするのは小規模自治体で小規模企業をターゲットとする程度であるが、各自治体により、格差が非常に大きく、企業のない村落では地方事業税収入がなく、ブダペストやその近郊の自治体では有効だが、それ以外の小さい村落では機能していない。

法人税と地方事業税の税収は１：２であり、地方事業税は大きな額であり、企業活動が害されているのではないかという批判もある。徴収された税がどれだけ経済活動に貢献しているか検証が必要と認識している。

現行の地方事業税で改善すべき点について、自治体の安定収入を図りつつ、競争力も実現していくことが大事であり、廃止するとした場合に、新たな代替財源確保は難しい状況であるといえる。

③　2013 年度税制改正

2013 年から中小企業への優遇措置として新たな税制度が始まり、中小企業（個人事業主含む）は月額５万フォリント（定額, 約２万 2000 円）の地方事業税とその他の税負担（所得税のほか、社会保険料、寄附など）の負担となっている。

2013 年改正により、売上原価を全て引けるわけでなく、控除可能額が設けられた。製造業など粗利益の大きいところは負担が少ないが、卸売業など粗利益の小さいところほど負担増となった。

【純売上高と控除可能額】

純売上高	売上原価として控除が可能な額
５億フォリント（約２億円）未満	売上原価×100％
５億フォリント以上 200 億フォリント（約 88 億円）未満	５億フォリント＋ （売上原価－５億フォリント）×85％
200 億フォリント以上 800 億フォリント（約 352 億円）未満	170 億 7500 万フォリント（約 75 億 2400 万円）＋ （売上原価－170 億 7500 万フォリント）×75％

800 億フォリント以上	620 億 7500 フォリント(約 273 億 2400 万円)＋（売上原価－620 億 7500 フォリント）×70%

３　イタリア及びハンガリーにおける独自課税の現状について

（１）調査目的

本調査研究会において、議題の一つである地方独自課税について、近年積極的に取り組んでいる両国の現状や導入の契機、制度設計の課題などを調査することとした。

（２）イタリアにおける宿泊税・入島料の現状について

①　概要

課税主体	観光地であると指定したコムーネ。そのほか、法律により県庁所在地のコムーネやコムーネ共同体、芸術都市（課税するかどうかは、コムーネの判断による。実際に課税をしているのは、1000 コムーネ程度）
課税標準	宿泊数
税率	一泊あたり５ユーロ（約 675 円）を上限に、ホテルのランク（星の数）に比例して段階的基準に従って設定（ただし、コムーネの条例による） ＊星の数は州等が認定している。
納税義務者	宿泊者 ＊宿泊税が免除される者として、市民や頻繁に出張する者など。法に根拠規定があり、条例で設定する仕組みとなっている。
納税方法	特別徴収
根拠法	2011 年政令 23 号
使途	観光立国のため、ゴミ処理や観光施設整備など、受け入れ体制を整えるための目的税
沿革	2011 年導入
税収	9000 万ユーロ（約 121 億 5000 万円, 2012）

宿泊税は、2011 年政令 23 号によって導入され、その導入に当たっては、宿泊施設の所有者・管理者と課税当局の間で、事業者が負っている徴収義務と法令遵守義務について明確な規定がないことについて、裁判で争われたが、いずれも宿泊施設の所有者・管理者に対する不合理なものではないとの結論に至っている。

その課税根拠は、課税による収入を観光客受け入れのためのサービス改善に充当されていることにある（一方、宿泊施設での消費行為という点に着目して、応能性であるとする見解もある）。

小さな島に所在する自治体や小さな島をその区域に含んでいる自治体は、独自に宿

泊税に代わるものとして、入島料を最大で1.5ユーロ（約203円）を課すことができる。その際、通常旅客船運航会社が特別徴収義務者として、チケット代と一緒に徴収している。

②　ミラノ市における宿泊税

ミラノ市においては、2012年６月19日に創設された宿泊税は、都市やコミュニティ全体としての文化的、社会的な成長や開発の過程において、観光が戦略的な役割を果たすという認識の下導入された。

導入当初は業界団体や特別徴収義務者であるホテル経営者が難色を示し、関係業界を中心に運用ルールや手順を調整していく必要があった。

当該宿泊税は、ミラノ市内にある全ての宿泊施設に滞在している非ミラノ市民に対して、下表の税率が適用される。宿泊客が行政から受ける芸術と文化遺産を促進するための各種施策の受益者であることを理由として課税している。一方で、ローシーズン期間における観光を促進するために、８月中は全ての税率について、50％免除しているほか、18歳未満の者、14日超のRTA滞在者、障害者及びその介助者等一定の場合を非課税としている。

宿泊税の税収は、月平均300万ユーロ（約４億500万円）であり、市全体の税収の約３％を占めており、市内の芸術的遺産の保存のために、観光客へのサービス向上のための財源となっている。

【ミラノ市における宿泊税　税率表】

ホテルの区分＊（　）内の数字は星の数	税率
Hotel（１），　RTAs（２）　その他の非ホテル施設	２ユーロ (約270円)
Hotel（２），　RTAs（３）	３ユーロ (約405円)
Hotel（３），　RTAs（４）	４ユーロ (約540円)
Hotel（４）（５）	５ユーロ (約675円)

（３）　ハンガリーにおける通信サービス税の現状について

①　概要

課税主体	国
納税義務者	事業者
使途	一般財源だが、通信のインフラ整備・開発に使われている。そのほか、固定電話拡充や周波数の問題にも対応している

沿革	2012 年導入
税収	470 億フォリント[17]（約 206 億 8000 万円, 2013）

課税客体		税率
通話時間	個人	２フォリント（約 0.8 円）/分
	法人	３フォリント（約 1.2 円）/分
SMS MMS	個人	２フォリント（約 0.8 円）/通
	法人	３フォリント（約 1.2 円）/通
課税上限	個人	700 フォリント（約 308 円）/番号
	法人	5000 フォリント（約 2200 円）/番号

【通信サービス税の税収推移（億フォリント）】

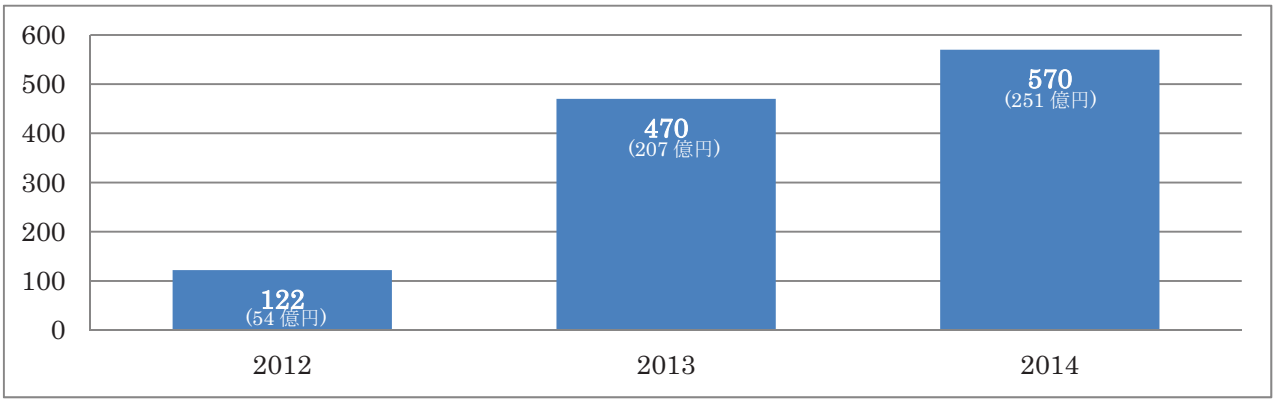

＊ 表において日本円に換算する際、便宜上、億円未満は四捨五入している。

＊ 2012 年（導入初年度）、2013 年は実績額で、2014 年は計画額である。

② 創設の経緯と背景

2010 年、オルバーン政権誕生時に通信・金融・エネルギーの各分野において時限的に課税する業界特別税を導入した。この税目は、2012 年 12 月 31 日をもって一度終了したが、持続的なものとして 2012 年 7 月 1 日に通信サービス税を本格導入した。金融・エネルギー分野の課税も存続している。

国家経済省によると、通信サービス税創設の最大の目的は、サービス業を通じて多大な利益を恒常的にあげている事業者に対して課税し、税収を確保することである。グローバル企業である３社（テレコム、テレノール、ボーダフォン）は、十分な利益をあげており、課税に耐えられると判断した。また、利用者においても、通話時間が長くなる一方で、契約料金は下がる傾向にあったこともあり、そのようなタイミング

17 ハンガリー エルテ大学からの提供資料から抜粋。

を踏まえて課税することとした。

2010 年に業界特別税を創設したときの世論の反応について、好意的な意見もあったが、業界では否定的であった。特に通信業界からは明らかに反発があったが、最終的には受け入れた。また、本格導入時の世論の反応も大きな反発や反響があったわけではなかった。それは、業界特別税に世論が慣れていたということや業界特別税のときより税率が上がったものの（法人の通話時間に対する課税２フォリント（約 0.8 円）→３フォリント（約 1.2 円））、実負担はやや小さくなっていたという事情もある。

③　その他の税目

〈国民健康製品税（Public Health Product Tax、チップス税）〉

課税主体	国
納税義務者	生産者
使途	医師の給与ベースアップなど医療関係に使われる目的税的なもの
沿革	2011 年導入
税収	189 億フォリント[18]（約 83 億 1600 万円, 2013）

課税客体	税率
ソフトドリンク ８g /100ml 超の糖分を含んだもので、以下のものを除く。 ○ 果物や野菜成分を 25%以上含むジュースやシロップ ○ミルクベースの原材料を 50%以上含む製品	シロップや濃縮ジュース ：200 フォリント（約 88 円）/ℓ その他のソフトドリンク ：７フォリント（約３円）/ℓ
エナジードリンク １g/100ml 超のメチルキサンチン（カフェイン・テオブロミン・テオフィリン）や 100 g /100ml 超のタウリンを含んだもの	250 フォリント（約 110 円）/ℓ
包装済みの砂糖製品（ビスケットやケーキ等） 総糖含量が 25%以上のもの。ただし、総糖含量が 40%以上、かつカカオ成分が 40%以下のチョコレートを除く。	ココアパウダー ：70 フォリント（約 31 円）/kg その他の包装済み砂糖製品 ：130 フォリント（約 57 円）/kg
スナック菓子 塩分１%以上のスナック（チップス、押出成形スナックや焼きスナック、塩味ローストヘーゼルナ	250 フォリント（約 110 円）/kg

18 ハンガリー エルテ大学からの提供資料から抜粋。

ッツ、塩味ローストアーモンド）。ただし、塩分２％以下のパンやパン屋の商品を除く。	
塩分５％以上の調味料。ただし、ケチャップ、マスタード、塩分 15%以下の果肉質の塩味野菜を除く。	250 フォリント（約 110 円）/kg
果実ビール 糖分５g/1000ml 超のもの及びその分類に属するもの	20 フォリント（約９円）/ℓ
ソフトドリンクを含んだアルコール飲料（バカルディブリーザー、スミノフアイス等）	20 フォリント（約９円）/ℓ
ジャム。ただし、余分なゼリー、マーマレード、いわゆる高品質ジャムを除く	500 フォリント（約 220 円）/kg

【国民健康製品税の税収推移（億フォリント）】

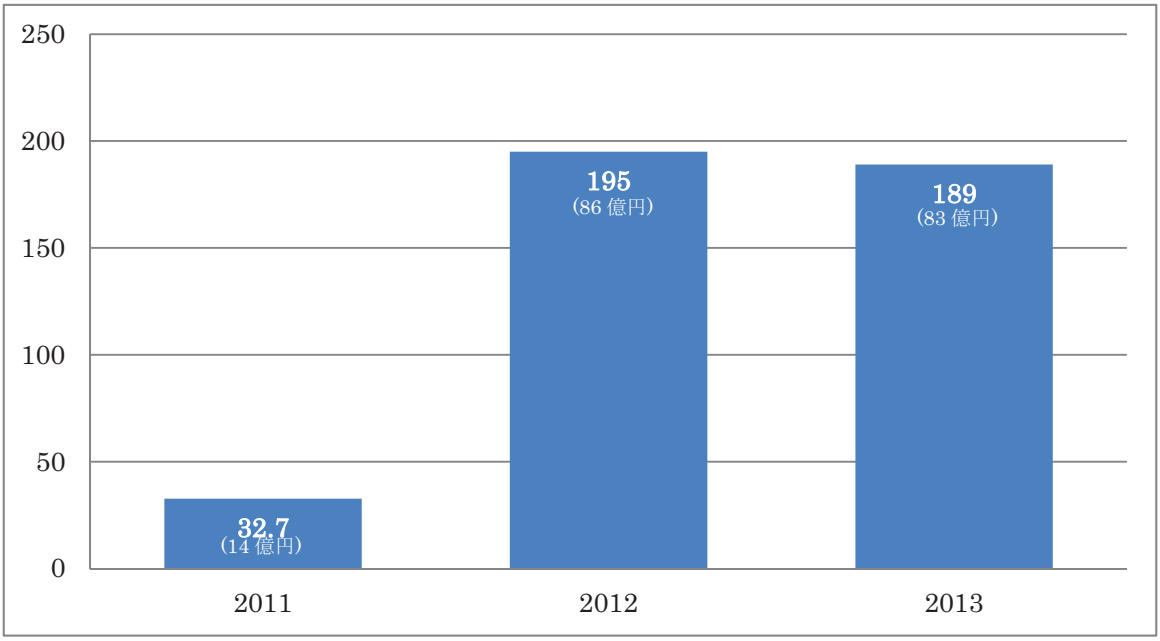

＊ 表において日本円に換算する際、便宜上、億円未満は四捨五入している。

＊2011 年は導入初年度である。

国家経済省によると、この税により、納税者である生産者は、税負担を避けるため、塩分や糖分を避けて菓子類などを生産しようとする動きがあり、政策誘導としての意義はある。

実際、国立健康開発研究所の報告によると、課税対象製品の取引は 27%減少し、平均価格は 29%も上昇している。また、40%の企業はレシピを変更し、30%の企業

は完全に有害物質を除いているという調査結果もある。また、健康を害する物質を含んだ製品の消費も、価格上昇もあり、平均で25%～35%も減少している。

〈インターネット税〉

インターネット税は、通信サービス税を一部改正してインターネットのプロバイダー各社に課税するもの（課税対象は接続全般）として、2015 年の導入に向けて動いていたが、反発が大きく、現在導入に向けた動きを一時凍結している。

④　様々な新税を創設している理由

2010 年に成立したオルバーン政権では、所得税を一律 16%に引き下げることで、事業主に対する社会保障負担や個々人の負担が軽くなるようにした。そうすることにより、国民の消費を喚起しようとした。一方、税収も確保する必要があるため、消費の際には、ポルノを見る人には文化税を、また油っぽい菓子を食べたければ国民健康製品税を払ってもらうというように、別の形で税を徴収することとしたためである。

４　IOTA（The Intra-European Organization of Tax Administrations）

より多角的にハンガリー税制を調査する観点から、ヨーロッパ横断型の税当局の連携を目的とした組織である IOTA（本部：ブダペスト）に訪問し、税務当局以外の視点からみたハンガリー税制について聞き取り調査を行った。

（１）　組織・取組概要

1988 年頃の中東欧諸国は改革期にあり、社会経済を西欧型にシフトしようとした。ハンガリーでも 1992 年に抜本的税改革が行われ、今の所得税や消費税の原型ができた。そのような流れの中で国家横断的な組織が必要ということで、IMF や欧州委員会も関わり、中東欧諸国の税当局が一同に会して 1992 年と 1995 年に大きな会議が開かれた。２回の会議の提言として、15 ヶ国の税当局が横断組織の設立に合意した。

当初７ヶ国で発足（エストニア、ラトビア、リトアニア、ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー）したが、対象を拡大していき、今は全ヨーロッパまで広がっている。発足時の７ヶ国の中心地ということでブダペストに本拠地がある。

共通の目的はいかに効率的に税を徴収できるか、また、納税者へのサービス向上、税監査の共有、納税義務をいかに履行させるか、といった課題に対する解決方策を探っていくものである。

各国拠出金のみで運営する非営利組織であり、部門会が 24 あり、年間 24 のワークショップを実施している。例えば、納税者に対して当局がどのようなメッセージを出すべきか、インターネットやスマートフォンをいかに活用するか、強制措置をどのように行

っていくか、行政サイドからのサービスをどうするか、専門家同士を結びつける役割や各国税当局のサポートをする役割も担っている。

（２） 他の組織との関係、連携

IMF、OECD、欧州委員会との関係については、３組織とも独自のフォーラムがある。OECD の中には税執行当局委員会があり（日本も参画）、欧州委員会の中にも税及び関税当局委員会（各国の税政策が機能するようアドバイス）がある。これらとの協力関係を模索するというのも IOTA の趣旨である。現在 IOTA には 45 ヶ国が加盟しており、うち半数が OECD 加盟国で、28 ヶ国が EU 加盟国となっている。重複しているので調和が課題である。

世界銀行も税当局との関わりがあり、現在世界銀行との連携を模索中である。

（３） IOTA から見たハンガリー税制の特徴

税執行や徴収面において、ハンガリーが他の IOTA 加盟国と比べて特徴的な点として、現代的で IT にも優れている点ではないか。西欧はいち早く情報化に取り組んできたためにむしろ今は遅れている。ハンガリーやエストニアなど、後発国の方が最新のものを導入して進んでいる。また、ハンガリーはオープンで適応力が高い。ノウハウの吸収が早いのではないか。納税証明書の発行、税当局の通知の改善（わかりやすく）、適切な納税情報の提供などについて、めざましい発展を遂げてきた。情報イノベーションによる効率化を監査事務にもつなげるようにしている。

ハンガリーで新税が多く創設されているのは、政治風土の問題や政治的な決定である。背景としては、個人所得税を 16%にフラット化したことにより（減収となることから）、課税対象を広げていかないといけないといったことがある。

＜　参　考　資　料　＞

資料１－１　地方税体系及び地方税収の現状

租税体系

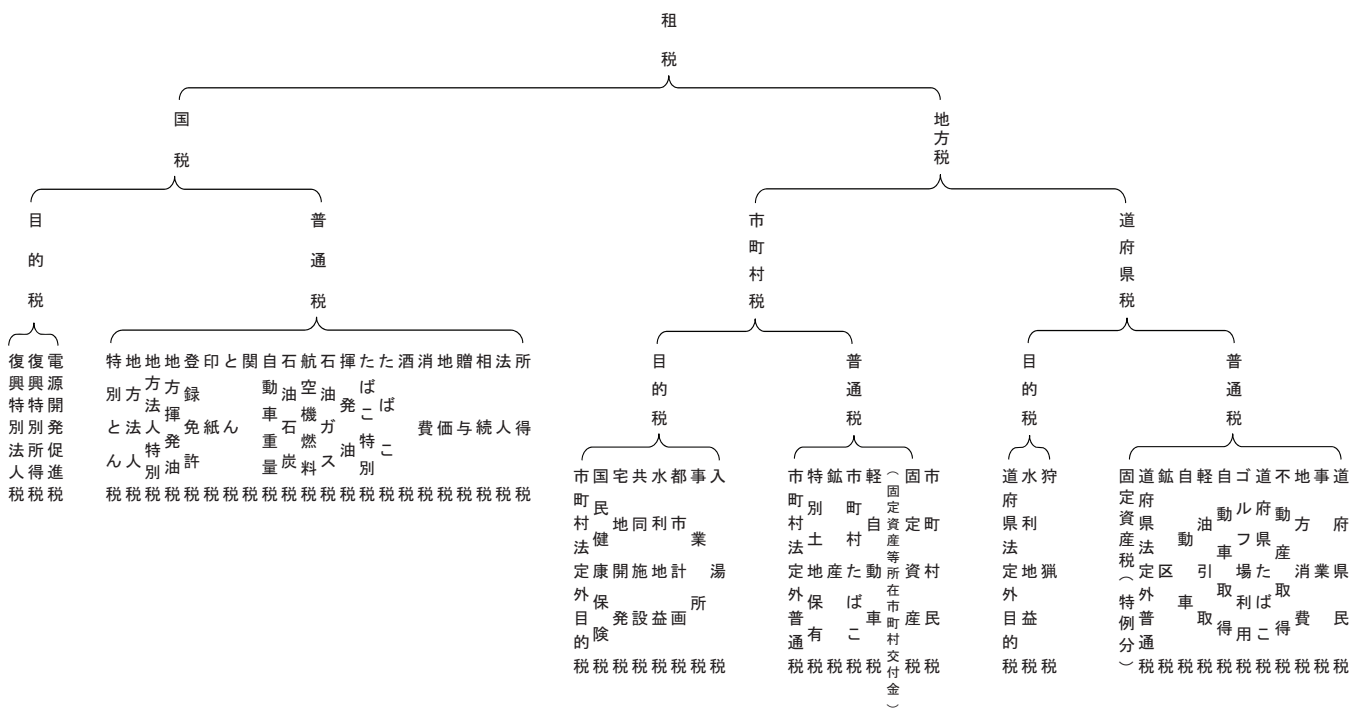

（注）1　普通税：その収入の使途を特定せず、一般経費に充てるために課される税。普通税のうち、地方税法により税目が法定されているものを法定普通税といい、それ以外のもので地方団体が一定の手続、要件に従い課するものを法定外普通税という。
2　目的税：特定の費用に充てるために課される税。目的税のうち、地方税法により税目が法定されているものを法定目的税といい、それ以外のもので地方団体が一定の手続、要件に従い課するものを法定外目的税という。

国税・地方税の税収内訳（平成27年度予算・地方財政計画額）

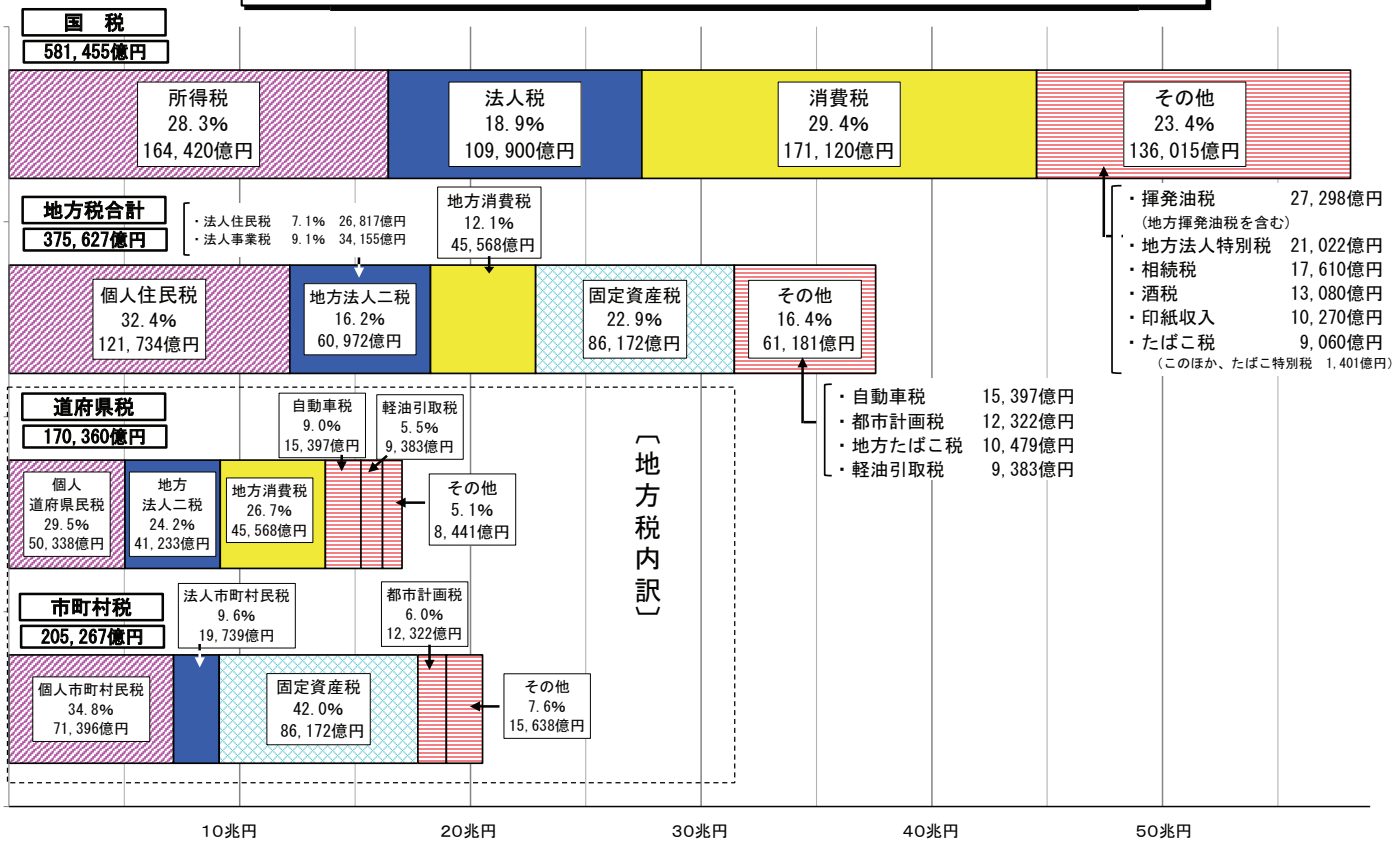

（注）1　各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
2　国税は予算額（特別会計を含む）、地方税は、超過課税及び法定外税を含まない。
3　国税は地方法人特別税を含み、地方税は地方法人特別譲与税を含まない。

地方税収（地方財政計画ベース）の推移

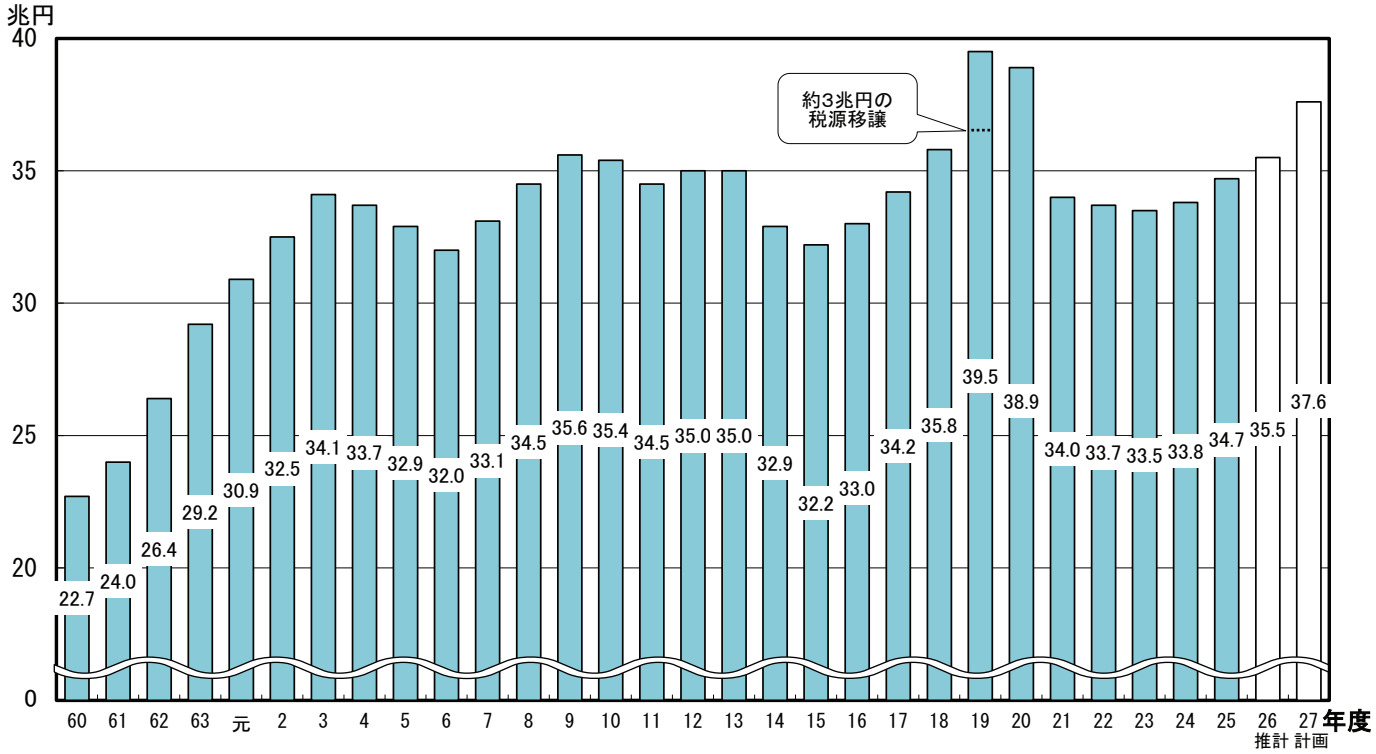

（注）１　表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。
　　２　平成25年度までは決算額、26年度は推計額（H27.1時点）、27年度は地方財政計画額である。
　　３　このほか、平成21年度以降、地方法人特別譲与税が国から都道府県に対して譲与されている。
　　（㉑ 0.6兆円、㉒ 1.4兆円、㉓ 1.5兆円、㉔ 1.7兆円、㉕ 2.0兆円、㉖ 2.2兆円、㉗2.1兆円）

主要税目（地方税）の税収の推移

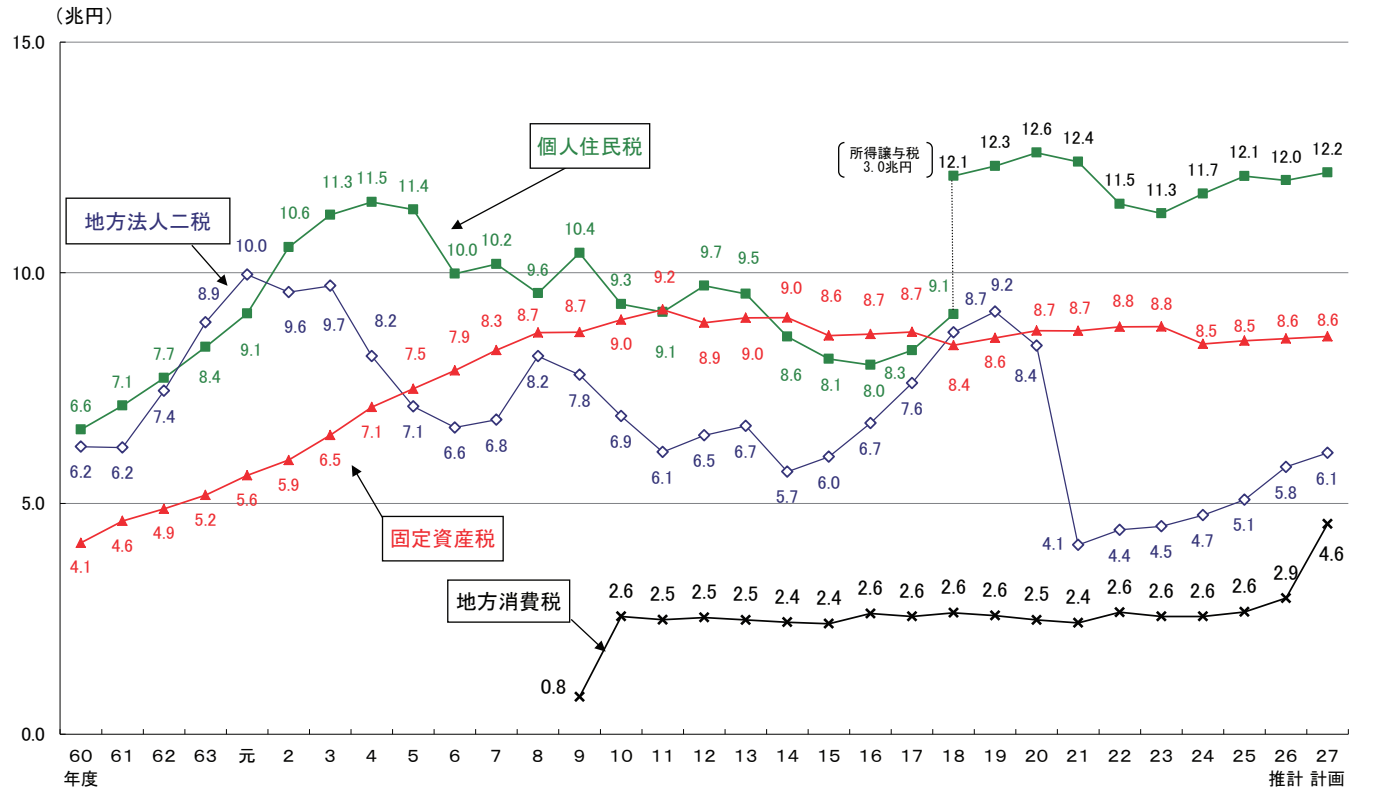

（注）１　表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。
　　２　平成25年度までは決算額、26年度は推計額（H27.1時点）、27年度は地方財政計画額である。

人口一人当たりの税収額の指数（平成25年度決算額）

地方税計

最大／最小：2．6倍

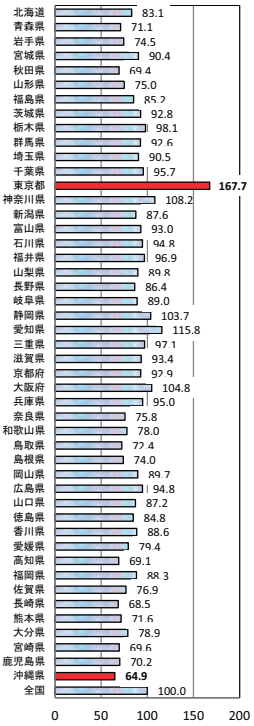

34．7兆円

個人住民税

最大／最小：2．7倍

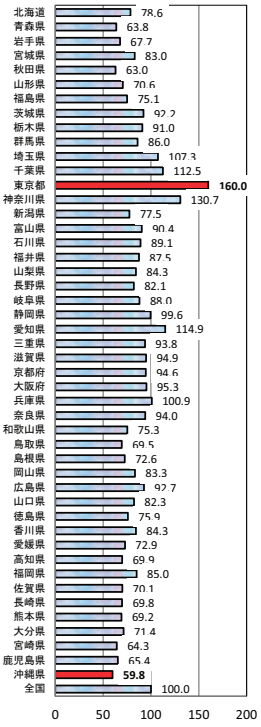

11．6兆円

地方法人二税

最大／最小：6．3倍

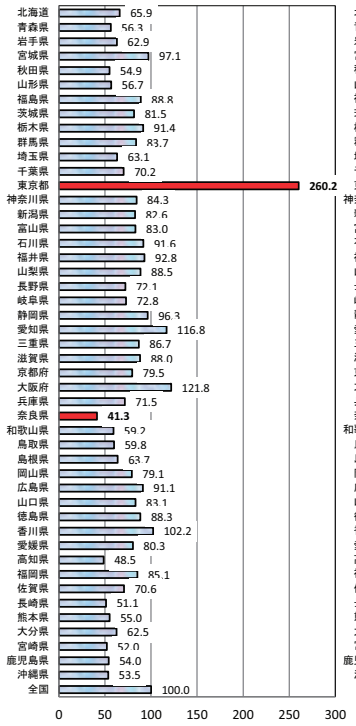

5．1兆円

地方消費税（清算後）

最大／最小：2．0倍

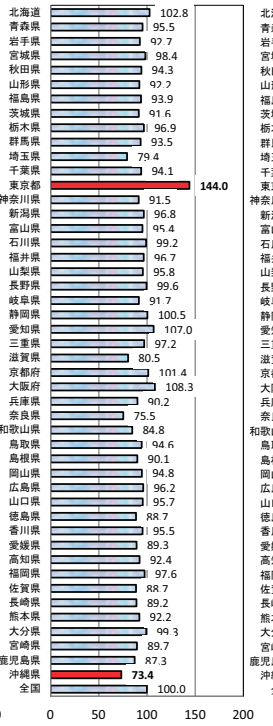

2．6兆円

固定資産税

最大／最小：2．3倍

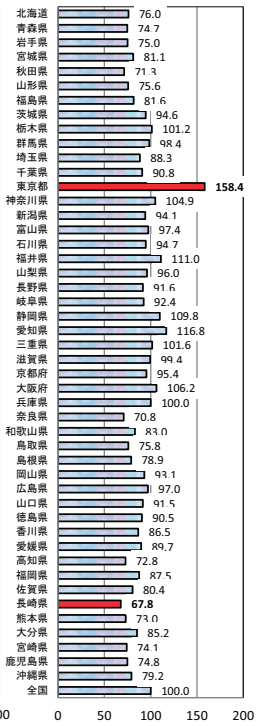

8．6兆円

※上段の「最大／最小」は、各都道府県ごとの人口１人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。

人口一人当たりの税収額の指数（平成25年度決算額）

地方たばこ税

最大／最小：１．6倍

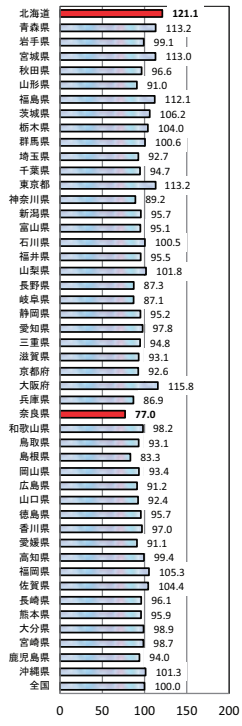

1．2兆円

自動車税

最大／最小：２．2倍

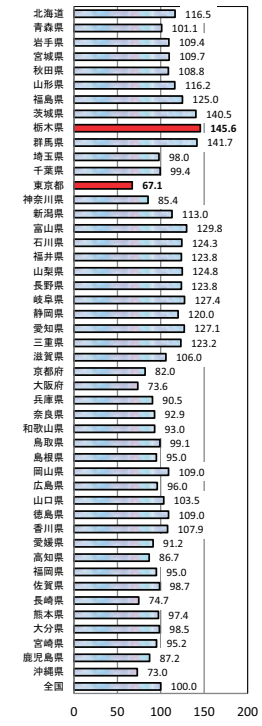

1．6兆円

自動車取得税

最大／最小：３．1倍

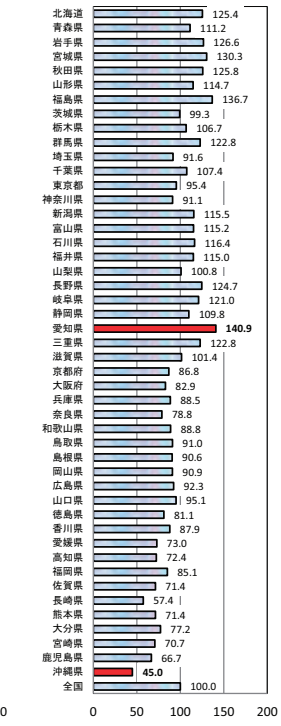

0．2兆円

軽油引取税

最大／最小：４．1倍

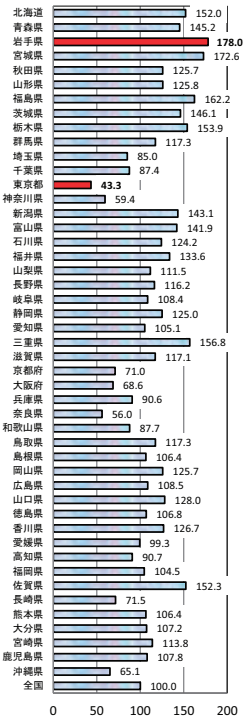

0．9兆円

（参考）県内総生産（平成23年度）

最大／最小：２．9倍

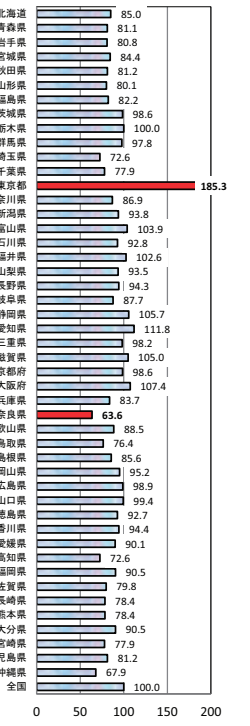

497．4兆円

※上段の「最大／最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。

国・地方の税源配分について

◎国・地方の歳入歳出（平成25年度決算）

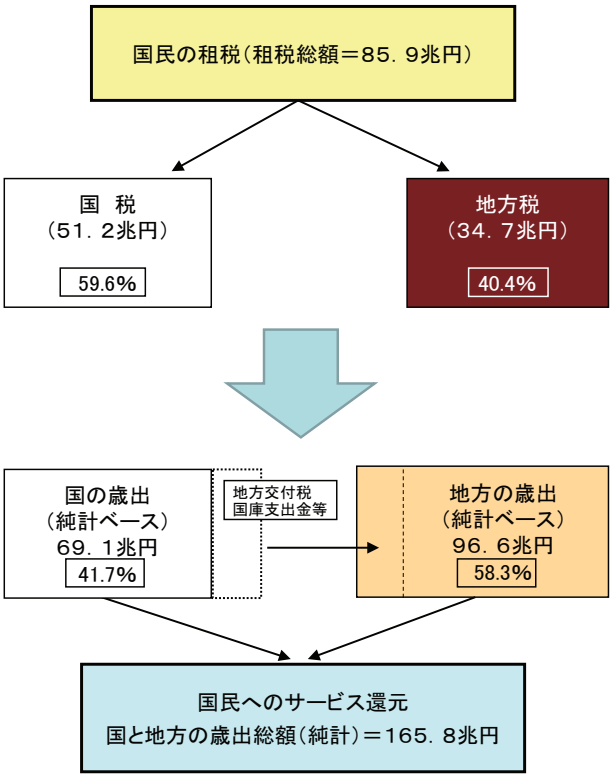

（注）現在精査中であり、異動する場合がある。
（注）地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。
（注）国税は地方法人特別税を含み、地方税は地方法人特別譲与税を含まない。

◎税源配分の推移

年 度	租税総額	国　税	地 方 税	〈法人事業税への復元時ベース〉
H18	89．9兆円	54．1兆円 〔60.2%〕	35．8兆円 〔39.8%〕	
H19	92．2兆円	52．7兆円 〔57.1%〕	39．5兆円 〔42.9%〕	
H20	84．7兆円	45．8兆円 〔54.1%〕	38．9兆円 〔45.9%〕	
H21	74．2兆円	40．2兆円 〔54.2%〕	34．0兆円 〔45.8%〕	<46.7%>
H22	77．4兆円	43．7兆円 〔56.5%〕	33．7兆円 〔43.5%〕	<45.3%>
H23	78．7兆円	45．2兆円 〔57.4%〕	33．5兆円 〔42.6%〕	<44.6%>
H24	80．8兆円	47．0兆円 〔58.2%〕	33．8兆円 〔41.8%〕	<43.9%>
H25	85．9兆円	51．2兆円 〔59.6%〕	34．7兆円 〔40.4%〕	<42.7%>
H26見込	91．1兆円	55．6兆円 〔61.1%〕	35．5兆円 〔38.9%〕	<41.6%>
H27計画	95．7兆円	58．1兆円 〔60.8%〕	37．6兆円 〔39.2%〕	<41.5%>

（注）地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。
（注）枠外の＜＞は、国税に地方法人特別税を含まず、地方税に地方法人特別譲与税を含めた場合の地方の配分比率である。
（注）「H26見込」は国税においては補正予算額、地方においては推計額（H27.1時点）である。

資料１－２　地方税の変遷と新税を巡る議論

地方税における税目の変遷①

シャウプ勧告に基づく昭和25年改正による道府県と市町村の税源配分

- 道府県税　附加価値税（昭和27年度から実施。25、26年度は、事業税及び特別所得税が存続。）、入場税、遊興飲食税、自動車税、鉱区税、漁業権税、狩猟者税、道府県法定外普通税、目的税（水利地益税）
- 市町村税　市町村民税、固定資産税、自転車税、荷車税、電気ガス税、鉱産税、木材引取税、広告税、入湯税、接客人税、市町村法定外普通税、目的税（水利地益税、共同施設税）

昭和20年代	20年代後半 ○戦後復興期の社会経済に即応したシャウプ税制の修正	○国民健康保険税の創設（S26） ○道府県民税の創設（S29） ○不動産取得税の創設（S29） ○たばこ消費税の創設（S29） ○娯楽施設利用税の創設（S29） （入場税の第3種が移行、 入場税の第1，2種は国税へ） ○入場譲与税の創設（S29） ○揮発油譲与税の創設（S29） （29年度限りの措置）	●広告税、漁業権税、接客人税の廃止（S27） ・附加価値税実施を延期（S27、S28） （事業税及び特別所得税を存続） ●附加価値税の廃止（S29）
昭和30年代	30年代～ ○地方財政の再建を図りつつ、地方税源の充実、地方税負担の軽減合理化、均衡化の推進 ・所得税の一部を道府県民税所得割へ移譲 ・道路特定財団の拡充　等	○地方道路譲与税の創設（S30） ○軽油引取税の創設（S31） ○都市計画税の創設（S31） ○特別とん譲与税の創設（S32） ○軽自動車税の創設（S33）　←自転車荷車税を廃止 ○料理飲食等消費税（S36）　←遊興飲食税を改称 ○狩猟免許税・入猟税の創設（S38）　←狩猟者税を廃止	●入場譲与税の廃止（S37）
昭和40年代	40年代～ ○地方財政需要が増大する中で、地方税負担の軽減合理化を図るとともに、都市税源の充実強化が行われた。 ・個人住民税の減税 ・市町村民税法人税割の充実 ・事業所税の創設　等	○石油ガス譲与税の創設（S40） ○自動車取得税の創設（S43） ○宅地開発税の創設（S44） ○自動車重量譲与税の創設（S46） ○航空機燃料譲与税の創設（S47） ○特別土地保有税の創設（S48）	※括弧内は年度

地方税における税目の変遷②

昭和50年代	50年代～抜本改正 ○第1次オイルショック以降の財政状況悪化の中で、 ・定額課税の負担の適正化 ・自動車、エネルギー関係諸税の拡充 ・非課税等特別措置の整理合理化等が行われた。	○事業所税の創設（S50） ○狩猟者登録税（S54）　←狩猟免許税が移行	
昭和60年代	抜本的税制改革の実施（S63）	○道府県民税利子割の創設（S63） ○消費譲与税の創設（S63）	個別間接税の整理（S63） ●電気税・ガス税の廃止 ●木材引取税の廃止 ●娯楽施設利用税　→　ゴルフ場利用税 ●料理飲食等消費税　→　特別地方消費税 ・道府県（市町村）たばこ消費税 →　道府県（市町村）たばこ税
平成以降	税制改革の実施（H6） 税源移譲の実施（H18）	○地方消費税の創設（H6） （H9実施） ○法定外目的税の創設（H12） ○道府県民税配当割・株式等譲渡所得割の創設（H15） ○法人事業税付加価値割・資本割の創設（H15）（H16実施） ○狩猟税の創設（H16） ←狩猟者登録税・入猟税を廃止 ○所得譲与税の創設（H16） （本格的な税源移譲までの暫定措置） ○地方法人特別譲与税の創設（H20） ○地方揮発油譲与税の創設（H21） ←　地方道路譲与税	●消費譲与税の廃止（H6） （H9実施） ●特別地方消費税の廃止（H9） （H12実施） ●特別土地保有税の新規課税停止（H15） ●事業所税（新増設）の廃止（H15） ※括弧内は年度

税目の創設経緯等

税目	創設年	創設経緯等
軽油引取税	S31	揮発油自動車と軽油自動車との間の燃料に対する税負担の不均衡、軽油自動車の増加を考慮し目的税として創設。
都市計画税	S31	昭和25年の地方税制の全面改正に際し、同じ目的税である水利地益税によって都市計画事業の財源を得ることとされ、都市計画税は廃止されたが、都市計画事業などの財源を調達する手段としては水利地益税がほとんど活用されなかったことなどから昭和31年度の税制改正により目的税として復活。
自動車取得税	S43	地方道の整備の立ち遅れから道路整備の緊急性と道路目的財源における国、地方配分の状況を勘案して創設。 ＜創設前の状況＞ ○昭和25年　シャウプ勧告を受けた地方税制の改革により現在の地方税法が制定された際、自動車税の課税対象から自動車の取得が除外された。 ↓ ○その後、地方財政の悪化と財政再建に伴い、都道府県において各種の法定外普通税が設けられたが、その一つとして自動車の取得について課税を行う府県が現れ、昭和43年当時では三重県、京都府、徳島県、愛媛県が課税を行っていた。
宅地開発税	S44	大都市への人口集中に伴い、大都市とその周辺地域では急速な宅地化が進行しつつあり、このため関係市町村では、学校、道路、排水路、消防等の公共施設の整備に追われ、市町村では、宅地開発を行う者に対し、分担金を課し、あるいは公共施設又はその用地の提供を求めるなど、何らかの形で負担を求めていた。 このような状況にかんがみ、現に宅地開発を行う者に課されているような負担について、これを合理化すること、宅地開発に伴う公共施設整備のための財源として創設。創設以来、課税団体なし。
特別土地保有税	S48	昭和40年代後半に金融緩和の影響などにより地価が急騰したことを背景として、土地保有に伴う管理費用の増大を通じて土地投機を抑制し、併せて土地の供給及び有効利用の促進に資することを目的として創設。平成15年度から課税停止。
事業所税	S50	人口・企業が集中し、都市環境の整備を必要とする都市の行政サービスとそこに所在する事務所・事業所との受益関係に着目してこれらの事務所・事業所に対して特別の税負担を求める目的税として創設。
地方消費税	H9	活力ある豊かな福祉社会の実現を目指す視点に立った平成6年秋の税制改革において、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため地方税源の充実を図る観点から、消費譲与税に代えて創設。
法人事業税 （付加価値割・資本割）	H16	事業税の性格から、その課税標準に何等かの外形標準を導入することはシャウプ勧告以来の都道府県税制における長年の課題であったが、平成15年度税制改正において、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化等の観点から導入。 「法人の事業活動規模もある程度示す」とともに、法人の担税力を示すとの側面をも併せ有する「資本等の金額」を課税標準として、「加算法による所得型付加価値」に併せ補完的に用いることにより、法人の担税力に配意しつつ、応益原則に沿った課税の仕組みとした。

過去存在していた地方税の概要と廃止の経緯

税目	廃止年	概要及び廃止の経緯　等
広告税	S27	●広告（新聞、雑誌、書籍及び放送による広告を除く。）に対し、その広告場所在の市町村が課税。 ・交通運輸機関等の設備、電話番号記入表等による広告・・・広告料金の10% ・立看板、掛看板等による広告・・・1箇について50円 ・ポスターによる広告・・・1箇について10円 ・ちらしによる広告・・・千箇又はその端数について50円 ●税額が少く、かつ、普遍的な税源でないため昭和27年に廃止。
漁業権税	S27	●漁業権に対し、漁場所在の道府県が課税。賃貸料の10%。 ●税額が少く、かつ、普遍的な税源でないため昭和27年に廃止。
接客人税	S27	●芸者、ダンサー等に対し、その従業地所在の市町村が課税。接客人一人一月について100円。 ●税額が少く、かつ、普遍的な税源でないため昭和27年に廃止。
自転車税	S33	●自転車に対し、その定置所所在の市町村が課税。自転車1台について、年額200円。 ●昭和29年に荷車税と統合し自転車荷車税となり、昭和33年に国民大衆に対する零細課税を整理する見地から自転車荷車税を廃止。自転車及び荷車のうち原動機付自転車が新たに創設された軽自動車税の課税客体となる。
犬税 （法定外税）	S57	●昭和30年には法定外普通税として、全国で2,686の自治体が課税。 ●昭和57年に長野県・四賀村が課税制度を廃止したのを最後に姿を消した。 ＜長野県・四賀村での犬税の概要＞ 納税義務者　：　蓄犬の4月1日現在の飼養者　　税率　：　蓄犬1頭当たり年額300円 ※犬税の納税義務者は、犬税が課税されるべき事実が発生又は消滅した場合、村長に申告
電気税・ガス税	H元	●電気料金及びガス料金を課税標準として、使用者に対して課税。昭和63年の税率は、電気税5%、ガス税2%。 ●昭和17年国税として創設されたものの、戦後法定外税・道府県税となり、昭和23年市町村税となる。昭和49年に電気ガス税から、電気税・ガス税に分離し、消費税創設に伴い廃止。
木材引取税	H元	●木材の伐採、搬出によって道路、橋りょうを損傷することが多い実情にかんがみ、素材の引取に対し、価格等を課税標準として同一の素材について一回に限り、素材生産地の市町村が課税。昭和63年の税率は、2%。 ●消費税創設に伴い廃止。
娯楽施設利用税	―	（後掲）
料理飲食等消費税	H12	（後掲）

平成26年度税制改正大綱（抄）

第一　平成26年度税制改正の基本的考え方

（平成25年12月12日　自由民主党　公明党）

（略）

また、税制改正に当たっては、このような足下の経済情勢への適切な対応が重要である一方、少子高齢化が急速に進む中にあって財政健全化を確保しつつ社会保障分野をはじめとした各種政策遂行に要する財源を確保することや世代間・世代内での格差を是正すること、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること等の中長期的な課題にも与党として責任をもって取り組むことが必要である。平成25年10月１日に、政府により平成26年４月からの消費税率引上げについて確認がなされたことも踏まえつつ、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（税制抜本改革法）においても示されているこうした課題について検討を進め、所要の措置を講ずる。また、今後、内外の社会情勢の変化を踏まえつつ、**担税力に応じた新たな課税について検討を進める。**

「地方・地域の元気なくして国の元気はない」という考え方の下、魅力あふれる地域を創ることができるよう、**地方分権を推進し、その基盤となる地方税の確保に努める。その際、地方の独自税源を充実させるとの視点も重要である。**

平成27年度税制改正大綱（抄）

第一　平成27年度税制改正の基本的考え方

（平成26年12月30日　自由民主党　公明党）

（略）

また、わが国の経済社会の変化や国際的な取組みの進展状況等を踏まえつつ、担税力に応じた新たな課税について検討を進めていく。

租税原則・地方税原則

租税原則

① 公平

- 水平的公平性　…　等しい経済状況にある人々は等しい税負担を負うべき
- 垂直的公平性　…　裕福な人ほど多くの税金を支払うべき

② 中立

税制は経済での資源配分の仕方をできるだけ妨げるべきではない。また、税制は税を徴収するのにともなう、納税者の費用を最小にすべきである。非常に高い税は消費を歪めたり、労働や貯蓄を阻害したりすることを通じて、経済の効率性を損なう。

③ 簡素

良い税制は簡素なものでなければならない。簡素な税制とは、「税務行政費用」（国税庁の支出額）と「納税協力費用」（納税に伴う手間・コスト）が少なくてすむもの。

地方税原則

① 応益原則

住民は自動的に地方公共財の便益を享受できる立場にいるので、居住者に応益原則による税によって負担してもらうことが可能であり、かつ公平である。

② 税収の安定性

経済安定化機能を担う中央政府と異なって、地方公共団体の行政サービスは、住民の日常生活を支えているものが多いので、毎年一定の水準で提供される必要がある。地方公共団体の収入の都合によって、行政サービスが影響を受けることは望ましくない。地方行政サービスをまかなうための税収は、景気変動等によってあまり変動しないことが望ましい。

③ 税収の普遍性

地方公共団体の財政需要は、どの地域にも普遍的に存在しているので、租税客体が地域的に偏在していると税収が不足する団体が生じ問題となる。地方税は、租税客体が全国を通じてどこにでもあることが条件となる。

④ 負担分任

住民が地域社会の構成員として、その会費を広く負担するという精神を表す。負担能力に関係なく徴収される税が過大な負担とならないように配慮が必要。

出典：「財政学」（2009年・東京大学出版会　持田信樹著）、「地方財政論」（2013年・東京大学出版会　持田信樹著）

資料１－３　カジノ･パチンコ

地方公営競技等の現状

○ 地方公共団体が施行者として実施。
○ 各競技法に基づき、関連産業の振興、公益の増進、地方財政への寄与を目的に実施。
○ 払戻金払戻率の下限、上限は各競技法で規定。

	中央競馬	地方競馬	競輪	オートレース	競艇
根拠法	競馬法	競馬法	自転車競技法	小型自動車競走法	モーターボート競走法
目的	①畜産振興 ②社会福祉の増進	①畜産振興 ②社会福祉の増進 ③地方財政への寄与	①自転車その他機械工業の振興 ②体育、社会福祉など公益の増進 ③地方財政の健全化	①小型自動車その他機械工業の 振興 ②体育、社会福祉など公益の増進 ③地方財政の健全化	①モーターボートその他機械工業の振興 ②観光、体育事業など公益の増進 ③地方財政の改善
施行者数（都道府県 ・市町村）	日本中央競馬会	14団体	46団体	7団体	36団体
振興団体	―	地方競馬全国協会	（公財）JKA	（公財）JKA	（公財）日本財団
売上金（平成24年度決算）	2兆4，030億円 （24.1.1～24.12.31）	3，341億円	6，093億円	758億円	9，151億円

※中央競馬の売上金は日本中央競馬会公表の平成24年度財務諸表より作成。
※地方競馬、競輪、オートレース、競艇の各売上金は、平成24年度決算統計により作成。

地方公営競技の売上金の使途（平成24年度決算）

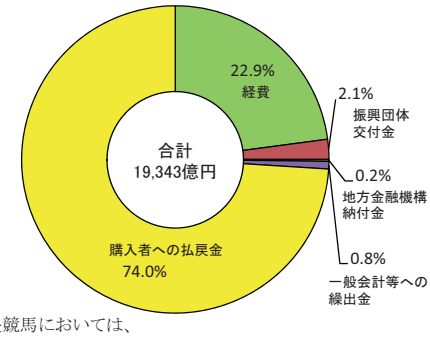

○ 振興団体交付金
・売上金に対し、一定の率で各振興団体に交付。
・振興団体は、振興団体交付金を財源に関連産業の振興や公益増進のための助成事業等を実施

○ 地方金融機構納付金
・一定の黒字団体が売上金に対し、一定の率で地方公共団体金融機構に納付。
・機構は納付金を基金に積み立て、運用益を活用して地方公共団体向け貸付の際に利下げ。

○ 経費
・売上金から払戻金、振興団体交付金、地方金融機構納付金及び繰出金を除いたもの。

＊中央競馬においては、
・購入者への払戻金払戻率は、70～80%
・売上金の10%に相当する金額及び剰余金の2分の1に相当する金額を国庫に納付しなければならない（売上金の約10%（H24実績））。
・政府は、国庫納付金に相当する額を畜産振興事業に必要な経費及び民間の社会福祉事業の振興に必要な経費に充てなければならない。

カジノ税に関するこれまでの議論

平成13年11月16日　政府税調 基礎問題小委員会　（石弘光会長）
⇒猪瀬直樹委員の発言「カジノを合法化して新しいカジノ・ゲーミング税制を導入すべき」

平成13年12月6日　「公営カジノを考える会」 発足 （自由民主党）

平成14年6月5日　「カジノと国際観光を考える会」 に改称

平成14年11月25日　平成14年東京都税制調査会答申　（神野直彦会長）
⇒「カジノについて検討する場合には、カジノ税についても検討すべき」
「最終消費への課税であるから地方税とすることがふさわしい」

平成14年12月12日「国際観光産業としてのカジノを考える議員連盟」発足 （自由民主党）

平成18年6月16日　自由民主党政務調査会観光特別委員会　カジノ・エンターテイメント検討小委員会
⇒「我が国におけるカジノ・エンターテイメント導入に向けての基本方針」を策定
・地方公共団体が施行主体→収益金は地方公共団体に帰属（事業者との配分をどうするか）
・法律に定める施策目的を遂行するための財源として、国の機関は施行がもたらす施行収益の一定率を交付金として徴収する。

平成22年4月　「国際観光産業振興議員連盟」 結成 （超党派議連）

平成25年12月5日 「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」国会提出

平成26年6月22日　通常国会閉会（継続審査）（→ 平成26年11月　衆議院解散により廃案）

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案 概要

第一　目的

特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、これを総合的かつ集中的に行う。

第二　定義

「特定複合観光施設」・・・カジノ施設※、会議場施設、宿泊施設等が一体となっている施設であって、民間事業者が設置及び運営をするもの

※別に法律で定めるところにより許可を受けた民間事業者により特定複合観光施設区域において設置及び運営されるものに限る

「特定複合観光施設区域」・・・特定複合観光施設を設置することができる区域として、別に法律で定めるところにより地方公共団体の申請に基づき主務大臣の認定を受けた区域

第三　基本理念

地域の創意工夫及び民間の活力を生かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本とする。

第四　国の責務

国は、第三の基本理念にのっとり、特定複合観光施設区域の整備を推進する責務を有する。

第五　法制上の措置等

政府は、第六から第八までに基づき、特定複合観光施設区域の整備の推進を行うものとし、このために必要な措置を講ずるものとする。必要な法制上の措置については、法律の施行後一年以内を目途として講じなければならない。

第六　特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本方針

1. 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成等
2. 観光産業等の国際競争力の強化及び地域経済の振興
3. 地方公共団体の構想の尊重
4. カジノ施設関係者に対する規制
   （例）カジノ施設関係者は許可等を受けて事業を行うこと
5. カジノ施設の設置及び運営に関する規制
   （例）犯罪防止、暴力団排除等の措置がされること

第七　カジノ管理委員会の基本的な性格及び任務

カジノ管理委員会は、内閣府に外局として置かれるものとし、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図るため、カジノ施設関係者に対する規制を行うものとする。

第八　納付金等

1. 納付金

国及び地方公共団体は、別に法律又は条例で定めるところにより、カジノ施設の設置及び運営をする者から納付金を徴収することができるものとする。

2. 入場料

国及び地方公共団体は、別に法律又は条例で定めるところにより、カジノ施設の入場者から入場料を徴収することができるものとする。

第九　特定複合観光施設区域整備推進本部

1. 特定複合観光施設区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、内閣に、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置し、本部は必要な法律案及び政令案の立案等を行う。
2. 本部は本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、本部長は内閣総理大臣をもって充てる。
3. 本部の事務を処理させるため、本部に事務局を置き、事務局に事務局長のほか所要の職員を置く。

外国におけるカジノ税の構成例

カジノ設置運営者（事業者）に対する税 等

収益に対する税

カジノの収益（粗利益）に対して課税するもの
累進税率方式、一定税率方式、顧客区分税率方式、等様々な設定方法がみられる。

ライセンス料

事業権利金として、事業者に発行する際に徴収するもの
設置ゲーム台数に応じた定額制やライセンス毎の定額制など

カジノ入場者に対する税 等

入場料

利用者がカジノ施設へ入場する際に徴収するもの
入場あたり、１日あたりなど

宿泊・飲食等にかかる税

カジノに関する宿泊・飲食等、エンターテイメント等について課税するもの

外国におけるカジノ税の課税状況

未定稿

国・地域名	税収区分	収益税	ライセンス料	入場料	宿泊・飲食にかかる税
ネバダ州（アメリカ）	地方税 （州税）	粗利益に対して、3．5～6．75%	○ゲーム台数に応じた定額制		カジノ関連の宿泊や飲食、エンターテイメントに対して10%または5%
韓国	観光基金：国 廃坑基金：地方	・観光振興開発基金納付金：粗利益の1～10%（外国人専用施設のみ） ・廃坑地域開発基金納付金：粗利益の25%		内国人のみ 5,000ウォン	
マカオ	―	粗利益に対して、39% ※カジノ税：35% マカオ財団：1．6% 都市開発、観光、社会保障基金：2．4%	○ライセンス毎の定額制 ○ゲーム台数に応じた定額制		
シンガポール	国税	グロスギャンブル収入（賭け金から消費税相当額を控除した額）に対して、 15%　又は　5% ・一般顧客：15% ・プレミアム顧客：5%	○ライセンス毎の定額制	内国人のみ S$100 ／日 又は S$2,000 ／年	
フランス	地方税	粗利益75%対して、80%を上限として課税 ※まず、市町村が15%を上限に課税し、 その後国税が課税	○ライセンス毎の定額制		

※「平成23年度カジノ・エンターテインメント検討事業報告書（沖縄県）」、「カジノを含む統合型観光リゾート(IR)による経済・社会影響調査(北海道)」、「世界のゲーミング((財)社会安全研究財団）」、その他より作成。

遊戯場数、遊技機台数の推移

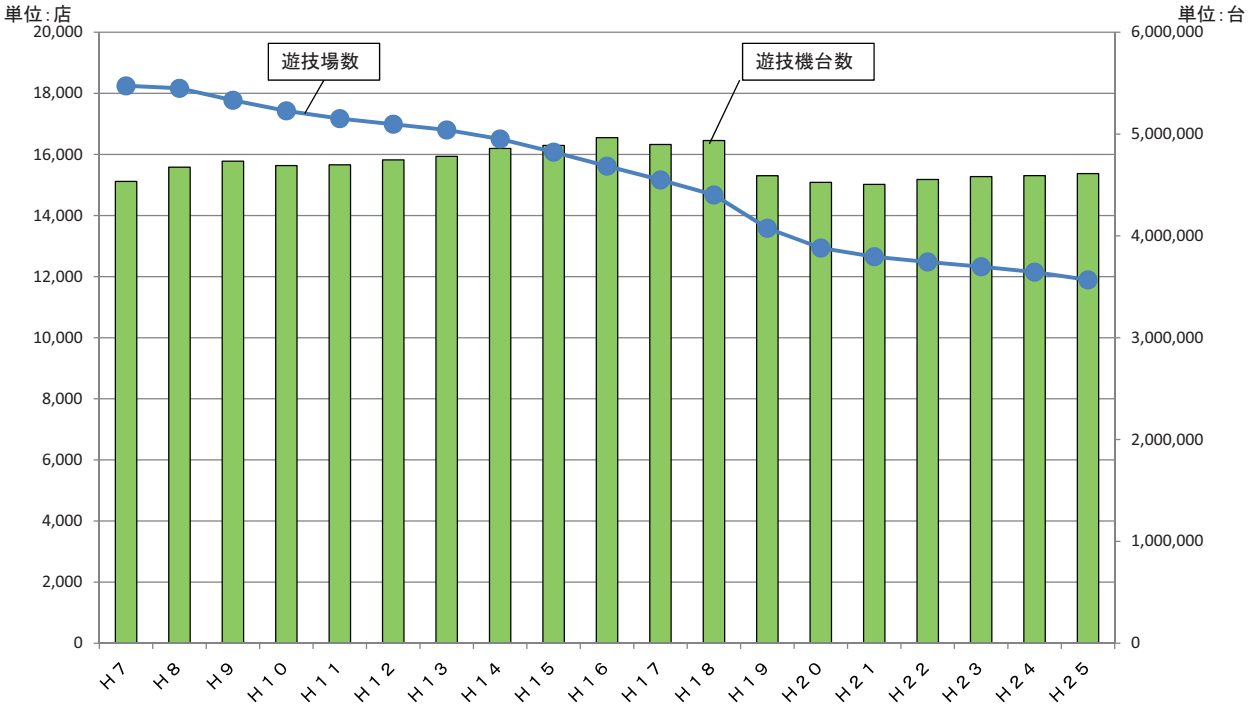

※　12月31日現在の遊技場数及びパチンコ遊技機・回胴式（スロット）遊技機の合計台数。
※　日本遊技関連事業協会　公表資料より作成。

人口10万人あたりの遊技機台数（都道府県別）

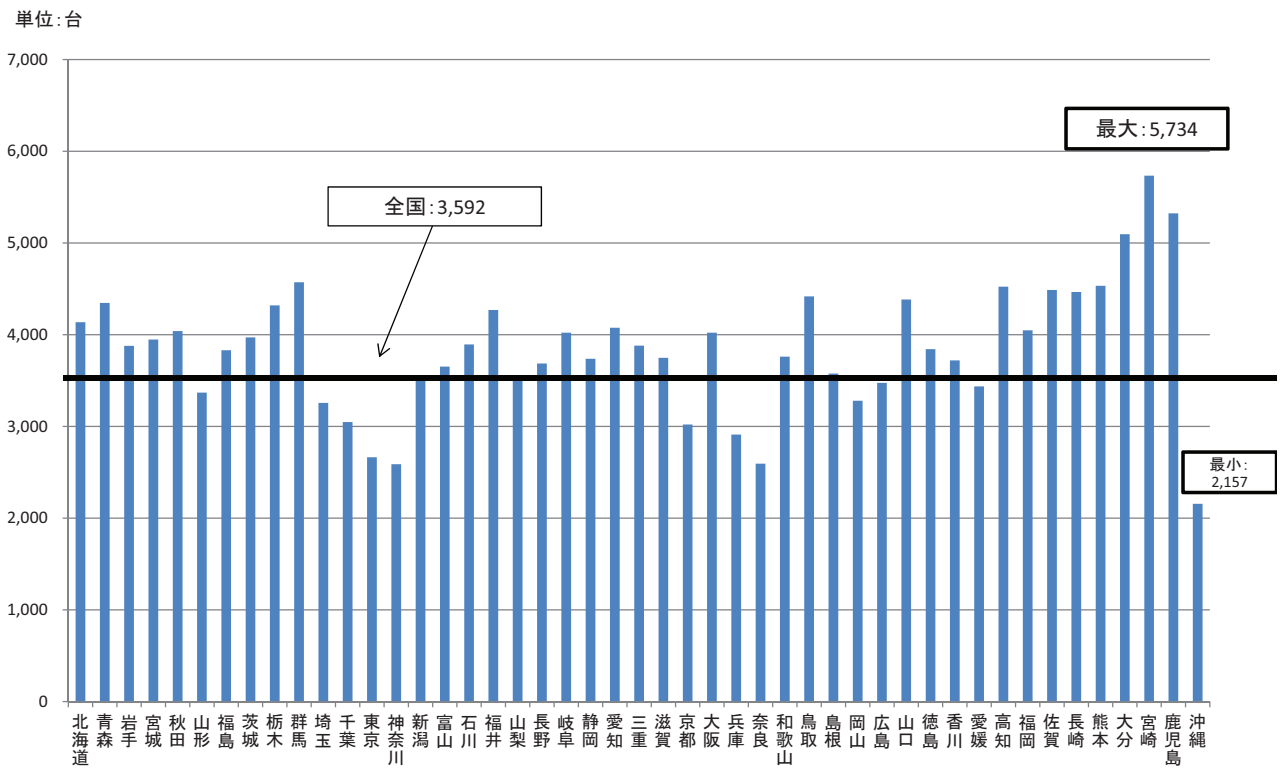

※　平成25年12月31日現在のパチンコ遊技機及び回胴式（スロット）遊技機の合計台数。
※　平成25年３月31日現在の住民基本台帳における人口。
※　全国遊技事業協同組合連合会　公表資料より作成。

娯楽施設利用税について

○　概要

課税主体	都道府県
納税義務者	ぱちんこ場、まあじやん場、たまつき場等の娯楽施設
課税客体	娯楽施設の利用
課税標準及び税率	１　利用料金を課税標準とする場合 利用料金の10% ２　外形課税とする場合（娯楽施設の経営者を利用者とみなして課税） ぱちんこ場　１台　月額　280円 まあじやん場　１卓　月額　830円 たまつき場　１台　月額 1,300円 を標準として地域等で区分して定める。
税収の推移（調定額）	昭和61年度　1,157億円（うち、ぱちんこ場105億円、まあじやん場18億円、たまつき場1億円） 62年度　1,252億円（　105億円、　17億円、　5億円） 63年度　1,339億円（　108億円、　16億円、　8億円）
沿革	昭和29年　娯楽施設利用税創設 平成元年　消費税の導入を中心とする税制の抜本改革に伴い、課税対象施設をゴルフ場に限定し、税率の引下げ等を図った上で、ゴルフ場利用税に改称。

○ 標準税率の推移

年度	昭和29	36	37	52	58	平成元
利用料金課税の場合	30%	15%	10%	→	→	廃止
外形課税の場合 （1） ぱちんこ場	1台につき 月額150円	→	→	1台につき 月額250円	1台につき 月額280円	廃止
（2） まあじやん場	1卓につき 月額500円	→	→	1卓につき 月額750円	1卓につき 月額830円	廃止
（3） たまつき場	1台につき 月額1,000円	→	→	1台につき 月額1,200円	1台につき 月額1,300円	廃止

（参考） 平成24年のパチンコ産業の市場規模　19兆660億円（出典：レジャー白書2013）

参照条文（娯楽施設利用税）

○ 昭和63年旧地方税法（昭和29年法律第95号）

（娯楽施設利用税の納税義務者等）

第75条　娯楽施設利用税は、左に掲げる施設（以下本節において「施設」という。）の利用に対し、利用料金を課税標準として、又は利用の日ごとに定額によつて、その施設所在の道府県において、その利用者に課する。

一　舞踏場
二　ゴルフ場
三　ぱちんこ場及び射的場
四　まあじやん場及びたまつき場
五　ボーリング場
六　前各号に掲げる施設に類する施設
七　前各号に掲げる施設以外の娯楽施設で道府県の条例で定めるもの

２　略

（娯楽施設利用税のみなす課税）

第76条　略

２　略

３　ぱちんこ場、まあじやん場、たまつき場その他自治省令で定める施設については、道府県は、当該施設の床面積、利用物件の数量、従業員数等を標準とし、当該道府県の条例の定めるところによつて、当該施設の経営者を利用者とみなして、これに娯楽施設利用税を課することができる。

（娯楽施設利用税の税率）

第78条　娯楽施設利用税の標準税率は、次の各号に掲げる施設の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

一　第75条第１項各号に掲げる施設（次号に掲げる施設を除く。）　利用料金の100分の10
二　第75条第１項第２号に掲げる施設（これに類する施設を含む。）　１人１日につき1,100円

２　道府県は、前項に定める標準税率を超える税率で娯楽施設利用税を課する場合には、同項各号の税率に、それぞれ1.5を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

３　第76条第３項の規定によつて娯楽施設利用税を課する場合における娯楽施設利用税の税率は、当該娯楽施設利用税の税額が利用料金を課税標準として娯楽施設利用税を課する場合における納入金の金額と著しく均衡を失しないように定めなければならないものとし、次の表の上欄に掲げる施設について当該施設の利用物件の数量を標準とする場合においては、おおむね同表の下欄に掲げる率（道府県が、第１項第１号に掲げる施設のうち、同表の上欄に掲げる施設以外の施設について、同号に定める標準税率を超える税率で娯楽施設利用税を課する場合には、当該掲げる率に当該標準税率を超える税率を100分の10で除して得た割合を乗じて得た率）を標準として地域等により区分して定めるものとする。

施設の種類	率
一　ぱちんこ場	１台につき月額 280円
二　まあじやん場	１台につき月額 830円
三　たまつき場	１台につき月額 1300円

４　略

資料１－４　　携 帯 電 話

携帯電話加入契約数の推移

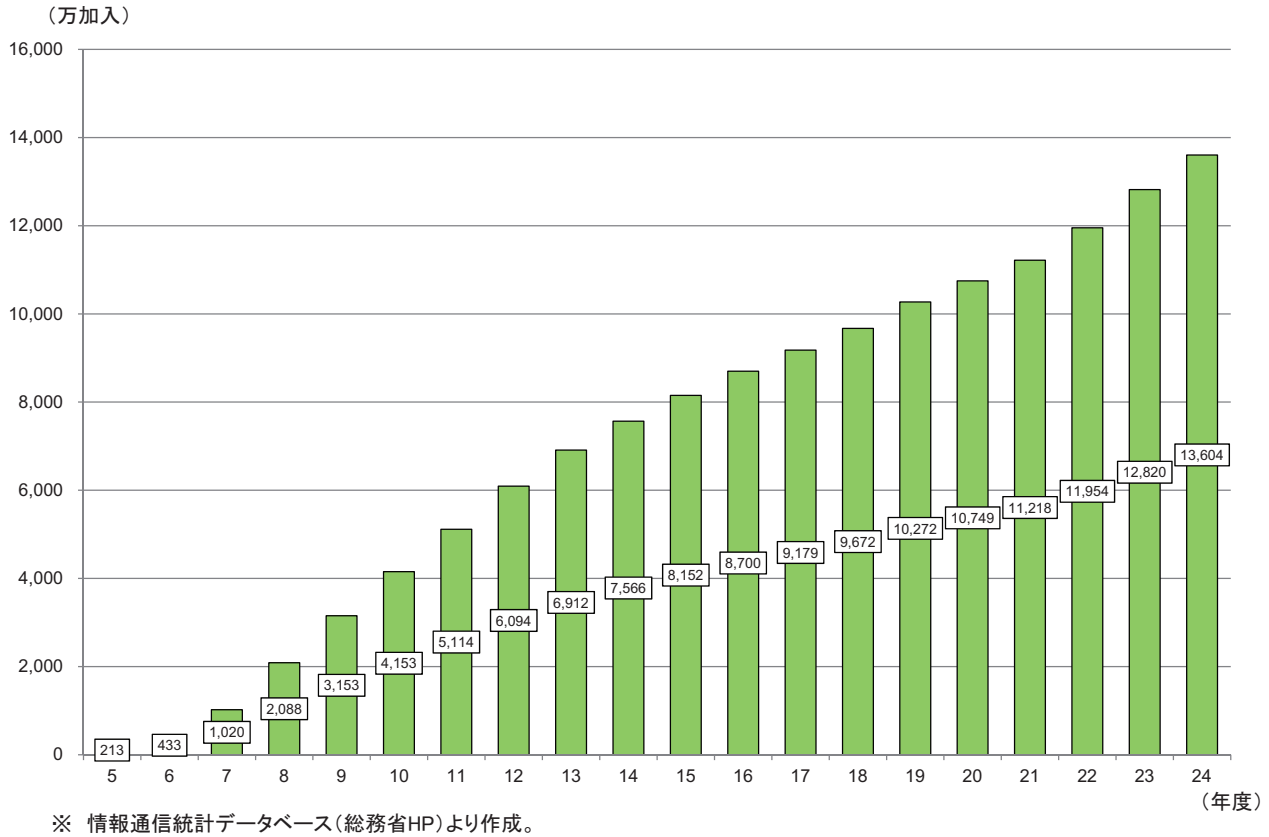

※ 情報通信統計データベース（総務省HP）より作成。

人口10万人あたりの携帯電話加入契約数（都道府県別）

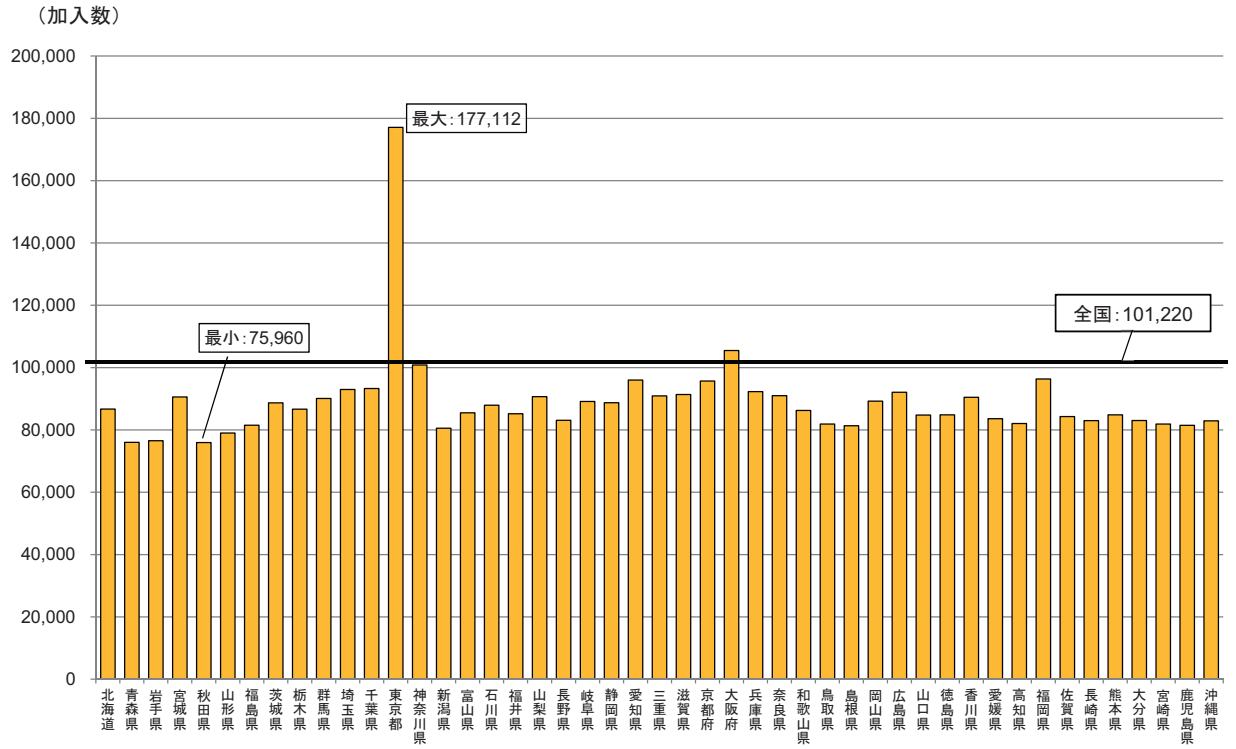

※ 平成23年度末の契約者数。
※ 平成25年3月31日現在の住民基本台帳における人口。
※ テレコムデータブック2013（（一社）電気通信事業者協会）より作成。

電波利用料制度の概要

○ 電波利用料は、不法電波の監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用共益事務）の処理に要する費用を、その受益者である無線局の免許人に公平に分担していただく、いわゆる電波利用の共益費用として負担を求めるもの。

○ 電波利用料制度は少なくとも3年ごとに見直しており、その期間に必要な電波利用共益事務にかかる費用を同期間中に見込まれる無線局で負担するものとして、見直しごとに電波利用共益事務の内容及び料額を検討し決定。

○ 電波利用共益事務の内容（電波利用料の使途）は電波法第103条の2第4項に具体的に限定列挙。

○ 携帯電話については、1台につき年額200円と使用する周波数幅1MHzにつき年額約9,515万円の電波利用料を各携帯電話事業者が負担。
【携帯電話事業者の電波利用料負担（平成25年度予算）：約550億円/年 → 携帯電話1台あたり約400円/年】

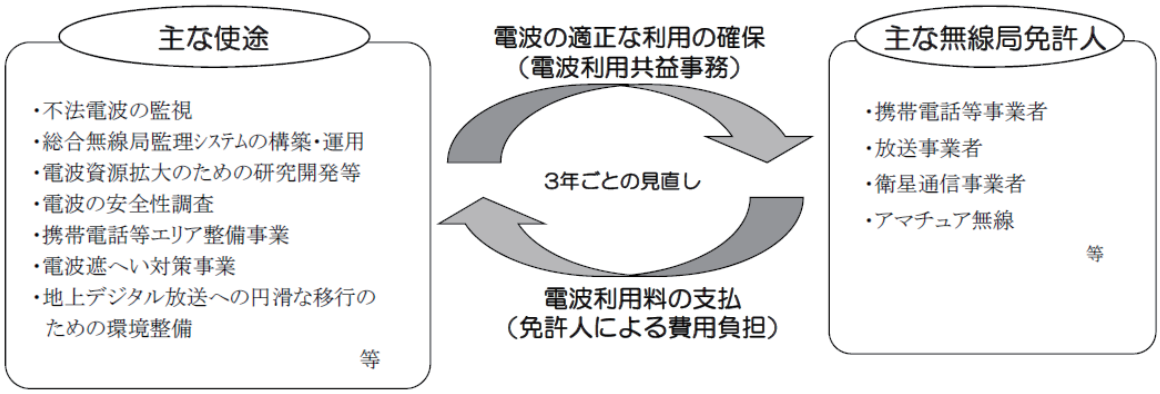

電波利用料予算の歳入及び歳出の内訳（平成25年度）

歳入：741.3 億円

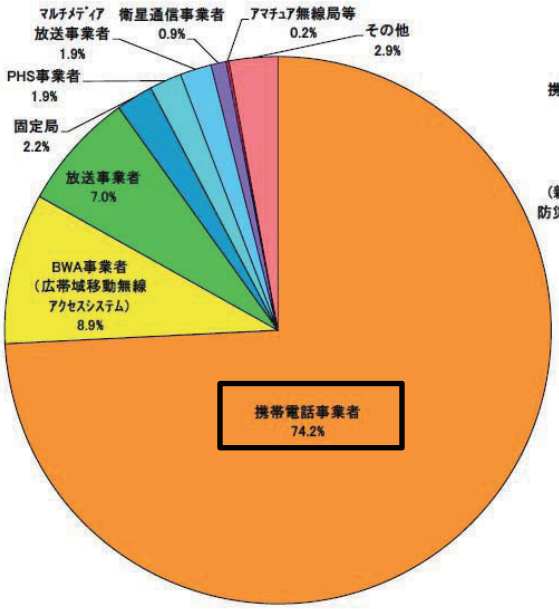

歳出：666.0億円

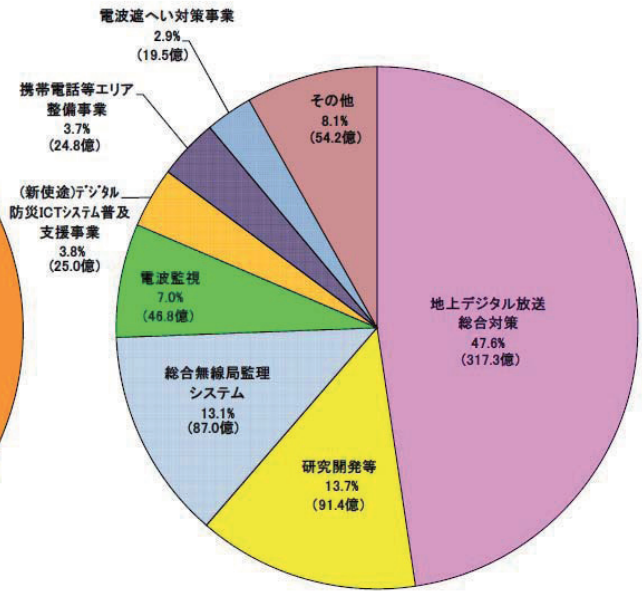

ユニバーサルサービス制度

NTT東西が加入電話などのユニバーサルサービスの提供を確保するために必要なコストの一部を、事業者が負担する仕組み

創設年　：平成16年度（平成18年度から稼動・運用）
負担金　：3円/番号・月（平成26年度）

【電話のユニバーサルサービスとは】
（1）加入電話又は加入電話に相当する光IP電話
（2）総務省の基準（市街地では500m四方、それ以外の地域では1km四方にそれぞれ1台）に基づき設置される公衆電話
（3）緊急通報（110番、118番、119番）

【創設経緯】
ユニバーサルサービスの提供の確保はNTT東西の法律上（電気通信事業法）の責務とされ、従前、採算地域から不採算地域に地域間の補填を行うことにより、その提供が確保されてきた。
しかしながら、競争事業者の参入により、都市部等の採算地域を中心に競争が進展し、NTT東西の自助努力だけでは、ユニバーサルサービスの提供を維持することが困難となるおそれが生じたため。

【仕組み】

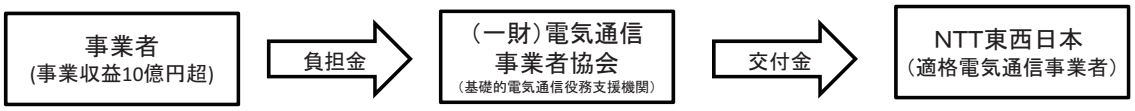

＊事業者が負担金をユニバーサルサービス料として利用者に転嫁
＊（一財）電気通信事業者協会において、ユニバーサルサービスの提供を確保するために必要なコストを算出して、負担金の額を決定（総務大臣の認可）

【負担金総額】 66億円（H25決算額）

資料１－５　　宿　　泊

宿泊者数の推移

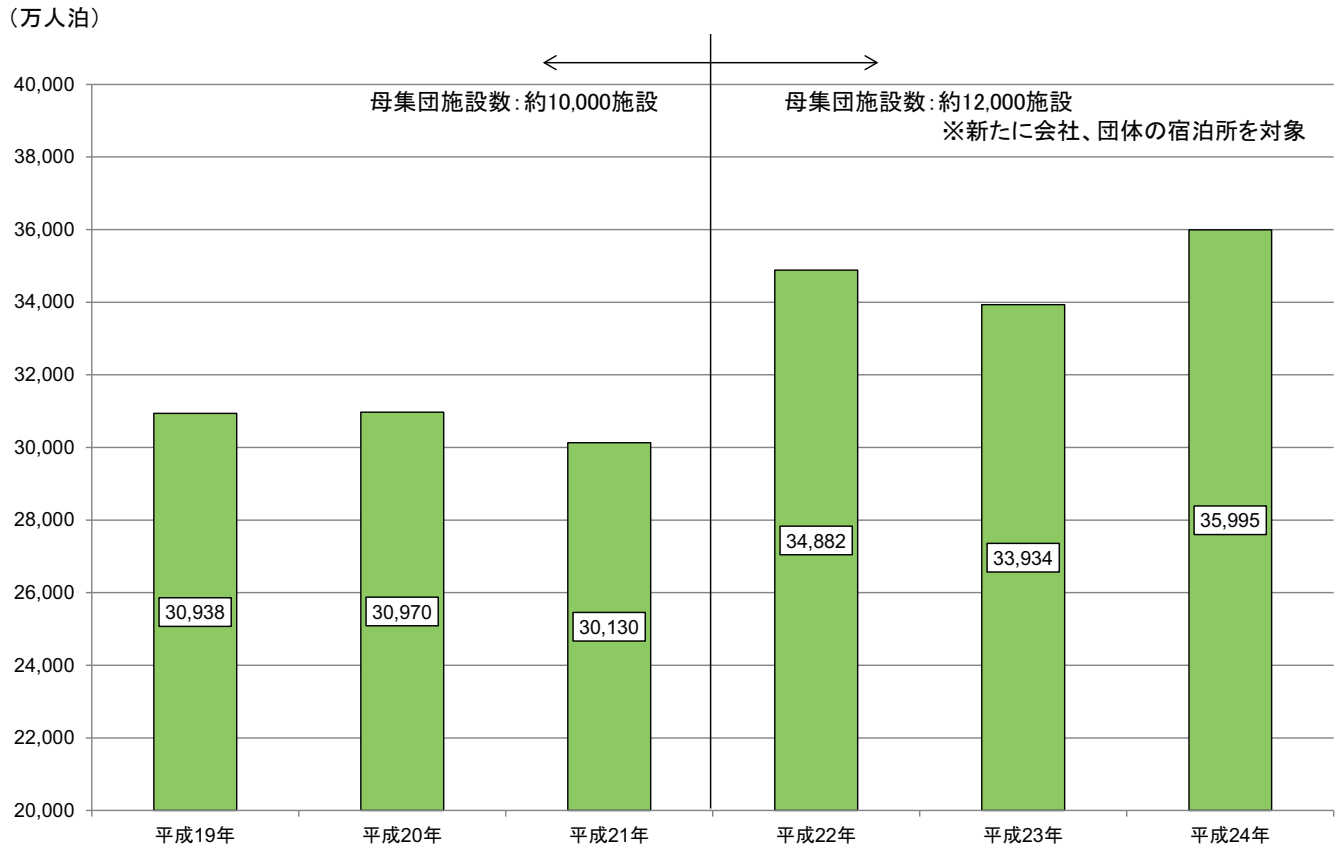

※　宿泊旅行統計調査報告（観光庁）より作成。
※　従業者数10人以上の宿泊施設に係る延宿泊者数である。

人口10万人あたりの宿泊者数（都道府県別）

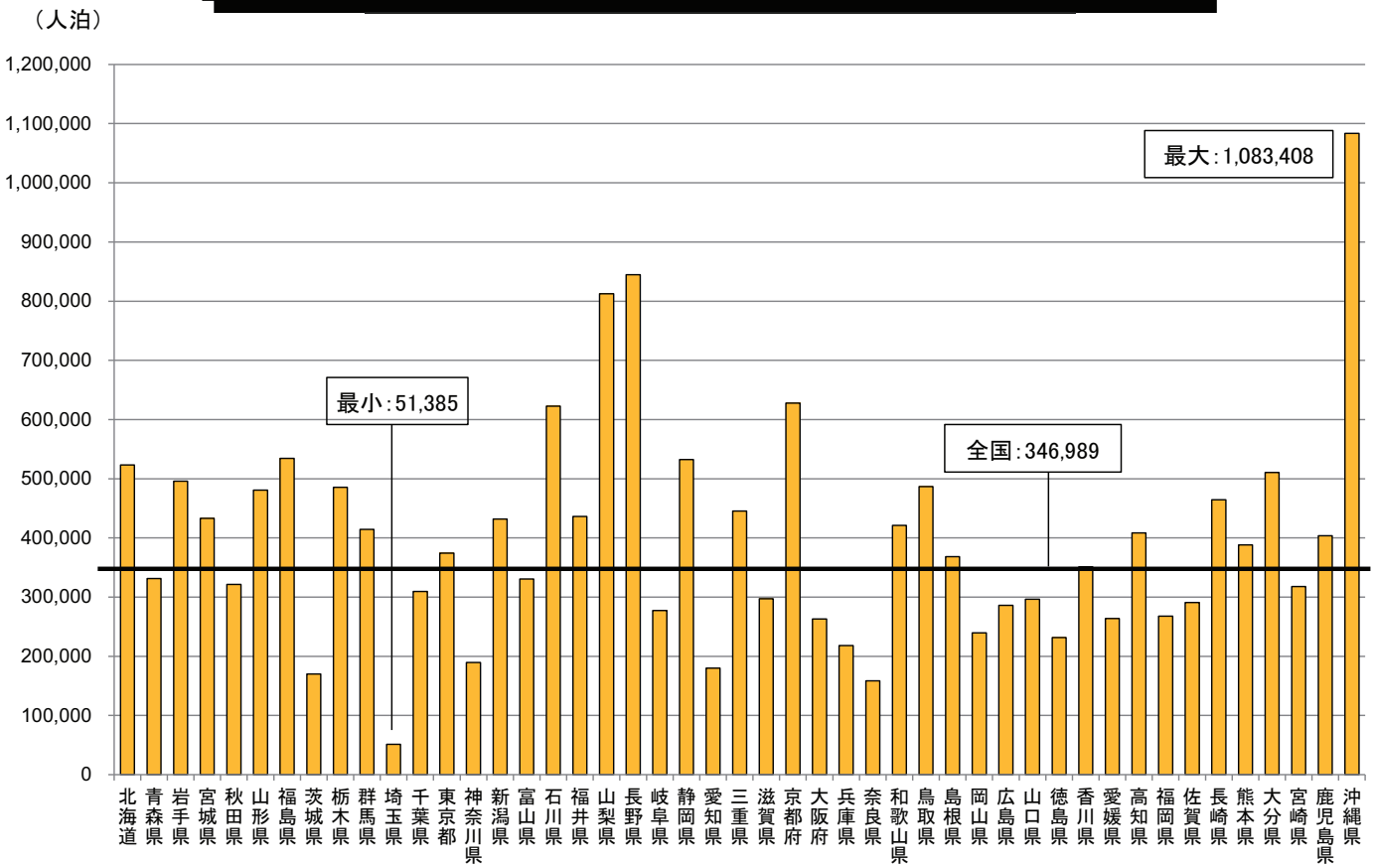

※　平成24年の延宿泊者数（従業者数10人未満の宿泊施設を含む）。
※　平成25年3月31日現在の住民基本台帳における人口。
※　宿泊旅行統計調査報告（観光庁）より作成。

料理飲食等消費税の概要

項　　目	内　　容
１．課税主体	都道府県
２．納税義務者	料理店、貸席、カフェ、バー、飲食店、喫茶店、旅館その他これらに類する場所における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為の行為者
３．課税客体	料理店、貸席、カフェ、バー、飲食店、喫茶店、旅館その他これらに類する場所における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為
４．課税標準及び税率	料金の１００分の１０（昭和６３年）
５．税　　収（昭和６３年度決算額）	６，１３９億円
６．沿　　革	昭和22年　道府県税として遊興税が設けられた。 昭和23年　名称が遊興税から遊興飲食税と改められた。 昭和36年　名称が遊興飲食税から料理飲食等消費税と改められた。 平成元年　名称が料理飲食等消費税から特別地方消費税と改められた。 平成９年　地方消費税導入に伴い、平成12年3月31日をもって廃止することを決定。

○　宿泊に対する標準税率の推移

年度	昭和22	23	27	30	32	平成元
標準税率	40%（遊興税）	20%（遊興飲食税）	10%	1人1泊1,000円以下　5% 1人1泊1,000円超　10%	10%	3%（特別地方消費税）

料理飲食等消費税・特別地方消費税の改正経緯

	平成元年改正前	平成元年4月1日以後	平成3年7月1日以後
名称	料理飲食等消費税	特別地方消費税	同　左
税率	１０％	３％	同　左
免税点	宿泊等 1人1泊　5,000円	宿泊等 1人1泊　10,000円	宿泊等 1人1泊　15,000円
	飲食等 1人1食　2,500円	飲食等 1人1食　5,000円	飲食等 1人1食　7,500円
	ﾁｹｯﾄ制食堂における飲食 1品　1,000円	同　左	廃　止
基礎控除 奉仕料控除	1人1泊　2,500円 料金の10%以内	廃　止	—
免税点の適用範囲	遊興以外の利用行為	すべての利用行為	同　左
公給領収証	作成及び交付等の義務あり	廃　止	—

東京都の宿泊税の概要

○ 都内のホテル又は旅館に宿泊する方に課税される法定外目的税で、平成14年10月1日から実施。
○ 税収は、国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てられる。

■ 納税義務者

都内のホテル又は旅館の宿泊者

■ 税率

宿泊料金（1人1泊）	税率
10,000円以上15,000円未満	100円
15,000円以上	200円

（注）宿泊料金が1人1泊10,000円未満の宿泊には課さない。

宿泊料金に含まれるもの	・素泊まりの料金 ・素泊まりの料金にかかるサービス料
宿泊料金に含まれないもの	・消費税等に相当する金額 ・宿泊以外のサービスに相当する料金 （例）食事、会議室の利用、電話代等

■ 徴収の方法

特別徴収

■ 税収（平成24年度決算額）

11億円

資料１－６　法定外税の現状と外国における様々な税

法定外税の状況

法定外普通税

【都道府県】

石油価格調整税	沖縄県	10
核燃料税	福井県、愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、石川県	80 (*1)
核燃料等取扱税	茨城県	6
核燃料物質等取扱税	青森県	160
計	13件	256 (*2)

【市区町村】

別荘等所有税	熱海市(静岡県)	6
砂利採取税	山北町（神奈川県）	0．1 (*3)
歴史と文化の環境税	太宰府市(福岡県)	0．7
使用済核燃料税	薩摩川内市(鹿児島県)	4
狭小住戸集合住宅税	豊島区(東京都)	4
空港連絡橋利用税	泉佐野市（大阪府）(*4)	0
計	6件	14

法定外目的税

【都道府県】

産業廃棄物税等(*5)	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、宮崎県、熊本県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、山形県、愛媛県	69
宿泊税	東京都	10
乗鞍環境保全税	岐阜県	0．2
計	29件	80

【市区町村】

山砂利採取税	城陽市（京都府）(*6)	0．2
遊漁税	富士河口湖町(山梨県)	0．1
環境未来税	北九州市(福岡県)	8
使用済核燃料税	柏崎市(新潟県)	6
環境協力税	伊是名村(沖縄県)、伊平屋村（沖縄県）渡嘉敷村（沖縄県）	0．2
計	7件	14

*1 福島県核燃料税条例は平成24年12月30日をもって失効している。平成24年度の税収は約0.01億円であり、その額も含めて計上している。
*2 神奈川県臨時特例企業税条例は平成21年3月31日をもって失効しているが、法人税の更正に伴う修正申告等により、平成24年度の税収が約0.02億円発生しているため、その額も計には含めている。
*3 神奈川県中井町砂利採取税条例は平成24年5月31日をもって失効している。平成24年度の税収は約0.01億円であり、その額も含めて計上している。
*4 大阪府泉佐野市空港連絡橋利用税は平成25年3月30日より施行。
*5 産業廃棄物処理税（岡山県）、産業廃棄物埋立税（広島県）、産業廃棄物処分場税（鳥取県）、産業廃棄物減量税（島根県）、循環資源利用促進税（北海道）など、実施団体により名称に差異があるが、最終処分場等への産業廃棄物の搬入を課税客体とすることに着目して課税するものをまとめてここに掲載している。
*6 京都府城陽市山砂利採取税は平成23年6月1日に法定外普通税から法定外目的税に変更。

法定外税の概要①

○ 道府県法定外普通税

税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日（直近の更新）24年度決算額（百万円）	団体名
石油価格調整税	揮発油の販売	揮発油に係る数量から条例で定める欠減数量を控除した数量	揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内に事務所を設けて揮発油の販売を業とするもので知事が指定するもの（元売業者）	申告納付	1,500円/kl	S47.6.1施行（H24.4.1）986	沖縄県
核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S51.11.10施行（H23.11.10）7,774	福井県
	②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			② 45,750 円 ／ 千kW（3ヶ月）		
核燃料等取扱税	①原子炉の設置	①原子炉の熱出力	①原子炉設置者	申告納付	① 30,500 円 ／ 千kW（3ヶ月）	S53.10.18施行（H26.4.1）603	茨城県
	②原子炉への核燃料の挿入	②原子炉に挿入した核燃料の価額	②原子炉設置者		②核燃料価額の100分の8.5		
	③使用済燃料の受入れ	③受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	③再処理事業者		③60,100円/kg		
	④使用済燃料の保管	④使用済燃料の保管に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	④再処理事業者		④1,500円/kg		
	⑤高放射性廃液の保管	⑤高放射性廃液の数量	⑤再処理事業者		⑤1,594,000円/m^3		
	⑥ガラス固化体の保管	⑥ガラス固化体の容器の数量	⑥再処理事業者		⑥1,219,000円/本		
	⑦プルトニウムの保管	⑦プルトニウムの重量	⑦原子力事業者		⑦5,100円/kg		
	⑧放射性廃棄物の発生	⑧放射性廃棄物の容器の容量	⑧原子力事業者		⑧106,000円/m^3		
	⑨放射性廃棄物の保管	⑨放射性廃棄物の容器の容量	⑨原子力事業者		⑨5,100円/m^3		

法定外税の概要②

○ 市町村法定外普通税

税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 （直近の更新） 24年度決算額 （百万円）	団体名
別荘等所有税	別荘等の所有	別荘等の延面積	所有者	普通徴収	1m^2…年 650円	S51.4.1施行 （H23.4.1） 555	静岡県 熱海市
砂利採取税	岩石及び砂利の採取	採取量	採取業者	申告納付	岩石　1m^3…10円 砂利　1m^3…15円	S57.4.1施行 （H24.4.1） 4	神奈川県 山北町
歴史と文化の環境税	有料駐車場に駐車する行為	有料駐車場に駐車する台数	有料駐車場利用者	特別徴収	二輪車（自転車を除く）…50円 乗車定員10人以下の自動車…100円 乗車定員10人超29人以下の自動車…300円 乗車定員29人超の自動車…500円	H15.5.23施行 （H24.5.23） 65	福岡県 太宰府市
使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	貯蔵されている使用済核燃料（使用済核燃料集合体）の数量（1発電用原子炉につき157体を超える分）	発電用原子炉の設置者	申告納付	250,000円/体	H15.11.1施行 （H26.1.5） 392	鹿児島県 薩摩川内市
狭小住戸集合住宅税	豊島区内における狭小住戸（専用面積30m^{2}未満の住戸）を有する集合住宅の建築等	区内に新たに生ずる集合住宅の狭小住戸の戸数	建築主	申告納付	1戸につき50万円	H16.6.1施行 369	東京都 豊島区
空港連絡橋利用税	関西国際空港連絡橋を自動車で通行して空港を利用する行為	関西国際空港連絡橋を自動車で通行する回数	通行料金を支払う者	特別徴収	1往復につき100円	H25.3.30施行 0 平年度見込額 300	大阪府 泉佐野市

法定外税の概要③

○ 道府県法定外目的税

税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 （直近の更新） 24年度決算額 （百万円）	団体名
産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入：当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入：当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/ﾄﾝ ※年間搬入量1000ﾄﾝ未満は免税	H14.4.1施行 154	三重県
宿泊税	ホテル又は旅館への宿泊	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	ホテル又は旅館への宿泊数	ホテル又は旅館の宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が10千円以上15千円未満…100円 15千円以上…200円	H14.10.1施行 1,070	東京都
乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車を運転して自ら入り込む行為、又は他人を入り込ませる行為	乗鞍地域の自然環境の保全に係る施策に要する費用	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	特別徴収 ※シャトルバス、路線バス等については月ごとの申告納付	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外…3,000円/回 ・一般乗合用バス…2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車…1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車　…300円/回	H15.4.1施行 18	岐阜県

法定外税の概要④

○ 市町村法定外目的税

税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日（直近の更新）24年度決算額（百万円）	団体名
山砂利採取税	山砂利の採取	山砂利採取に起因する環境整備に要する経費	採取量	採取業者	申告納付	1m^3…40円	S43.12.1施行 （H23.6.1） 16	京都府城陽市
遊漁税	河口湖での遊漁行為	河口湖及びその周辺地域における環境の保全、環境の美化及び施設の整備の費用	遊漁行為を行う日数	遊漁行為を行う者	特別徴収	1人1日　200円	H13.7.1施行 10	山梨県富士河口湖町
環境未来税	最終処分場において行われる産業廃棄物の埋立処分	廃棄物の適正な処理の推進、廃棄物の再生利用の促進に資する事業の支援その他環境に関する施策に要する費用	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の重量	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の最終処分業者及び自家処分事業者	申告納付	1,000円/トン	H15.10.1施行 776	福岡県北九州市
使用済核燃料税	使用済核燃料の保管	原子力発電所に対する安全対策、生業安定対策、環境安全対策及び民生安定対策並びに原子力発電所との共生に必要な費用	保管する使用済核燃料の重量（使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量）	使用済核燃料を保管する原子炉設置者	申告納付	480円/kg	H15.9.30施行 507	新潟県柏崎市
環境協力税	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する行為	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する回数	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100円（障害者、高校生以下は課税免除）	H17.4.25施行 4	沖縄県伊是名村

外国における様々な税

未定稿

税目	国	導入年	概要
■ 渋滞緩和目的			
渋滞税	イギリス	2003年	渋滞緩和を目的として、平日7:00～18:00までロンドン中心部の対象エリア内に乗り入れる車に対し、1日10£課税。
	スウェーデン	2007年	渋滞緩和を目的として、平日昼間にストックホルム中心部の対象エリア内に乗り入れる車に対し、時間帯に応じて課税。最大20クローネ。
■ 肥満防止・医療費削減目的			
国民健康製品税 （通称：ポテトチップス税）	ハンガリー	2011年	医療費抑制等を目的として、国民の健康に影響する恐れのある食品（加糖飲料・スナック菓子・味付きビール・ジャム等）について、食品製造業者に対して課税。（例）加糖飲料：7Ft/1L、袋入り菓子類：130Ft/1Kg
飽和脂肪多含有食品税 （通称：脂肪税）	デンマーク	2011年	飽和脂肪酸が2.3%以上含まれる食品（バター、牛乳、ピザ、食用油、肉など）に対して、飽和脂肪酸1kgあたり16クローネを課税。　⇒食品価格の高騰で、隣国へ買い出しに行く者が増加　⇒2012年廃止
ソーダ税	フランス	2012年	肥満防止等を目的として、糖分を多く含む炭酸飲料1缶につき0.01€を課税。
肥満税	メキシコ	2014年	肥満率削減のため、加糖飲料やスナック菓子に課税。 （例）加糖飲料：1ペソ/1L、スナック菓子：275kcal/100g以上の加工食品 8%
■ 環境保護目的			
犬税	ドイツ（ベルリン）　等	－	犬の数を抑制し、飼育する人の責任感を高めることが目的。一頭目は年120€、二頭目から年180€を課税（ベルリンの例）。
木材収量税	アメリカ（カリフォルニア州）	1976年	木材にかかる従価固定資産税の代わりに、木材伐採する際に木材所有者に対して課税。「（種類毎に設定された単価）×収穫量」の合計に対して2.9%を課税。
飲料容器税	フィンランド、ノルウェー、カナダ（オンタリオ州等）	1976年 etc	リサイクル対策として、ペットボトルなどの使い捨ての飲料容器に対して課税。 ・デポジット以外に、0.51€/1L を課税。（フィンランドの例）
森林保護税	オーストリア（ウィーン州）	1995年	森林資源の保全を目的として、1mの高さにおいて直径40cm以上の木を、植林をせずに伐採した場合は、1本あたり1,090€課税。税収使途は、新たな木の植林に充てられる。
包装物税	イタリア、オランダ等	1997年 etc	リサイクル対策として、プラスチック包装物やアルミ包装物等に対して課税。 ・包装素材毎に税率を設定（アルミ：45€/トン、紙：6€/トン、スチール：26€/トン）。税収使途は、包装物をリサイクルするために、包装協会（CONAI）に融資。（イタリアの例）
水洗トイレ税	アメリカ（メリーランド州）	2005年	チェサピーク湾保護のために下水道環境の改善することを目的として課税。下水処理システムまたは保持タンクに対して、年間＄30課税。
■ その他			
宿泊税	アメリカ（サンフランシスコ）等	1961年	市内のホテルの宿泊者に対して課税。税率は14%。税収は、「芸術助成・ホテル税基金」や市のコンベンション・センター党の運営維持等に使われている（サンフランシスコの例）。アメリカの多くの都市に宿泊税が導入されている。
	イタリア（ローマ）　等	2011年	各自治体における宿泊施設の維持、文化財及び景観の維持・再生それに関連する地方公共サービスの維持・再生を含む観光業へ財政的支援を目的に課税。ホテルのランクにより、1泊2～3€（ローマの例）。2012年以降、イタリア各地で課税団体が増えている。
Amazon税	アメリカ（NY州・カリフォルニア州、テネシー州ほか）	2008年 etc	ウェブサイトを通じて州内で集客する企業に徴税を義務付けるもの。消費者Amazonに代表されるネット販売業者をターゲットにしているため、通称Amazon税。新税というよりは、売上税に係る徴収義務の範囲を拡大したもの。
通信サービス税 （通称：電話税）	ハンガリー	2012年	納税義務者は通信サービス事業者。電話通話に対し、2（法人は3）Ft/分、ショートメッセージサービス（SMS）、マルチメディアメッセージングサービス（MMS）に対しては2（法人は3）Ft/回。月当たりの課税上限額は、700（法人は5,000）Ft
マリファナ税	アメリカ（ワシントン州）	2014年	製造者、加工者、販売者のビジネスライセンスを持つ者につき、売上げに対して税率25%を課税。
	アメリカ（コロラド州）	2014年	医療用マリファナ及び嗜好用マリファナについて、2.9%の消費税が課され、更に嗜好用マリファナには10%の消費税が上乗せされる。また、嗜好用大麻の栽培者には15%の物品税が課税。

※各国のHP等から作成。

資料２－１　地方税の徴収の現状

地方税の課税・徴収方法の特徴

1） 賦課課税

地方団体が徴収している地方税については、全体の課税件数のうち、9割以上が賦課課税によって課税。

⇨ 課税対象の把握や評価などに手間がかかる。

＊賦課課税・・・課税側（市区町村、都道府県）が、課税対象について調査(固定資産税の評価などを含む)し、税額を決定し、納税者に通知することで課税するもの。
＊申告納付・・・納税者側が、納付すべき税の税額などについて申告し、あわせてその申告に係る税を納付するもの。

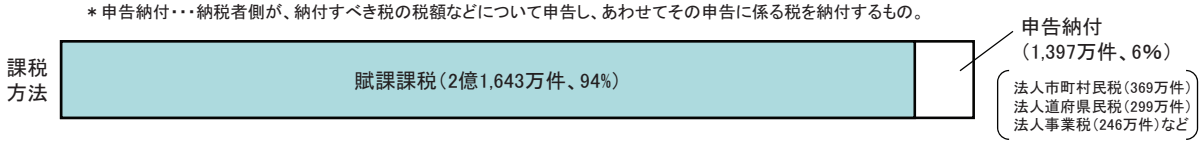

2） 普通徴収

賦課課税の税目のほとんどが、普通徴収によって徴収されており、1件当たりの税額も比較的少額。

（参考） 普通徴収に係る税収は15.0兆円（1件あたり平均税額8.6万円）、特別徴収に係る税収は8.5兆円（同20.4万円）。

⇨ 納税者が納税通知書を金融機関や課税庁の窓口に持参する等によって納付する必要があり、滞納が発生しやすく、督促等に係る事務負担が大きい。

＊普通徴収・・・課税側（市区町村、都道府県）が納税者に納税通知書を交付、納税者が窓口等に通知書と税額を持参等して、税を納付させるもの。
＊特別徴収・・・税の徴収について便宜を有する者（給与支払者等）を特別徴収義務者とし、その者に納税者から税金を徴収させ、税を納入させるもの。

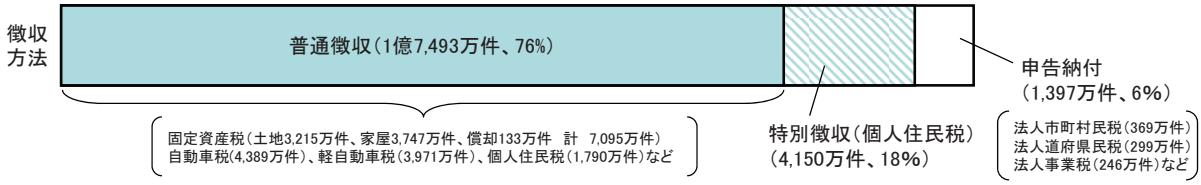

（注） 1．いずれも平成24年度課税状況調などのデータを踏まえて推計している（地方消費税、法定外税については、含まない）。
2．固定資産税は、免税点以上の納税義務者数を課税件数とした。
3．申告納付には、特別徴収義務者に申告納入させる税目を含む。なお、利子割・配当割・株式等譲渡所得割については、納入申告書数を課税件数とした。

地方税の徴収率の推移（平成15～25年度）

○ 都道府県も市区町村もリーマンショック（H20.9）を受けて、平成21年度の徴収率は低くなっている。
○ 大都市、その他の都市、町村の比較では、大都市が常に徴収率が高い。
○ その他の都市と町村の徴収率は、ほぼ同じ率で推移している。

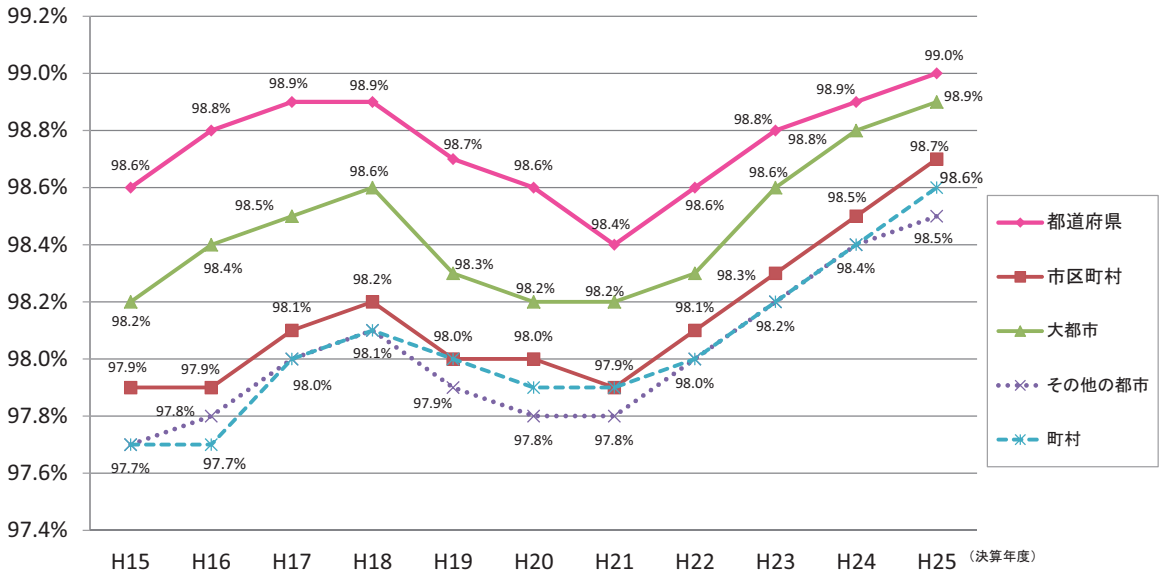

※「大都市」とは、東京都特別区（1市として計上）、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市であり、「その他の都市」とは大都市を除く市
※徴収率は地方消費税を控除して算出

平成25年度　地方税滞納額及び徴収率

	現年分				滞納繰越分			
	調定済額 (a)	収入済額 (b)	滞納額 (a)－(b)	徴収率 (b)／(a)	調定済額 (c)	収入済額 (d)	滞納額 (c)－(d)	(d)／(c)
道府県税								
道府県民税　所得割	45,593	44,696	897	98.0%	3,430	916	2,514	26.7%
道府県民税　法人税割	6,921	6,911	10	99.9%	59	11	49	17.8%
個人事業税	1,810	1,790	20	98.9%	90	23	66	26.0%
法人事業税	26,735	26,711	24	99.9%	220	27	193	12.4%
不動産取得税	3,621	3,509	112	96.9%	218	61	158	27.7%
自動車税	15,742	15,629	113	99.3%	359	115	244	32.0%
道府県税　合計	121,287	119,934	1,353	98.9%	4,637	1,308	3,328	28.2%
市町村税								
市町村民税　所得割	68,302	67,104	1,197	98.2%	4,852	1,224	3,629	25.2%
市町村民税　法人税割	17,415	17,373	41	99.8%	239	33	206	14.0%
固定資産税	86,395	85,341	1,054	98.8%	5,096	1,185	3,911	23.2%
軽自動車税	1,902	1,856	47	97.5%	163	36	126	22.3%
都市計画税	12,244	12,107	137	98.9%	615	160	455	26.1%
市町村税　合計	205,847	203,292	2,555	98.8%	11,312	2,712	8,600	24.0%
地方税　計	327,134	323,226	3,908	98.8%	15,949	4,020	11,928	25.2%

（注）1　この表には、超過課税分及び法定外普通税を含み、地方消費税を除いている。
　　2　この表の市町村税には、東京都が都税として徴収している市町村税相当分を含んでいる。
　　3　固定資産税は、土地、家屋、償却資産及び交付金の合計である。
　　4　各項目毎に四捨五入しており、合計が一致しないことがある。

地方税の滞納残高(累積)の推移

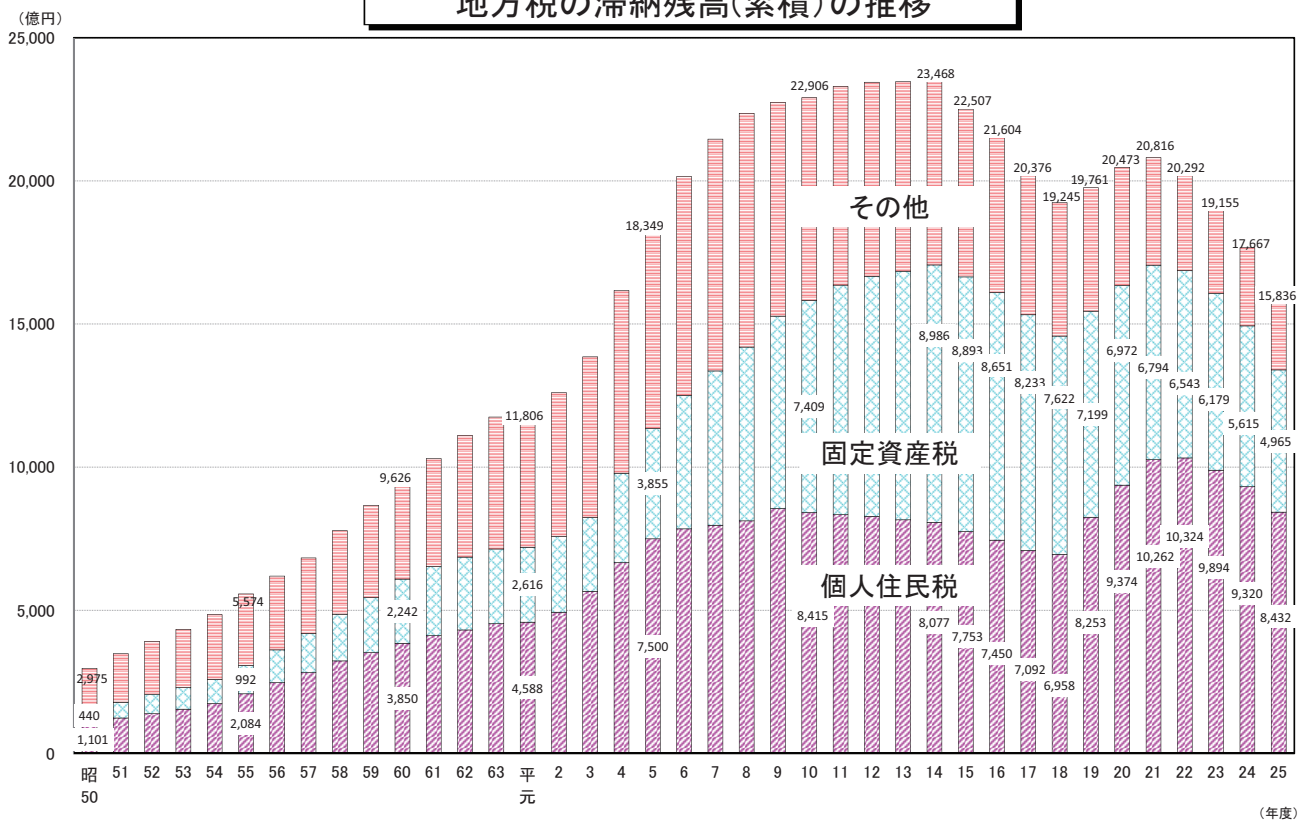

（注)1　各年度末における調定済額から収入済額を控除した、現年分及び滞納繰越分に係る滞納額の合計である。
　　2　執行停止中及び督促前の滞納額を含み、延滞金及び加算金を含まない。

地方税の滞納残高（累積）内訳（平成25年度決算）

（単位：億円）

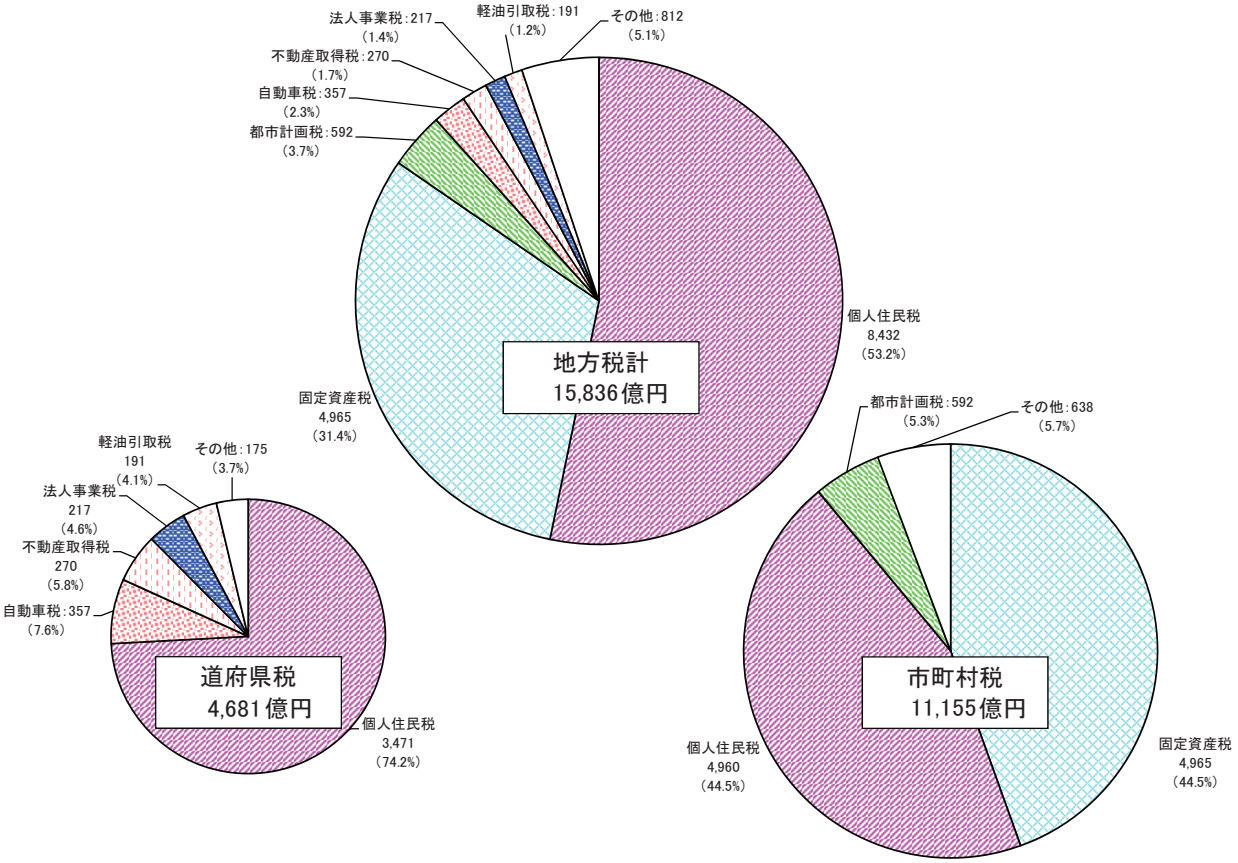

地方税の不納欠損処理額

① 地方税法第15条の7第4項（滞納処分の執行停止３年継続）に基づくもの

（単位：億円）

	21	22	23	24	25
県	133	131	127	157	232
市	246	238	255	299	288
計	379	369	382	456	520

② 地方税法第15条の7第5項（滞納処分の執行停止に係る即時消滅）に基づくもの

	21	22	23	24	25
県	249	216	240	211	190
市	476	456	469	458	353
計	725	672	709	669	543

③ 地方税法第18条（地方税の消滅時効）に基づくもの

	21	22	23	24	25
県	95	96	105	131	95
市	419	410	387	451	435
計	514	506	492	582	530

不納欠損処理額合計

	21	22	23	24	25
県	477	443	472	499	517
市	1,141	1,103	1,111	1,208	1,077
計	1,618	1,546	1,583	1,707	1,594
税収に対する割合	0.46%	0.45%	0.46%	0.50%	0.45%

（注）１　不納欠損処理額の内訳が不明な場合は、不明分以外の比率で按分している。
２　本税分のみの額であり、延滞金、加算金等は含まない。
３　国民健康保険税分は含まない。
４　各項目ごとに四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

地方税の税目別不納欠損処理額（平成25年度）

（単位：億円）

	税目	不納欠損額	各税目毎の税収に対する割合
都道府県税	個人道府県民税	335 （64.8%）	0.7%
	法人事業税	72 （13.9%）	0.3%
	自動車税	48 （9.3%）	0.3%
	不動産取得税	23 （4.4%）	0.6%
	法人道府県民税	18 （3.5%）	0.2%
	個人事業税	11 （2.1%）	0.6%
	軽油引取税	9 （1.7%）	0.1%
	その他の道府県税	2 （0.4%）	0.0%
	合計	517 （100%）	0.3%

	税目	不納欠損額	各税目毎の税収に対する割合
市町村税	個人市町村民税	523 （48.6%）	0.7%
	固定資産税	438 （40.7%）	0.5%
	都市計画税	49 （4.5%）	0.4%
	法人市町村民税	34 （3.2%）	0.2%
	軽自動車税	20 （1.9%）	1.1%
	その他の税	12 （1.1%）	0.1%
	合計	1,077 （100%）	0.5%

（注）1　本税分のみの額であり、延滞金、加算金等は含まない。
　　2　国民健康保険税分は含まない。
　　3　各項目ごとに四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

資料２－２　地方税における猶予制度の見直し

地方税の徴収の流れ（イメージ図）

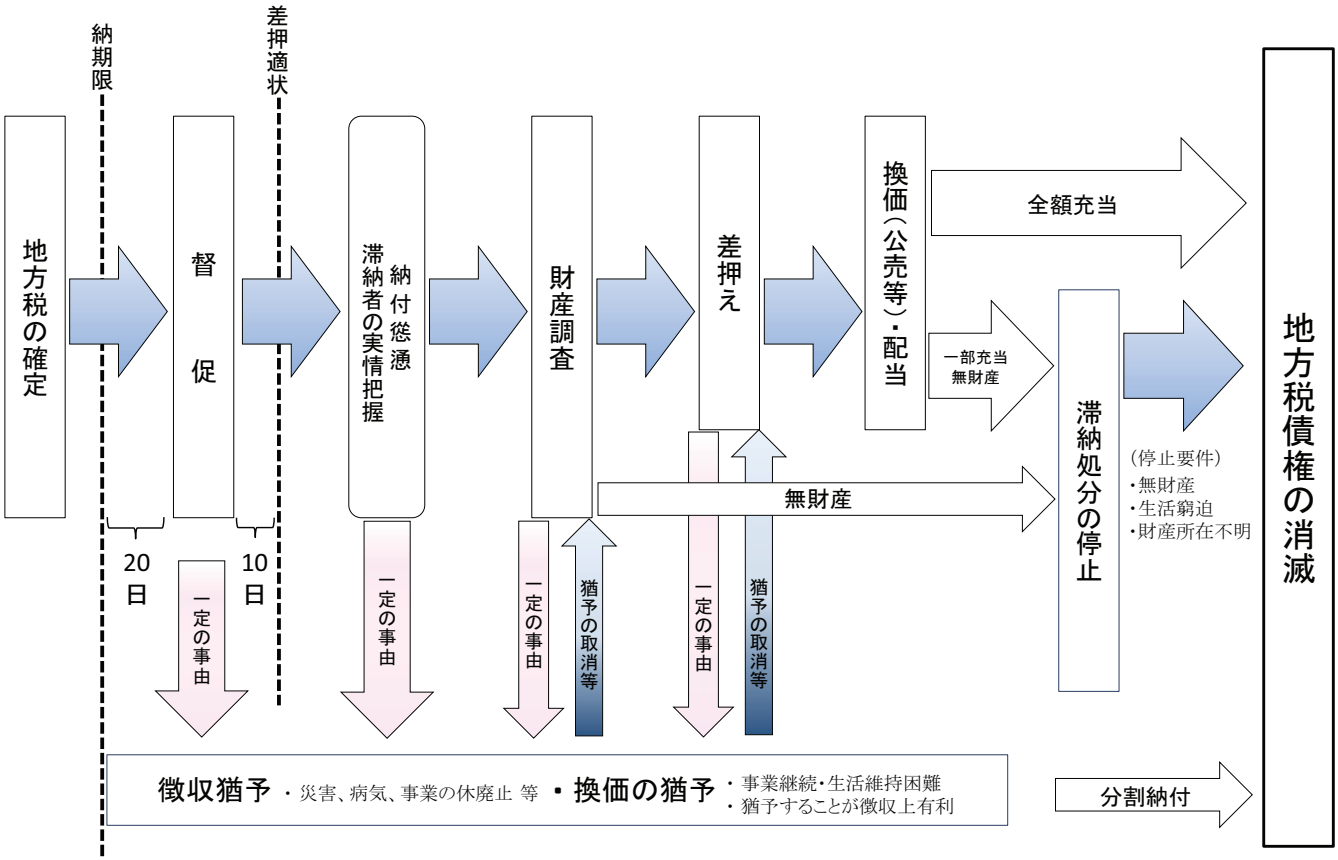

現行の地方税の猶予制度について

【現行制度の概要】

	要 件	延滞金	その他
徴収猶予 ［納税者の申請］	① 災害、盗難、病気等により、一時に納付することができないとき ② 事業の休廃止、事業上の損失等により、一時に納付することができないとき ③ 賦課決定等の処分が遅延した場合で、一時に納付することができないとき	（①の場合） 免除 （②・③の場合） 軽減 （25年は4.3%） （26年は1.9%）	・猶予期間は1年以内 （延長可。最大2年以内） ・新たな督促.滞納処分の禁止 ・原則、担保が必要 ※猶予税額50万円以下の場合等は不要
換価の猶予 ［地方団体の長の職権］	次の事実に該当し、納税について誠実な意思を有するとき ① 財産の換価を直ちにすることにより、事業継続・生活維持を困難にするおそれがあるとき ② 財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比べて、徴収上有利であるとき	軽減 （25年は4.3%） （26年は1.9%）	・猶予期間は1年以内 （延長可。最大2年以内） ・原則、担保が必要 ※猶予税額50万円以下の場合等は不要

平成26年度与党税制改正大綱（猶予制度の見直し）

（平成25年12月12日
自由民主党
公明党）

第一　平成26年度税制改正の基本的考え方

4　円滑・適正な納税のための環境整備

税制に対する国民の信頼を確保し、公正な税制を実現するため、納税者利便の向上や課税の適正化などの環境整備を図っていくことが重要である。

納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づき換価の猶予をできることとするなど、国税の猶予制度の見直しを行う。**地方税の猶予制度については、国税の猶予制度の見直しや地方団体における実態等を踏まえ、引き続き検討する。**

平成26年度改正における国税の猶予制度の見直し

○　猶予制度の活用を促進するとともに、滞納の早期段階での計画的な納付を確保する観点から、毎月の分割納付を条件として、納税者の申請に基づき、「換価の猶予」をできることとする。

○　現行の猶予制度について使いやすくするとともに、的確な納付の履行を確保するため、所要の見直しを行う。

（注）平成27年4月1日から適用。

	要件	延滞税	その他	
			改正前	➡ 改正後
納税の猶予 ［納税者の申請］	①　災害により相当の損失を受けたとき ②　災害、盗難、病気等により、一時に納付することができないとき ③　事業の休廃止、事業上の損失等により、一時に納付することができないとき ④　確定申告が遅延した場合等で、一時に納付することができないとき	（①・②の場合） 免除 （③・④の場合） 軽減 （25年は4.3%） （26年は1.9%）	・猶予期間は１年以内 （延長可。最大２年以内） ・新たな督促、滞納処分の禁止 ・原則、担保が必要（②~④の場合） （※）税額50万円以下の場合等は不要	・同左 ・同左 ・同左 （※）税額100万円以下・3ヶ月以内の猶予の場合等は不要（注） ・分割納付の規定整備 ・資産・収入等の資料提出（提出困難な場合を除く。） ・不許可事由・取消事由の整備 ・申請に係る質問検査の整備
換価の猶予 ［税務署長の職権］	次の事実に該当し、納税について誠実な意思を有するとき ①　財産の換価を直ちにすることにより、事業継続・生活維持を困難にするおそれがあるとき ②　財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比べて、徴収上有利であるとき	軽減 （25年は4.3%） （26年は1.9%）	・猶予期間は１年以内 （延長可。最大２年以内） ・原則、担保が必要 （※）税額50万円以下の場合等は不要	・同左 ・同左 （※）税額100万円以下・3ヶ月以内の猶予の場合等は不要（注） ・分割納付の規定整備（原則、毎月の分割納付） ・資産・収入等の資料提出 ・不許可事由・取消事由の整備
【新設】 ［納税者の申請］ （申請期限：納期限から６ヶ月）	一時に納付することにより事業継続・生活維持困難となるおそれがあり、納税について誠実な意思を有するとき（他に滞納がある場合は除く。）			

（注）所得税、相続税、移転価格税制に係る延納等の担保についても、同様に措置。

地方税の猶予制度に係る実態調査の概要

【調査対象団体】

◆ 都道府県（47）、政令市（20）、都道府県内の政令市以外の1市及び1町村（94）　計161団体

【主な照会項目】

◆ 「申請による換価の猶予」の導入に係る地方税特有の問題の有無

◆ 国税において「6月以内」とされた「申請による換価の猶予」に係る「申請期限」について、地方税において異なる期間を定めるべき必要性の有無

◆ 国税において「原則毎月の分割納付※」とされた「申請による換価の猶予」に係る「猶予金額の納付方法」を地方税においても同様とすることについての問題の有無

※ 国税では「毎月納付の方法」を原則としているが、「税務署長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の税務署長が指定する月」ごとに納付させる例外規定を設けている。（国税徴収法152①）

◆ 国税において行われた「担保の徴取基準の見直し※」を地方税においても同様に行うことについての問題の有無

※ 担保の徴取基準の見直し ： ① 要担保徴取額の最低限度額を100万円（現行50万円）に引き上げる。
② 猶予期間が3月以内の場合には担保を不要とする。

◆ 国税が新たに整備した「猶予の不許可事由・不適用事由」と「猶予の取消事由」について、地方税でその他に追加すべき事由の有無

◆ 地方税における制度見直しの施行時期を、国税と同じ平成27年4月1日とすることについての問題の有無

地方団体からの主な意見 ①

◆ 「申請による換価の猶予」の導入に係る地方税特有の問題の有無

＊ 地方税には、住民税や固定資産税のように、一年度内に複数の納期限が設定されている税目があるため、申請による換価の猶予を認める本制度を創設した場合、複数の納期限ごとに猶予の許可手続を行う必要があり、事務量が増加するおそれがある。〔17団体〕

＊ 地方税には、自動車税や軽自動車税のように、納税義務者数が多く、一件当たりの税額が比較的少額の税目があるため、毎月の分割納付を条件とする本制度を創設した場合には、少額の分納案件が多数発生し、事務量が増加するおそれがある。〔11団体〕

＊ 地方税には、固定資産税のように、納税義務者の所得の多寡にかかわらず課税する税目があるため、担税力が回復する見込みのない滞納者に一時的に本制度の猶予を適用しても完納には至らないのではないか。〔12団体〕

＊ その他（申請が濫用されるおそれ等）〔40団体〕

＊ 意見なし〔90団体〕

◆ 検討のポイント

✓ 地方団体から意見があった「一年度内に複数の納期限が設定されている税目」、「納税義務者数が多く、一件当たりの税額が少額の税目」、「納税義務者の所得の多寡にかかわらず課税する税目」があるといった地方税の税目が持つ特有の性質を踏まえ、「申請による換価の猶予」の導入の検討において、どのような対応が考えられるか。

地方団体からの主な意見　②

◆　国税において「6月以内」とされた「申請による換価の猶予」に係る「申請期限」について、地方税において異なる期間を定めるべき必要性の有無

＊　差押え等の執行に支障を及ぼすおそれがあるため、申請期限はより短くすべき。〔16団体〕

＊　一年度内に、複数の納期限が設定されている税目について、最後の納期限後に申請がなされた場合には、最初の納期限に係る滞納について申請ができなくなるといった問題が生じるおそれがあるため、申請期限はより長くすべき（又は申請期限は不要）。〔9団体〕

＊　その他（複数納期の税目については工夫が必要等）〔5団体〕

＊　意見なし〔131団体〕

（参考）　国税徴収法（抄）（換価の猶予の要件等）

第百五十一条の二　税務署長は、前条の規定によるほか、滞納者がその国税を一時に納付することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その国税の納期限（略）から六月以内にされたその者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その納付すべき国税（国税通則法第四十六条第一項から第三項まで(納税の猶予の要件等)の規定の適用を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

（参考）　国税は、申請期限（６月以内）について、「早期かつ的確な納付の履行を確保する観点からは、あまり長期間の申請を認めることは適当でない一方、可能な限り猶予の活用を促進させるとの観点から、申請を行うために必要な準備期間等を踏まえ、６月の申請期限が設けられています。」と説明（財務省「平成26年度税制改正の解説」より）。

◆　検討のポイント

✓「申請による換価の猶予」に係る「申請期限」について、地方団体から、国税の申請期限（6月以内）より短くすべきとの意見と、長くすべき（又は申請期限は不要）との両方の意見があるが、地方税法上、全国一律の「申請期限」とするか、あるいは、国税とは異なる「申請期限」を地方団体の条例で定めることも考えられるか。

✓　また、地方税の税目によって平均的な滞納額が異なること等を踏まえ、「申請期限」を条例で定める場合には、税目ごとに「申請期限」を定めることも考えられるか。

地方団体からの主な意見　③

◆　国税において「原則毎月の分割納付」とされた「申請による換価の猶予」に係る「猶予金額の納付方法」を地方税においても同様とすることについての問題の有無

＊　毎月の定期収入がない年金受給者や農業・漁業従事者等に対する例外措置が必要である。〔37団体〕

＊　意見なし（国税と同様の例外規定があれば問題ないという意見を含む。）〔124団体〕

（参考）　国税徴収法（抄）（換価の猶予に係る分割納付、通知等）

第百五十二条　税務署長は、第百五十一条第一項（換価の猶予の要件等）若しくは前条第一項の規定による換価の猶予又は第三項において読み替えて準用する国税通則法第四十六条第七項（納税の猶予の要件等）若しくは第四項において準用する同条第七項の規定による換価の猶予の期間の延長をする場合には、その猶予に係る金額（その納付を困難とする金額として政令で定める額を限度とする。）をその猶予をする期間内の各月（税務署長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の税務署長が指定する月。以下この項において同じ。）に分割して納付させるものとする。この場合においては、滞納者の財産の状況その他の事情からみて、その猶予をする期間内の各月に納付させる金額が、それぞれの月において合理的かつ妥当なものとなるようにしなければならない。

◆　検討のポイント

✓　地方税には一件当たりの税額が少額の税目があるため、少額の分納案件が多く発生しうることから、地方税における猶予金額の納付方法については、国税と同様に「原則毎月の分割納付」とするか、あるいは、地方団体の長が納付月を指定することを原則とした仕組みとすることも考えられるか。

地方団体からの主な意見　④

◆　国税において行われた「担保の徴取基準の見直し」を地方税においても行うことについての問題の有無

①　要担保徴取額の最低限度額の引上げについて（現行50万円→100万円）

＊　無担保の分割納付が増えるため、要担保徴取額の引上げには賛成できない。

＊　地方税は、国税に比して平均的な猶予額が少額であるため、国税と同様に100万円まで引上げた場合には、担保を徴取できる案件が大きく減少してしまうのではないか。〔21団体〕

＊　意見なし〔140団体〕

②　猶予期間が3月以内の場合には担保を不要とすることについて

＊　無担保の分割納付が増えるため、担保不要期間の設定には賛成できない。〔9団体〕

＊　高額の滞納案件である場合には、3月以内の猶予期間であっても、担保を徴取することができる規定を設けてはどうか。〔6団体〕

＊　意見なし〔146団体〕

（参考）　国税通則法（抄）（納税の猶予の要件等）

第四十六条

５　税務署長等は、第二項又は第三項の規定による納税の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保を徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額が百万円以下である場合、その猶予の期間が三月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

（参考）　国税は、担保の徴取基準の見直しについて、「要担保徴取額の最低限度額を100万円としたのは、改正前の基準額（50万円）を定めた昭和53年当時に比して、消費者物価指数が1.5倍程度となっていることや滞納人員の概ね8割が滞納額100万円以下であること等が勘案されたものです。また、「3月以内」の場合に担保を不要としたのは、担保手続に係る事務負担の軽減と、適正な徴収の確保にも留意して、比較的短期間の猶予の場合として認めることとされたものです。」と説明（財務省「平成26年度税制改正の解説」より）。

◆　検討のポイント

✓　地方税は国税に比して、平均的な猶予額が少額であるため、国税と同様の見直しを一律に行った場合には、地方団体によっては、担保を徴取することができる滞納案件が大きく減少しうるため、国税とは異なる「要担保徴取額の最低限度額」や「担保不要の猶予期間」を地方団体の条例で定めることも考えられるか。

地方団体からの主な意見　⑤

◆　国税が新たに整備した「猶予の不許可事由・不適用事由」について、地方税でその他に追加すべき事由の有無

＊「過去において特段の理由なく分割納付等に不履行があった場合」を追加すべき〔3団体〕

＊「金融機関との取引が停止されている場合」を追加すべき〔1団体〕

＊「猶予期間内に完納する見込みがない場合」を追加すべき〔1団体〕

＊「当該地方団体の地方税以外の公債権に滞納がある場合」を追加すべき〔1団体〕

＊「当該地方団体の地方税以外の地方税に滞納がある場合」を追加すべき〔1団体〕

＊　意見なし〔154団体〕

（参考）　国税通則法（抄）（納税の猶予の申請手続等）

第四十六条の二

10　税務署長等は、第一項から第四項までの規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請者について前条第一項から第三項まで又は第七項の規定に該当していると認められるときであつても、次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による納税の猶予又はその猶予の延長を認めないことができる。

一　第四十九条第一項第一号(納税の猶予の取消し)に掲げる場合に該当するとき。

二　当該申請者が、次項の規定による質問に対して答弁せず、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三　不当な目的で前条の規定による納税の猶予又はその猶予の期間の延長の申請がされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき。

（参考）　国税徴収法（抄）

第百五十一条の二　税務署長は、･･･滞納者がその国税を一時に納付することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その国税の納期限（･･･）から六月以内にされたその者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その納付すべき国税（･･･)につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

２　前項の規定は、当該申請に係る国税以外の国税(･･･)の滞納がある場合には、適用しない。

地方団体からの主な意見　⑥

◆　国税が新たに整備した「猶予の取消事由」について、地方税でその他に追加すべき事由の有無

＊「強制換価手続の開始により、猶予期間内に完納することができないと認められる場合」を追加すべき〔3団体〕

＊「猶予後に処分可能な財産が判明した場合」を追加すべき〔4団体〕

＊　金融機関との取引が停止された場合」を追加すべき〔1団体〕

＊「当該地方団体の地方税以外の公債権に滞納が発生した場合」を追加すべき〔2団体〕

＊　意見なし〔152団体〕

（参考）　国税通則法（抄）（納税の猶予の取消し）

第四十九条　納税の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、税務署長等は、その猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮することができる。

一　第三十八条第一項各号（繰上請求）のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る国税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

二　第四十七条第一項（納税の猶予の通知等）の規定により通知された分割納付の各納付期限ごとの納付金額をその納付期限までに納付しないとき（税務署長等がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

三　その猶予に係る国税につき提供された担保について税務署長等が第五十一条第一項（担保の変更等）の規定によつてした命令に応じないとき。

四　新たにその猶予に係る国税以外の国税を滞納したとき（税務署長等がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

五　偽りその他不正な手段によりその猶予又はその猶予の期間の延長の申請がされ、その申請に基づきその猶予をし、又はその猶予期間の延長をしたことが判明したとき。

六　前各号に掲げる場合を除き、その者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

地方団体からの主な意見　⑦

◆　（前頁の続き）検討のポイント

✓　国税にはない「不許可事由・不適用事由」、「取消事由」を地方税において規定することを検討する際には、猶予制度の活用の促進によって納税者の負担軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保するとの制度見直しの趣旨に沿った検討が必要となるのではないか。

✓　地方税の猶予の許可について判断する際には、その的確な納付の履行を確保する観点から、同一地方団体における地方税以外の他の債権の滞納状況についても整合的に考慮することが必要ではないか。
　また、対象となる滞納債権を検討する際には、広範囲な債権の滞納情報を税務当局が把握しなければならないという実務上の問題を踏まえることが必要ではないか。

◆　地方税における制度見直しの施行時期を、国税と同じ平成27年4月1日とすることについての問題の有無

＊　システム改修に係る予算措置及び改修期間の問題や規程整備、職員への研修期間確保の必要性等から、施行時期を国税と同じくすることは困難。国税と同様に準備期間を確保すべき。〔41団体〕

＊　国税が新たに整備する申請様式や取扱要領等についての早期の情報提供が必要。〔9団体〕

＊　事務量の増加が見込まれるので、問題がある。〔5団体〕

＊　意見なし〔106団体〕

（参考）　国税は、見直しの施行時期（平成27年4月1日）について、「制度の円滑な導入を図るとともに、各種通達の改正、システム改修、職員への研修、広報周知等の一定の準備期間等が考慮されたことによるもの」と説明(財務省「平成26年度税制改正の解説」より)。

◆　検討のポイント

✓　納税者の負担軽減措置は可能な限り早期に施行することが望ましいと考えられる一方で、地方団体における条例等の整備のための準備期間を確保し、制度の円滑な導入を図るため、施行時期についてどう考えるか。

地方税における猶予制度の見直しについて

✓　地方税における猶予制度の見直しについては、<u>基本的な仕組みについては国税と同様の見直しを行うこととしてはどうか</u>。

- 換価の猶予の特例（申請）の創設
- 徴収猶予及び換価の猶予（職権）の見直し

✓　ただし、<u>少なくとも以下の事項については</u>、地方団体の意見を踏まえ、地方税法上一律の基準を定めずに、<u>地方団体の条例等において定めることとしてはどうか</u>。※（　）は国税の規定

- 申請による換価の猶予に係る猶予金額の納付方法（原則毎月の分割納付）
- 申請による換価の猶予に係る申請期限（６月以内）
- 担保の徴取基準（要担保徴取額の最低限度額（100万円）及び担保不要の猶予期間（３月以内））
- 滞納があった場合に猶予の不適用事由又は取消事由に該当することとなる地方団体の債権の種類（当該申請に係る国税以外の国税）

✓　施行期日については、地方団体において条例等の整備を行う必要があることから、国税と同様に<u>１年間の準備期間を確保し、平成28年４月１日とすることとしてはどうか</u>。

地方税の新規発生滞納の滞納額別の件数及び滞納額の分布状況 ①

※ ■(表左)は、件数ベースの割合(%)、■(表右)は滞納額ベースの割合(%)を示している。

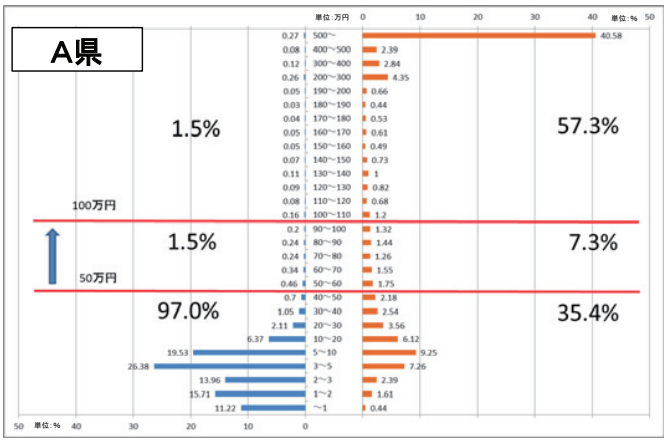

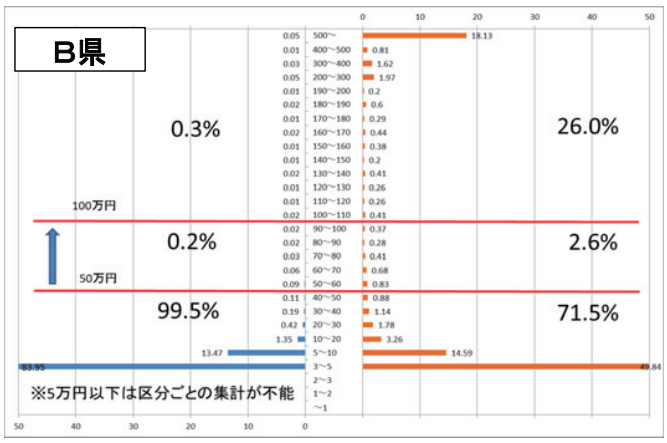

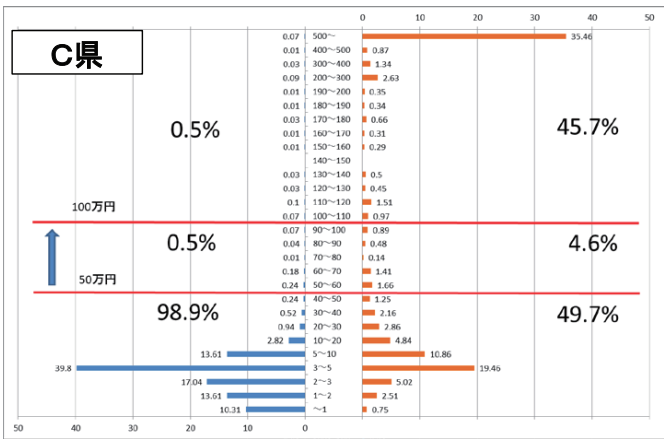

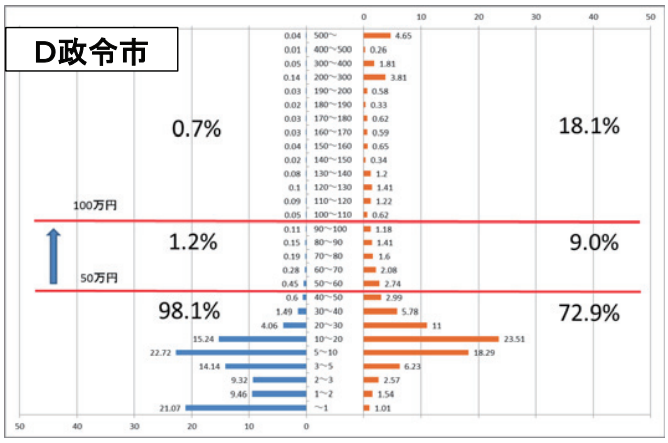

地方税の新規発生滞納の滞納額別の件数及び滞納額の分布状況 ②

※ ■(表左)は、件数ベースの割合(%)、■(表右)は滞納額ベースの割合(%)を示している。

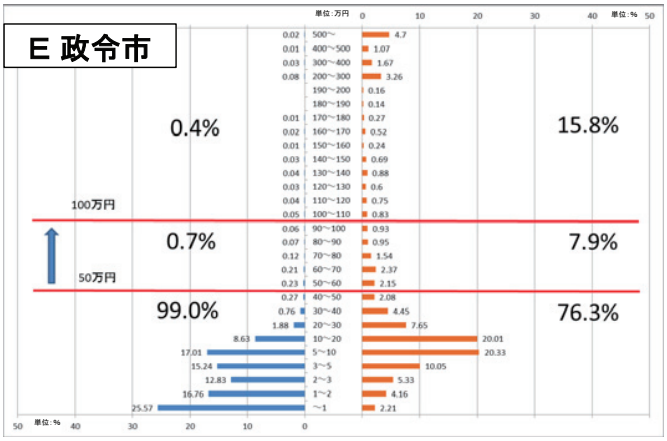

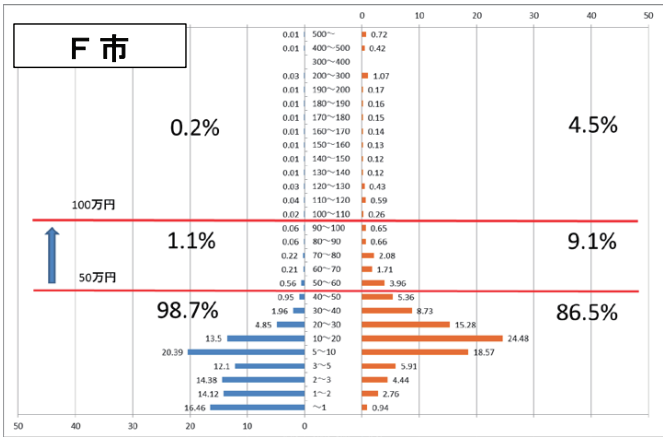

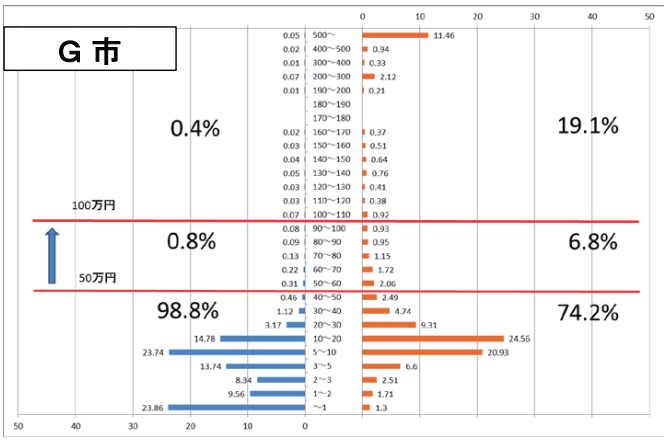

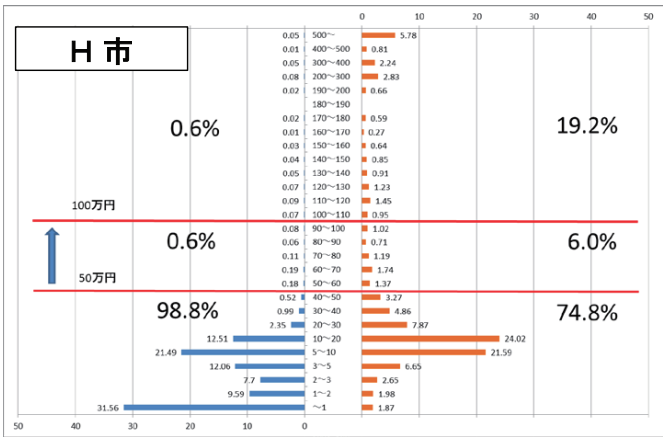

地方税の新規発生滞納の滞納額別の件数及び滞納額の分布状況 ③

※ ■(表左)は、件数ベースの割合(%)、■(表右)は滞納額ベースの割合(%)を示している。

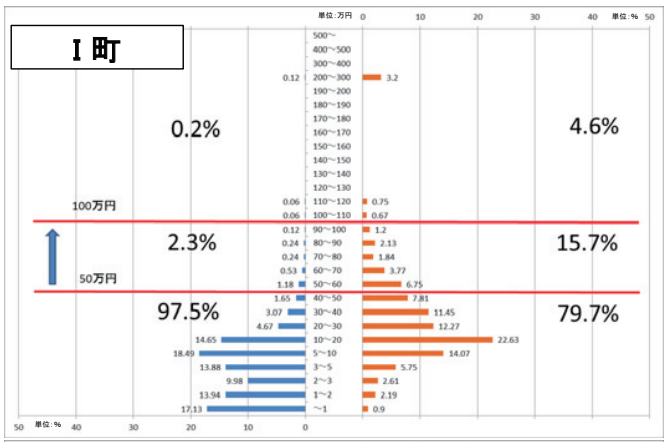

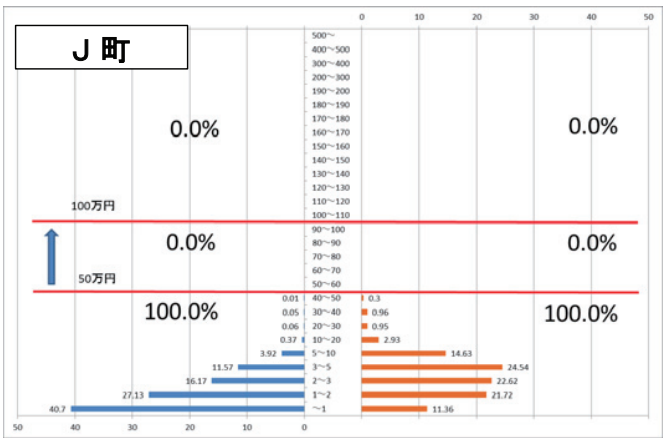

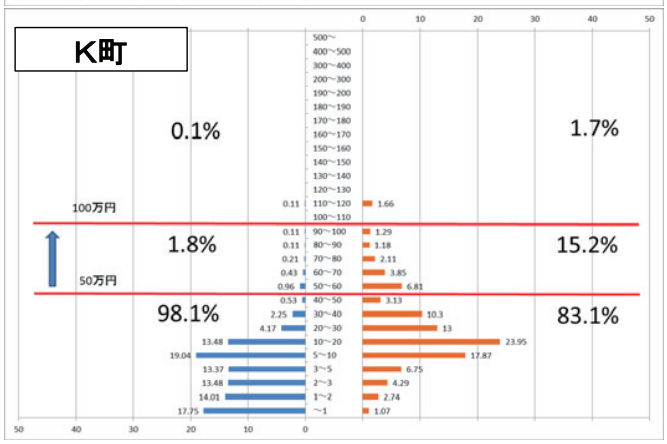

地方団体の債権について　①

「債権」：　金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利（自治法240（債権））

A「公法上の債権」：　地方税、分担金、使用料、手数料等の法令又は条例に基づく収入金に係る債権
（松本逐条 P.942）

［地方税法の滞納処分の例による強制徴収が可能］

①「強制徴収により徴収する債権」：　分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入　（自治法231の3③（督促、滞納処分等））

（例）国民健康保険料、介護保険料、保育所保育料（詳細は次頁）

②「①以外の公法上の債権」　（例）幼稚園保育料、生活保護費返還金

B「私法上の債権」：　物件の売払代金、貸付料等の契約に基づく収入金等に係る債権（松本逐条 P.942）

（例）公営住宅使用料※、各種貸付金、水道使用料、学校給食費
※ 公の施設の使用料として、公法上の債権とする説もある。

［裁判上の手続による強制執行による徴収］

地方団体の債権について　②

地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める使用料その他の歳入の例

〔地方自治法附則第6条に規定されているもの〕

- 港湾の入港料その他の料金等　（港湾法44、44の2,37④⑤）
- 土地改良事業の施行に伴う清算金等　（土地改良法の関係規定）
- 公共下水道の損傷負担金、使用料等　（下水道法18～20、25の10）
- 漁港の利用の対価等　（漁港漁場整備法35,39の2⑩、39の5）

〔その他個別の法律で規定されているもの〕

- 国民健康保険料　（国民健康保険法79の2）
- 後期高齢者医療保険料（高齢者医療確保法113）
- 介護保険料　（介護保険法144）
- 保育所保育料　（児童福祉法56⑩）
- 養育医療負担金　（母子保健法21の4③）
- 道路占用料　（道路法73）
- 有料道路の料金等　（道路整備特別措置法45）
- 河川使用料　（河川法74）
- 海岸占用料、土砂採取料等（海岸法35）
- 土地区画整理事業の清算金等（土地区画整理法110）
- 障害者の自立支援給付金の不当利得の徴収金（障害者自立支援法8③）
- 難病患者の特定医療費の不当利得の徴収金（難病の患者に対する医療等に関する法律34③）
- 生活困窮者住居確保給付金の不当利得の徴収金（生活困窮者自立支援法12②）
- 子どものための教育・保育給付の不当利得の徴収金（子ども・子育て支援法12②）
- 障害児通所給付費等の不当利得の徴収金（児童福祉法57の2⑤）

資料２－３　地方団体における還付加算金について

個人住民税における還付加算金の計算の起算日に係る適用誤り事例

○ 一部の市町村において、地方税法の適用誤りによって還付加算金の未払いが発生。

【原因】

給与支払報告書などの課税資料に基づき税額を賦課決定した個人住民税について、当該年度の申告期限後に確定申告等を行ったことにより過誤納となった場合、還付加算金の期間計算の始期を、本来適用すべき地方税法第17条の4第1項第1号の「納付又は納入のあった日」からではなく、同項3号の「更正の通知がされた日の翌日から起算して一月を経過する日」を適用して計算していたため。

（イメージ）

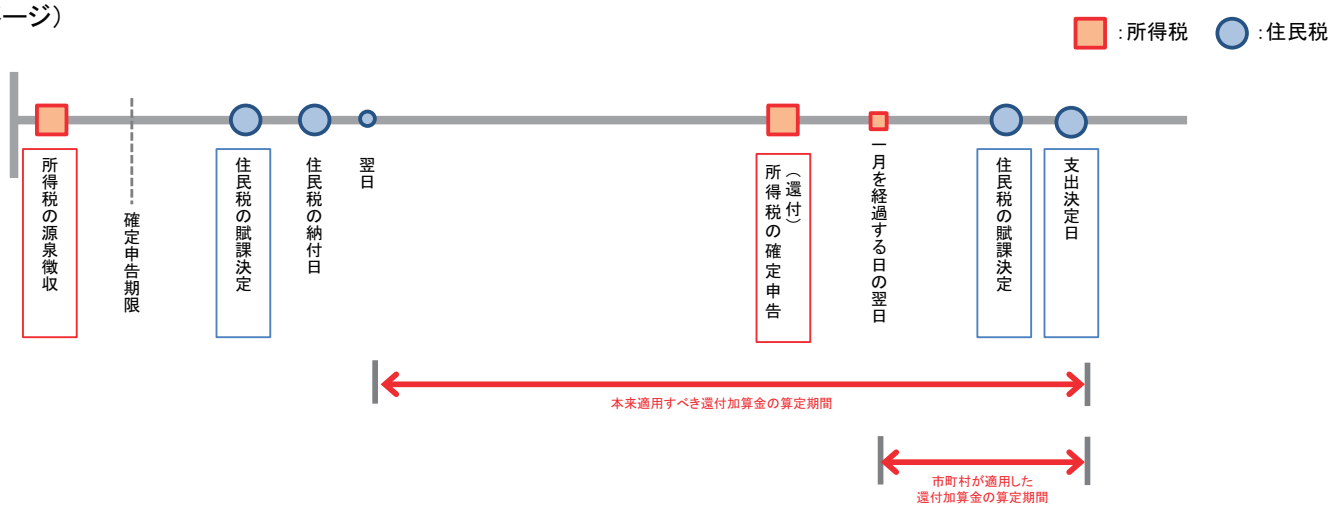

地方税法第17条の4第1項について

地方税法（抄）

（還付加算金）　※一部省略

第１７条の４　地方団体の長は、過誤納金を第１７条又は第１７条の２第１項から第３項までの規定により還付し、又は充当する場合には、次の各号に掲げる過誤納金の区分に従い当該各号に掲げる日の翌日から地方団体の長が還付のため支出を決定した日又は充当をした日（同日前に充当をするに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、その金額に年７．３パーセントの割合を乗じて計算した金額（以下「還付加算金」という。）をその還付又は充当をすべき金額に加算しなければならない。

一　更正、決定若しくは賦課決定（普通徴収の方法によつて徴収する地方税の税額を確定する処分をいい、特別徴収の方法によつて徴収する個人の道府県民税及び市町村民税並びに国民健康保険税に係る特別徴収税額を確定する処分を含む。以下この章において同じ。）……により納付し又は納入すべき額が確定した地方団体の徴収金（当該地方団体の徴収金に係る地方税に係る延滞金を含む。）に係る過納金（次号及び第３号に掲げるものを除く。）　当該過納金に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があつた日

三　所得税の更正（申告書又は修正申告書の提出によつて納付すべき額が確定した所得税額につき行われた更正に限る。第５項において同じ。）に基因してされた賦課決定により納付し又は納入すべき額が減少した地方税に係る過納金　当該賦課決定の基因となつた所得税の更正の通知がされた日の翌日から起算して一月を経過する日

＜源泉徴収による所得税＞

給与所得又は公的年金等による所得のみである納税者は、毎月の源泉徴収と年末調整によって納付すべき所得税額が確定するため、確定申告書を提出する必要がない。しかし、後日、各種控除が判明した等の理由で、確定(還付)申告書が提出されるケースがある。この場合、個人住民税（所得割）の減額賦課決定と還付が行われる。

⇒ **所得税は確定（還付）申告に基づいて還付されるため、地方税法第17条の4第1項第3号は適用できず、同項1号を適用し、還付加算金の計算始期は「納付又は納入の日の翌日」となる。**

＜第1号と第3号の適用関係＞

以下の2点に該当しない限り、第1号を適用。

① **所得税の減額更正に基因**する減額賦課決定によって発生した過納金

② ①の減額更正が、**申告書の提出によって納付すべき額が確定した所得税額を対象**

地方税法第17条の4第1項第1号および第3号の整理

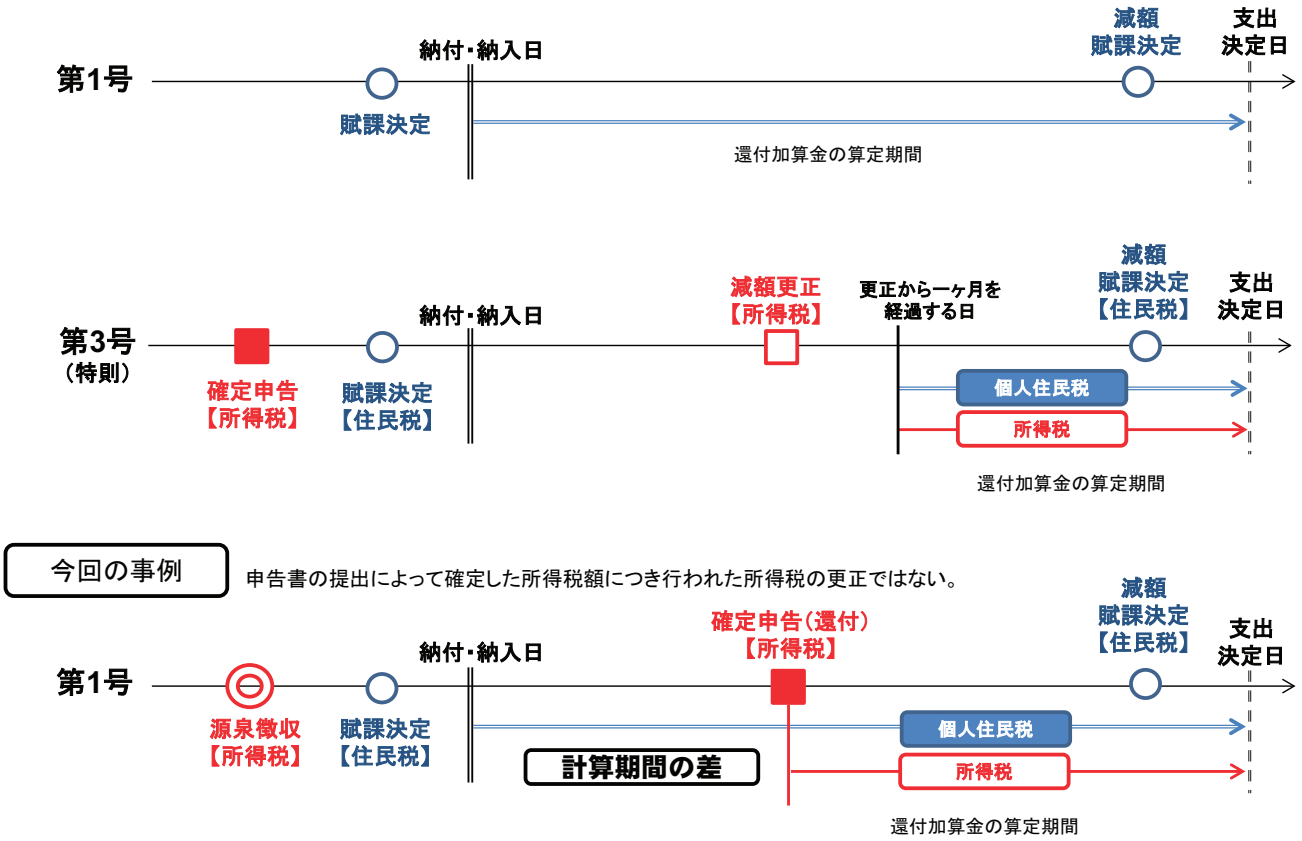

（注）便宜上、所得税と個人住民税の納付・納入日を同日とする。

資料３　　京都府における税業務の共同化の取り組み

京都府における税業務の共同化の取り組み

平成26年10月

京都地方税機構

1　税業務共同化の背景

- 地方税は、都道府県税と市町村税に区分され、納税者は、それぞれに申告・納付を行う必要
- 納税の方法（コンビニ納税等）などが地方団体間で不統一
- 三位一体改革による税源移譲により、地方税の比重が高まり、地方税務行政の執行体制の確保と、その中での税業務の効率化が改めて重要
- 行財政改革の進展により、業務執行体制の確保が困難な団体も存在

↓

納税者の利便性を図るとともに、公平・公正な税務行政の確立を目指し、効果的・効率的な税務執行体制を整備することが重要な課題

2

◆構成団体の規模

区分		住民基本台帳(平成25.3.31現在)		面積	平成24年度歳入決算	
団体名		人口 (人)	世帯数 (世帯)	(km²)	歳入総額 (百万円)	地方税 (百万円)
福知山市		80,598	34,312	552.57	46,304	11,315
舞鶴市		88,794	40,062	342.35	36,984	14,043
綾部市		36,674	15,515	347.11	17,633	4,348
宇治市		190,539	78,729	67.55	59,838	23,318
宮津市		20,498	8,729	169.32	11,441	2,636
亀岡市		92,539	36,337	224.90	35,029	10,042
城陽市		79,878	33,510	32.74	25,779	8,583
向日市		54,434	22,682	7.67	17,286	7,008
長岡京市		79,422	33,848	19.18	25,139	11,904
八幡市		73,414	30,736	24.37	25,043	9,389
京田辺市		63,348	24,710	42.94	22,573	9,774
京丹後市		60,858	22,198	501.84	33,455	5,030
南丹市		34,122	13,459	616.31	23,128	4,373
木津川市		70,334	25,516	85.12	26,874	8,676
乙訓郡	大山崎町	15,351	6,169	5.97	5,298	2,702
久世郡	久御山町	16,334	6,516	13.86	6,848	4,360
綴喜郡	井手町	8,163	3,308	18.02	4,098	875
綴喜郡	宇治田原町	9,858	3,346	58.26	3,821	1,593
相楽郡	笠置町	1,711	700	23.57	1,403	166
相楽郡	和束町	4,739	1,749	64.87	3,161	386
相楽郡	精華町	36,536	13,352	25.66	11,630	5,126
相楽郡	南山城村	3,186	1,232	64.21	2,371	330
船井郡	京丹波町	16,412	6,360	303.07	12,479	1,673
与謝郡	伊根町	2,555	969	62.00	2,674	172
与謝郡	与謝野町	24,243	8,999	107.04	11,598	1,821
市町村 計		1,164,540	473,043	3,780.50	471,887	149,643
京都府		2,547,225	1,125,013	4,613.21	942,132	234,626

3

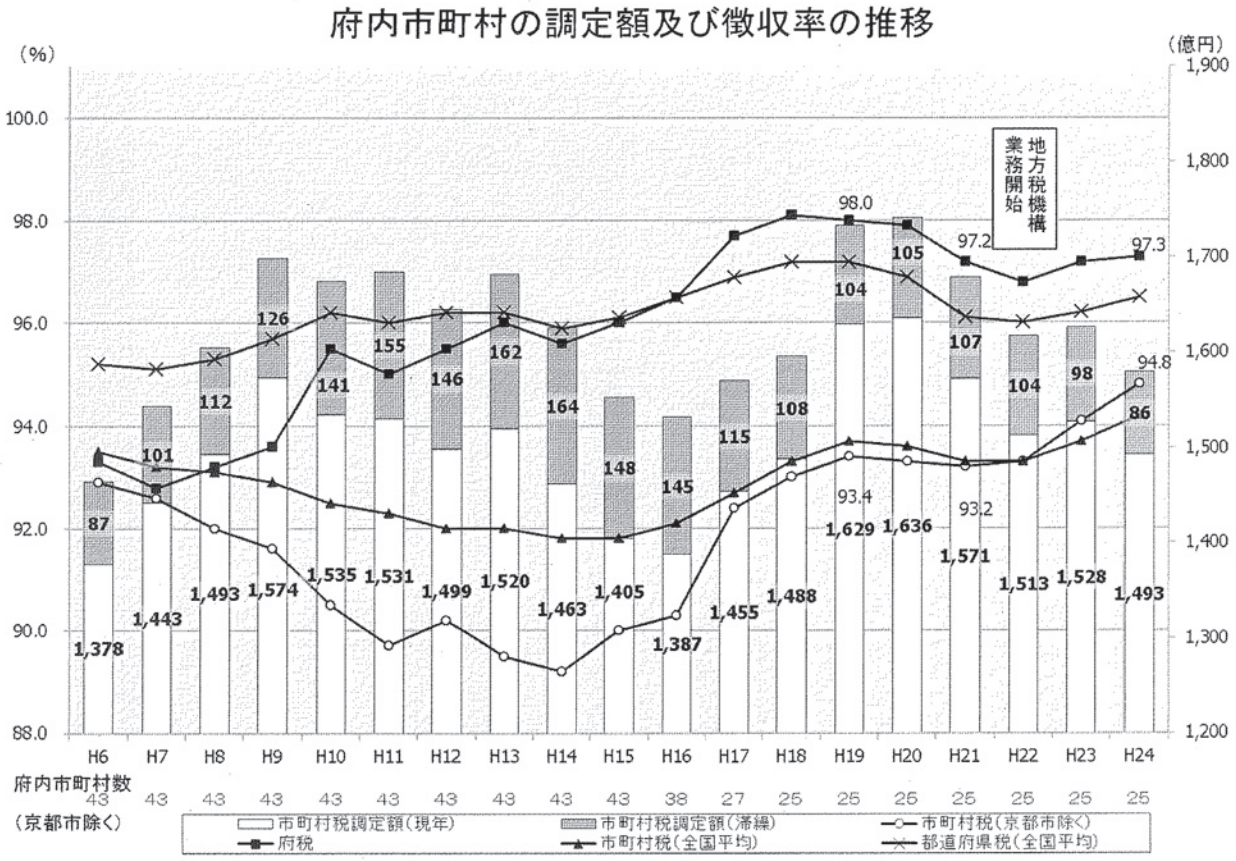

4

2 京都地方税機構の設立

○府と市町村の税業務を共同で行うための組織として、京都地方税機構を平成21年8月設立。
○京都地方税機構は、地方自治法で位置づけられた特別地方公共団体（広域連合）で、府と府内25市町村で構成
○徴収業務から開始（平成22年1月）

設立経緯

平成19年 5月	学識経験者等で構成する「京都府税務共同化推進委員会」を設置し、税務共同化のあり方検討
平成19年12月	京都府税務共同化推進委員会提言
平成20年 4月	構成団体の長で構成する「京都府・市町村税務共同化組織設立準備委員会」を設立
平成21年 6月	各構成団体議会において、地方税機構規約案を審議、可決
平成21年 8月	地方税機構設立許可（総務省）
平成21年12月	初回地方税機構議会

5

3 京都地方税機構の概要

(1) 設立目的
・ 京都府及び府内25市町村の税業務を統合的に行うことにより、納税者の利便の向上や業務の効率化を図るとともに、公平・公正な税業務の一層の推進を図る。

(2) 組　織
・ 機構本部及び9カ所の地方事務所
・ 職員214名（京都府（126名）及び市町村（88名）からの派遣職員）

(3) 予算規模（平成26年度予算）　2，122百万円（うち人件費　1，444百万円）
・ 業務量等に応じ、構成団体が負担。京都府負担額　1，262百万円

(4) 業務内容
① 構成団体が賦課した地方税及び国民健康保険料の滞納案件のうち、機構に移管された事案の滞納整理業務
② 構成団体が賦課徴収すべき法人関係税の課税事務（平成24年4月～）
③ その他電算システム整備、構成団体職員の研修

6

4 京都地方税機構の組織

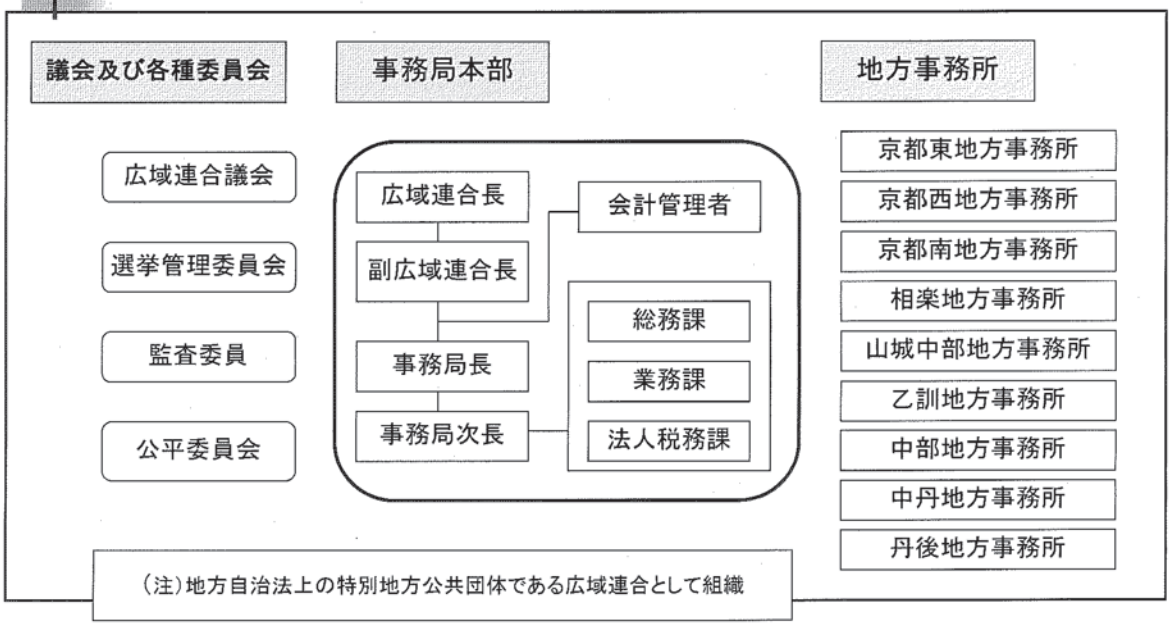

7

5 税務共同化の効果

項　　目	内　　容
納税者利便性の向上	○府税、市町村税の全税目でコンビニ納税実施（但し、機構への移管分のみ） ○納税窓口の拡大（全ての府、市町村及び機構地方事務所で納税可） ○納税チャネルの拡大（コンビニ納税、クレジット納税、インターネットバンキング等多様化） ○申告窓口の一元化（各種申告書及び給与支払報告書の提出先を一元化）
徴収力の向上	○市町村税徴収率のアップにより、約80億円の増収（平成19年度実績93．4%→98．0%） ○個人府民税の徴収率アップにより、約5億円の増収（府）
課税調査能力の向上	○課税客体捕捉率向上による増収効果 ・未申告法人への申告指導 ・未登録法人の調査 ・償却資産保有状況の調査 ・課税客体情報の効率的な入手（固定資産に係る異動情報の入手）
徴税コストの圧縮	○徴税経費の約8割を占める人件費の削減
システム経費削減	○課税業務支援システムを開発することにより、例年の税制改正に伴うシステム変更に要する経費の大幅削減

8

6 徴収業務の共同化

（1）徴収権限は、機構へ移管
- 滞納処分等は機構で実施
- 機構で徴収した税は、機構の指定金融機関から各構成団体へ送金

（2）電算システム（共同徴収支援システム）を活用して滞納整理を実施
- 名寄せ、債権管理
- 滞納者に関するデータの蓄積、処分等調書作成の簡易化等の業務支援

（3）効率的な滞納整理の実施
- 事務局本部に催告センターを設置
  電話催告、文書催告の集中実施による滞納件数の圧縮
- 事務局本部に特別機動担当の設置
  高額案件（500万円以上）の集中処理

（4）滞納整理ノウハウの集積
- 悪質滞納者に対する厳正な処分の実施
- 財産調査の徹底、捜索の実施、コンビニ納税・インターネット公売の実施

（5）共同化時の問題点
- 納付日管理の問題
- 時効管理の問題

9

共同徴収・収納イメージ（金融機関納付）

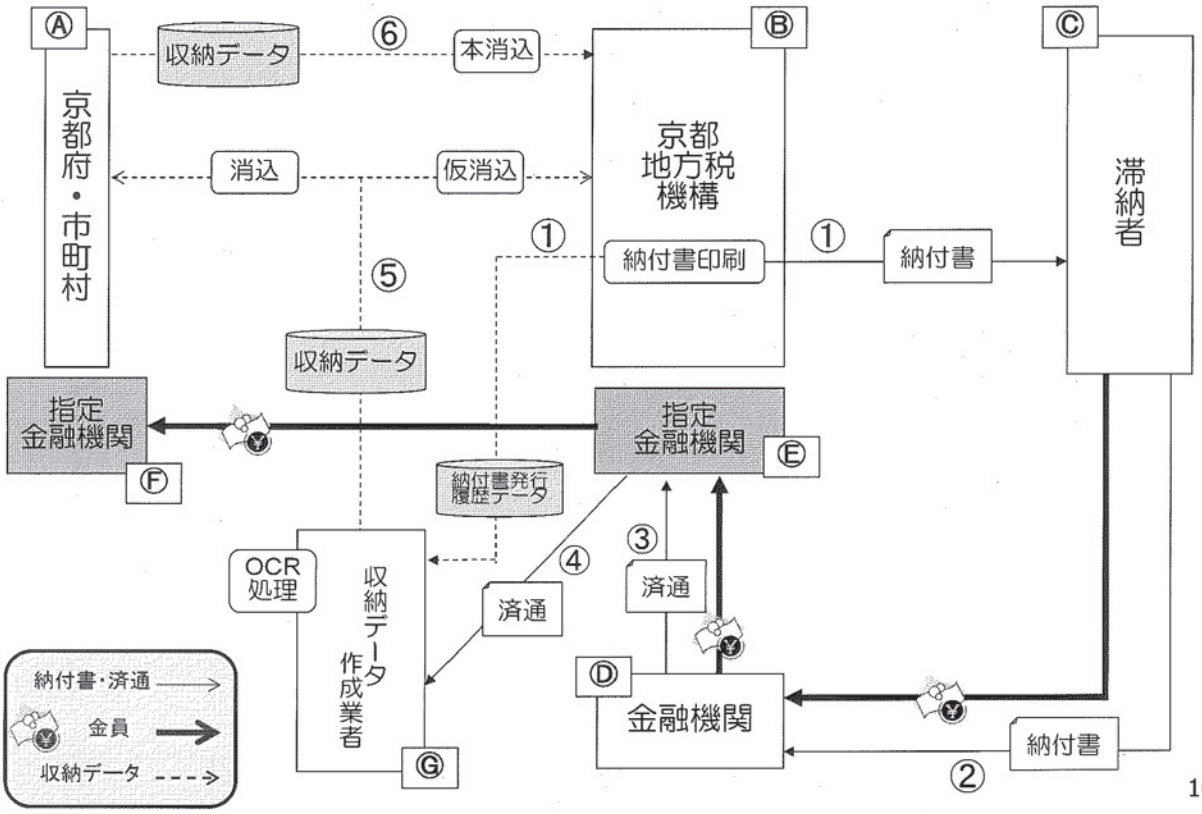

10

7　京都地方税機構の取組状況(1)

(1)　滞納整理業務の取組(平成24年度)

徴収業務を平成22年1月から開始、同年4月からは、本格的に構成団体の滞納案件の移管を受け(国保料(税)は18団体)、納税者の名寄せ、電話・文書による一斉催告、公売、捜索などの滞納整理業務を実施

① 地方税機構への移管総額　27，198百万円(構成団体調定額の6．6%)
② 地方税機構での収納額　11，752百万円(構成団体収入額の3．0%)
③ 収納率(収納額/移管総額)　43．2%　(前年度比較　2．4ポイント増)

(2)　法人関係税の課税業務の取組

・ 法人市町村民税、府民税及び事業税の課税業務を平成24年4月から本格開始
・ 法人への申告案内の送付、申告書の受付、電算システムへの入力、更正決定処理などの課税事務を実施

① 対象法人数　62，000社
② 申告書受付処理件数　105千件
③ 未申告法人等調査による増収額　31百万円

11

7　京都地方税機構の取組状況(2)

(3)　構成団体への影響(平成21年度と24年度の比較)

共同化を実施する前(平成21年度)と共同化後(平成24年度)の構成団体の状況を比較すると、次のとおり共同化の効果が現れている。(国保料(税)除く)

① 徴収率	府	0．1ポイント上昇	市町村　1．6ポイント上昇
(滞納繰越分	府	4．7ポイント上昇	市町村　7．9ポイント上昇)
② 滞納繰越額	府	1，222百万円減少	市町村　2，843百万円減少
③ 延滞金収入	府	71百万円増	市町村　208百万円増

(4)　共同化による効果

徴収業務の共同化による増収効果としては、3年間で**約22億円**と試算

12

徴収業務の取組状況 （平成22～24年度）

（単位：百万円、%）

	府 税	市町村税	計
移管額 (a)	12,073	40,929	53,002
収納額 (b)	8,404	25,331	33,735
不納欠損等額 (c)	1,653	3,438	5,091
繰越額 (d)	2,016	12,160	14,176
うち執行停止額	304	1,357	1,661
収納率 (b／a)	69.6	61.9	63.6
整理率 (b＋c)／a	83.3	70.3	73.3

注）不納欠損等額の中には、不納欠損額のほか、調定減額など構成団体で移管額を減額したものを含む。

税目毎の徴収業務の取組状況 （平成22～24年度）

（単位：百万円、%）

	固定資産税・都市計画税	構成比	個人住民税	構成比	国民健康保険税（料）	構成比	自動車税	構成比	不動産取得税	構成比	個人事業税	構成比	その他	構成比	計
移管額 (a)	16,430	31.0	15,581	29.4	7,253	13.7	5,837	11.0	2,806	5.3	878	1.7	4,217	8.0	53,002
収納額 (b)	11,143	33.0	9,861	29.2	3,353	9.9	4,669	13.8	1,924	5.7	642	1.9	2,143	6.4	33,735
不納欠損等額 (c)	1,412	27.7	729	14.3	943	18.5	306	6.0	238	4.7	72	1.4	1,391	27.3	5,091
繰越額(a－b－c) (d)	3,875	27.3	4,991	35.2	2,957	20.9	862	6.1	644	4.5	164	1.2	683	4.8	14,176
収納率(b／a)	67.8		63.3		46.2		80.0		68.6		73.1		50.8		63.6
整理率(b＋c)／a	76.4		68.0		59.2		85.2		77.0		81.3		83.8		73.3

注） 不納欠損等額の中には、不納欠損のほか、調定減額など構成団体で移管額を減額したものも含む。

13

8 今後の課題

(1) 税業務の共同化の推進

・ 共同化の効果を最大限発揮するためには、課税業務や収納業務等、一連の税業務の共同化を実現していく必要

(2) 業務の標準化、システムの統一化

・ 共同化のためには、各構成団体の業務の進め方を標準化し、システムを統一していく必要があるが、これまでのやり方を見直すことへの抵抗感。

(3) 機構における税の専門職員の育成

・ 機構職員は、一定期限で構成団体から派遣され、税の専門職員（税のプロ）が育ちづらい。

14

２京地税第９３号
平成２２年８月３日

各地方事務所長　様

京都地方税機構　事務局長

京都地方税機構徴収業務基本方針について

京都地方税機構は、構成団体から移管を受けた滞納事案につき効果的、効率的な滞納整理を行い、構成団体の税収確保と徴収率の向上を図るとともに、適切な徴収業務を通じて納税秩序の維持向上を目指すこととし、下記のとおり、徴収業務基本方針を定める。

記

１　機構職員の基本姿勢

機構は、構成団体から移管を受けた事案の滞納整理業務を行うものであるが、税務行政の一環として、住民・納税者から信頼される業務執行を行わなければならない。

そのため、機構職員は、

①法令等の正確な知識のもとに、公平・公正な事務執行に当たること
②守秘義務遵守とともに、個人情報の収集管理等を適正に行うこと
③納税者の主張を正確に把握し、親切、丁寧な対応を行うこと

を遵守し、使命感をもって業務執行に当たるものとする。

２　公平・公正な税務行政の一環としての徴収業務

公平・公正な業務執行は税務行政の基本であり、徴収業務においても、他の納税者との公平性を欠くことのないようにするとともに、処理に当たっては公正な対応が求められる。

また、徴収業務は、単に滞納事案を強制処分等により徴収し、又、執行停止するにとどまらず、納税者を納期内の自主納税に導き納税秩序の確立を目指すものである。

従って、地方税法をはじめとする各種関連法令の正確な理解のもと、その趣旨に則った厳正な処理を行うとともに、納税者に対しては、納期内納税の重要性を含め適切な納税指導を行うものとする。

３　滞納事案の実情に応じた滞納整理

滞納事案は、個々の事案ごとに納税者の事情を異にしているものであり、事案に即した滞納整理が求められるものである。

特に、滞納者が納税の意思を有しているか否かは重要なポイントであり、資力がありながら納税しない滞納者に対しては厳正な滞納処分を執行すべきであり、又、納税意思を有しながら資力のない滞納者に対しては、滞納処分の執行停止を含め納税の猶予を行う等適切な対応を行うものとする。

４　滞納整理の進め方

機構は、構成団体から滞納事案の移管を受けるものであるが、当該滞納者に新たな滞納事案が発生することも予想されるところである。

納税秩序の確立のためには納期内納税を高めることにより新たな滞納事案を発生させないことが重要であり、現年課税分の納付を優先的に、滞納者の資力に応じ、計画的に滞納額を圧縮するよう指導するものとする。

また、機構では大量の滞納事案を整理することから、効率的な滞納整理を進める必要があり、そのためには、事案を担当後１年以内の処理（差押え等強徴処分又は滞納処分の執行停止）を目指すことを基本とする。

５　構成団体との連携

公平・公正な税務行政を推進するため、機構及び構成団体は、情報の交換を互いに十分行う必要がある。従って、双方、情報の正確性を重点として、機構は、連絡事項を確実に伝達し、さらに、折衝等により構成団体に必要となる情報を遅滞なく伝達するなど構成団体との連携を密にするものとする。

徴収事務フロー

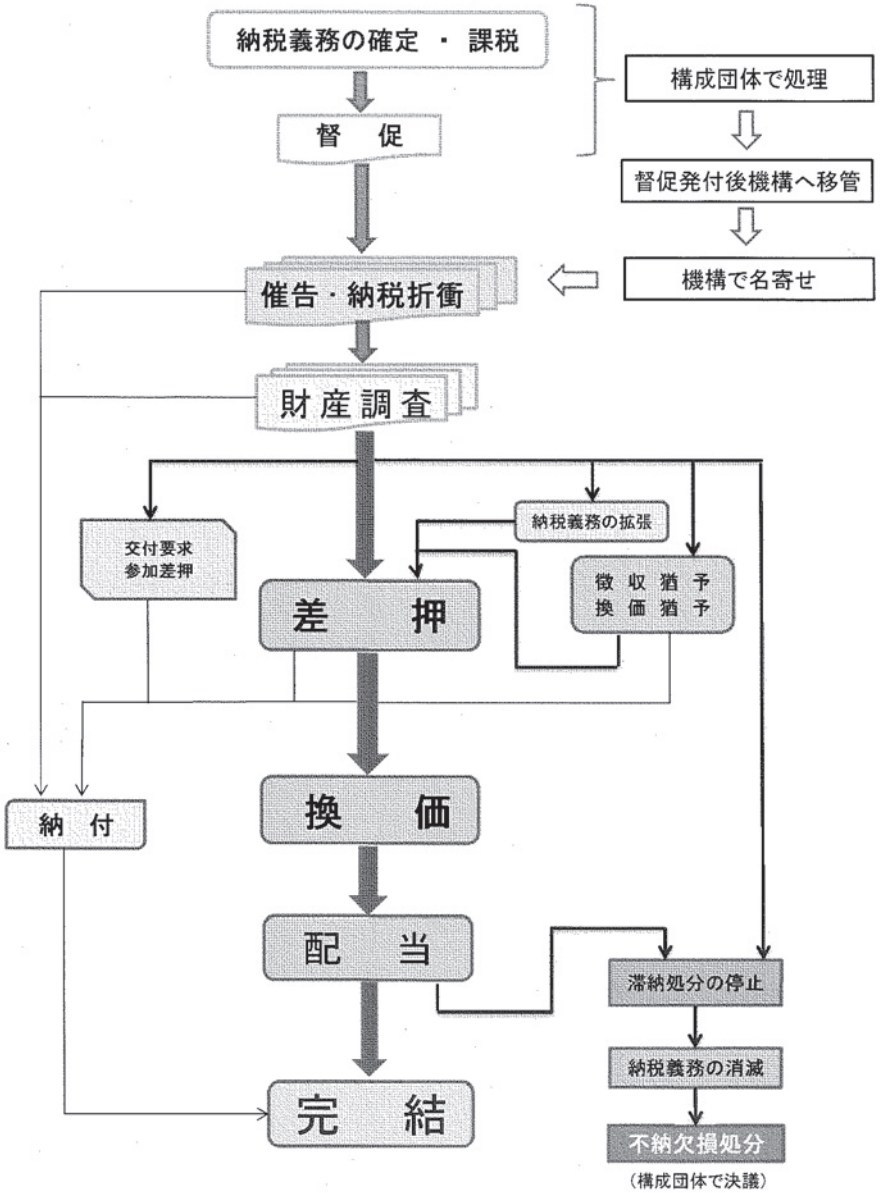
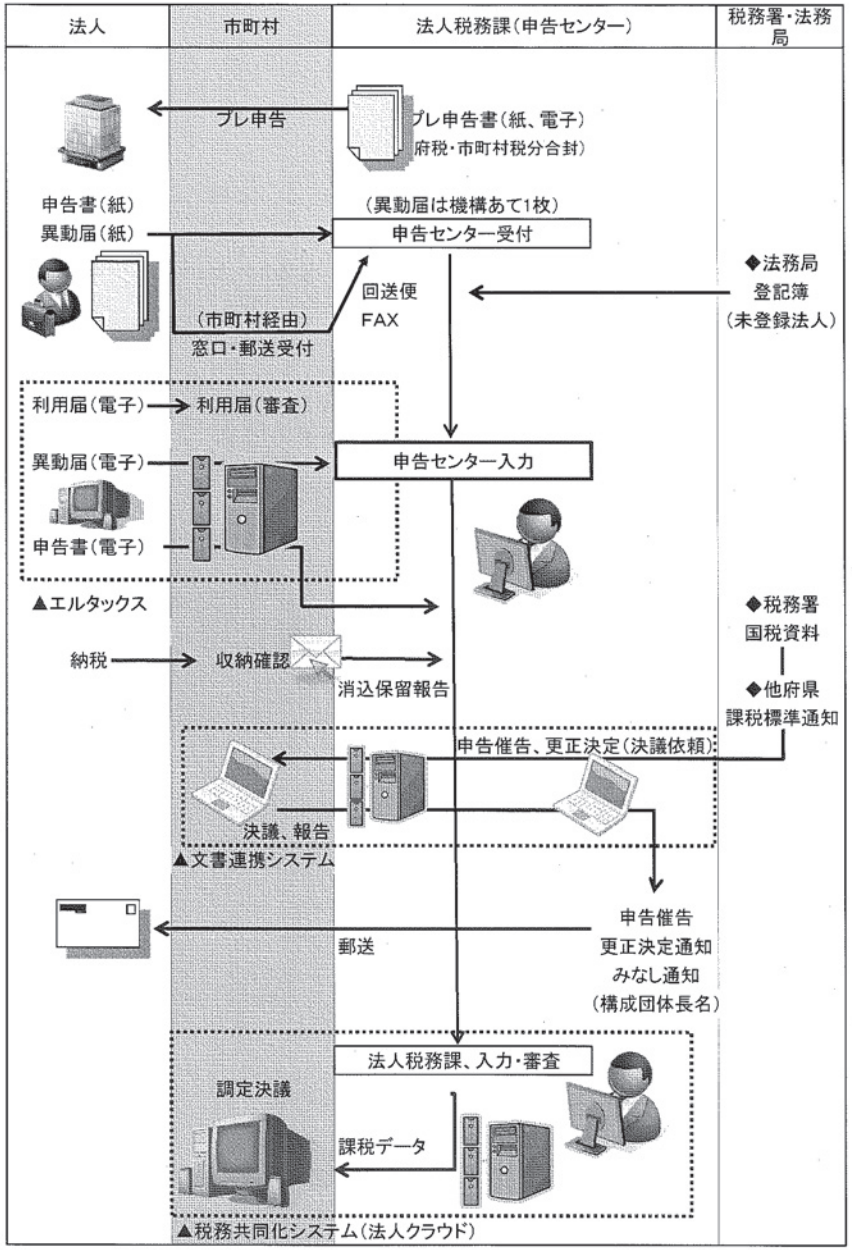
法人関係税の共同化に係る事務の流れと役割分担